

# （改訂版）守口市一般廃棄物処理基本計画

（ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画・食品ロス削減推進計画）



～みんなの責任と協働で目指す循環型社会～

令和4年3月

大阪府 守口市

## はじめに

本計画は、平成 29 年 3 月に策定した守口市一般廃棄物処理計画を計画期間の中間にあたる令和 3 年度に、その進捗やその後の施策や社会経済情勢の変化に対応して改定するために見直しを行い、改訂版として取りまとめたものです。現計画では、主な指標として①ごみ総排出量、②リサイクル率、③焼却処理量を市として掲げています。その達成状況は令和 2 年度末の時点で各々①41,363 トン/年に対して 39,798 トン/年、②21%に対して約 21%、③32,558 トン/年に対して 31,604 トン/年とすべての指標において中間目標値を達成しています。その主な要因は、令和元年度末頃から新型コロナウイルス感染のまん延拡大防止措置による産業活動の停滞に伴う廃棄物量の減少が考えられます。また、排出の適正化を目的とした廃棄物の搬入検査回数の増加や排出事業者の指導、市民生活においてエコバックの利用、使い捨て商品の購入を控えることによるごみの発生抑制、再利用、リサイクルなどの活動の浸透があると分析していますが、引き続き、計画期間終期までの目標達成に向けて、再資源化に向けた分かり易い情報発信、分別区分の見直し、適正搬入のチェック強化などごみの減量の取り組みを強めてまいります。

なお、今回の改訂版では令和元年の食品ロスの削減の推進に関する法律制定及び国際社会の共通目標である SDGs の理念、並びに本市が昨年 4 月に策定した第 6 次守口市総合基本計画をも踏まえ、新たな食品ロス削減推進計画も併せて策定しました。全世界において課題である食品ロス削減に向けて、一基礎自治体である本市だけで貢献できることは僅かではありますが、市民、事業者の皆様の行動変容の一助として計画を定めました。本市としては、今後とも限りある資源を有効活用し、また、環境負荷を限りなく低減する中で、環境と調和した市民生活や経済活動が行われるよう本計画も一つの道しるべとして引き続き努力してまいります。

## 目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画対象範囲	3
4 計画の期間・目標年度	3
第2章 地域の概要	4
1 自然的条件	4
2 社会的条件	6
第3章 ごみ処理基本計画	10
1 ごみ処理の現状	10
2 現状施策を継続した場合のごみ排出量等の将来予測	48
3 ごみ処理の評価	57
4 ごみ処理に係る課題	63
5 ごみ処理に係る数値目標	65
6 基本方針	68
7 収集・運搬計画	84
8 中間処理計画	85
9 最終処分計画	85
10 その他ごみ処理に関し必要な事項	86
第4章 生活排水処理基本計画	88
1 生活排水処理の現状	88
2 生活排水処理の課題	92
3 生活排水処理計画	92
4 収集・運搬計画	94
5 中間処理計画	95
6 災害時のし尿処理に係る計画	95
7 その他し尿等の処理に関し必要な事項	95
第5章 計画の進捗管理	96
食品ロス削減推進計画	97
第1章 計画策定の背景	98
第2章 守口市における食品ロスの実態	100
第3章 計画の基本的事項	105
第4章 目標達成のための取組	107
用語集	112

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の趣旨

これまで続いてきた大量生産・消費という社会構造は、国民の生活様式の多様化や利便性の向上など、一定の効果をもたらした。しかし、一方では廃棄物排出量の増加が環境への負荷を増大させる結果となり、近年、このような環境負荷からの脱却に向けた循環型社会への転換が求められるようになってきている。

廃棄物に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめとする各種廃棄物関係法令が整備され、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の推進が求められており、守口市（以下、「本市」という。）では、平成29年3月に（改訂版）守口市一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定し、一般廃棄物の排出抑制・資源化等に取り組んでいる。

計画策定から5年が経過し、この間の廃棄物処理体制が大きく変化した。ごみ処理については、令和元年10月に大阪広域環境施設組合に加入し、令和2年4月から共同処理を行い、し尿処理については、平成30年4月から本市の下水終末処理場で処理を行うなど、それぞれの処理計画について修正する必要が生じたため、基本目標計画の中間年度である令和3年度に見直しをするものである。

また、令和元年10月に施行された、「食品ロスの削減の推進に関する法律」では、地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定が求められており、基本計画で定める施策、ごみの減量化・資源化に係る取り組みと密接に関係することから、基本計画に含有して策定するものである。

### 【SDGs（持続可能な開発目標）】

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、採択された国際目標、持続可能な世界を実現するための17のゴール等から構成されている。

国内でも内閣府により、平成28（2016）年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定され、ビジョン、実施原則と共に8つの優先課題が盛り込まれている。

守口市一般廃棄物処理基本計画に関連するSDGsの主な目標は次のとおり。

【目標3】 【目標7】 【目標11】 【目標12】 【目標13】 【目標14】



## 2 計画の位置付け

本計画と関連計画・法律との関係は、図 1-1 に示すとおりである。

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項（以下参照）に基づく一般廃棄物処理基本計画であり、その他の関連計画との整合性が図られたものとする。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項】（原文）

市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画

（以下「一般廃棄物処理基本計画」という。）を定めなければならない

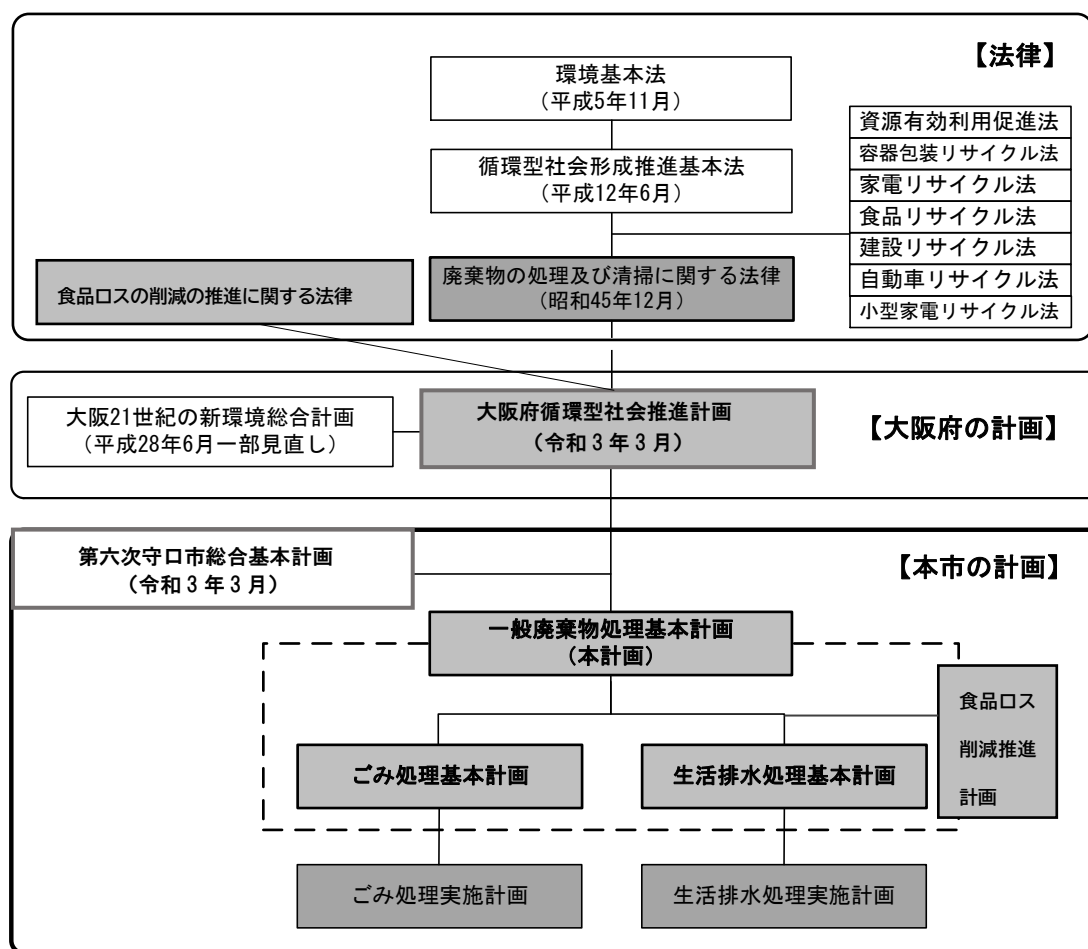


図 1-1 本計画と関連計画・法律との関係

### 3 計画対象範囲

計画対象範囲は、図 1-2 に示すとおりである。

本計画の計画対象範囲は、廃棄物のうち一般廃棄物を対象とする。

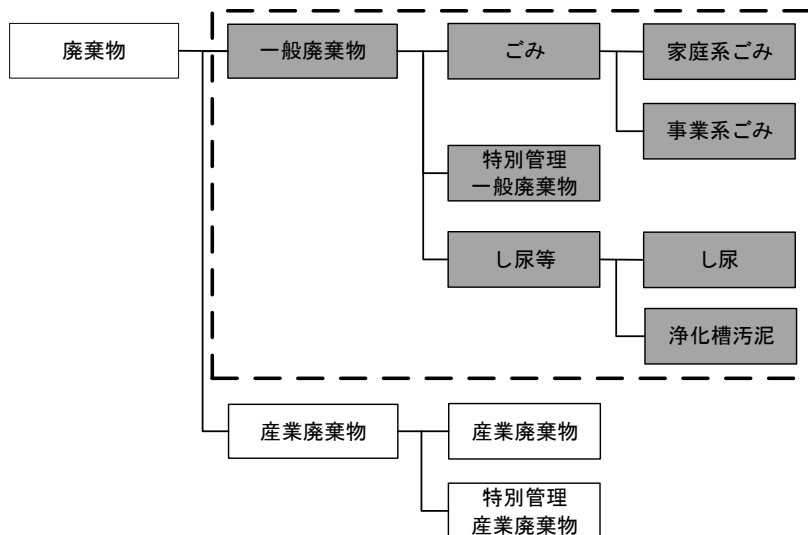


図 1-2 計画対象範囲

注) 灰色の網掛は本計画の適用範囲を示す。

### 4 計画の期間・目標年度

計画の期間・目標年度は、以下に示すとおりとする。

本計画では、平成 29 年度から 5 年後の令和 3 年度を中間目標年度、10 年後の令和 8 年度を目標年度として設定する。

#### 【計画の期間】

平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間とする。

#### 【計画目標年次】

中間目標年度 : 令和 3 年度 (平成 29 年度から 5 年後)

目標年度 : 令和 8 年度 (平成 29 年度から 10 年後)

## 第 2 章 地域の概要

### 1 自然的条件

#### 1.1 位置及び地勢

本市の位置は、図 2-1 に示すとおりである。

本市は、大阪府の大阪平野のほぼ中央部、淀川の左岸に位置している。西及び南は大阪市に、東は門真市・寝屋川市、北は摂津市に接し、市域は 12.71km<sup>2</sup>で、概ね淀川の沖積による平坦地となっている。



図 2-1 本市の位置

## 1.2 気象

本市周辺の気象は、表 2-1 及び図 2-2 に示すとおりである。

表 2-1 本市周辺の気象

	最高気温[°C]	最低気温[°C]	平均気温[°C]	降水量[mm]
平成 28 年度	37.7	-4.3	16.9	1,529.0
平成 29 年度	37.4	-3.1	15.8	1,435.5
平成 30 年度	38.9	-4.4	16.6	1,649.0
令和元年度	38.6	-2.3	16.7	1,346.0
令和 2 年度	38.7	-2.9	16.8	1,566.0

出典：気象庁（枚方気象観測所）

※年度は寒候年（前年 8 月 1 日から当年 7 月 31 日まで）とする。

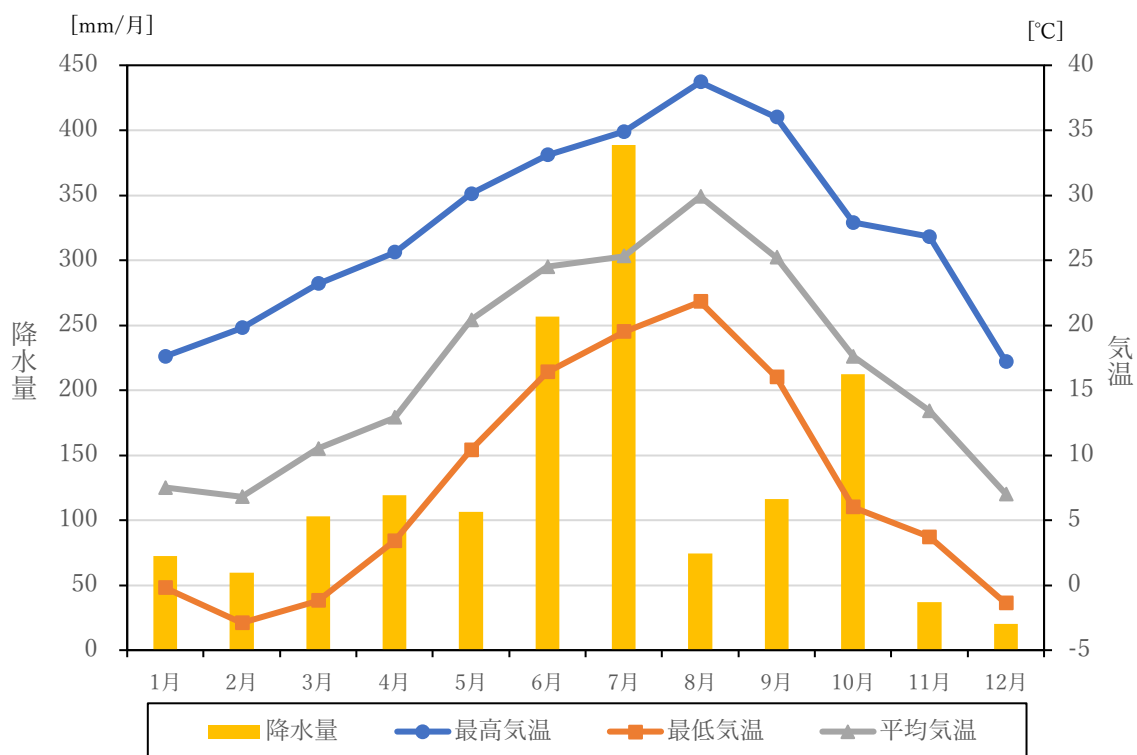


図 2-2 本市周辺の気象（令和 2 年 1 月～12 月）

出典：気象庁（枚方気象観測所）



## 2 社会的条件

### 2.1 人口等

#### 2.1.1 総人口

総人口は、図 2-3 に示すとおりである。

総人口は、年間最大で 800 人程度減少しており、令和 2 年度の総人口は、143,497 人となっている。

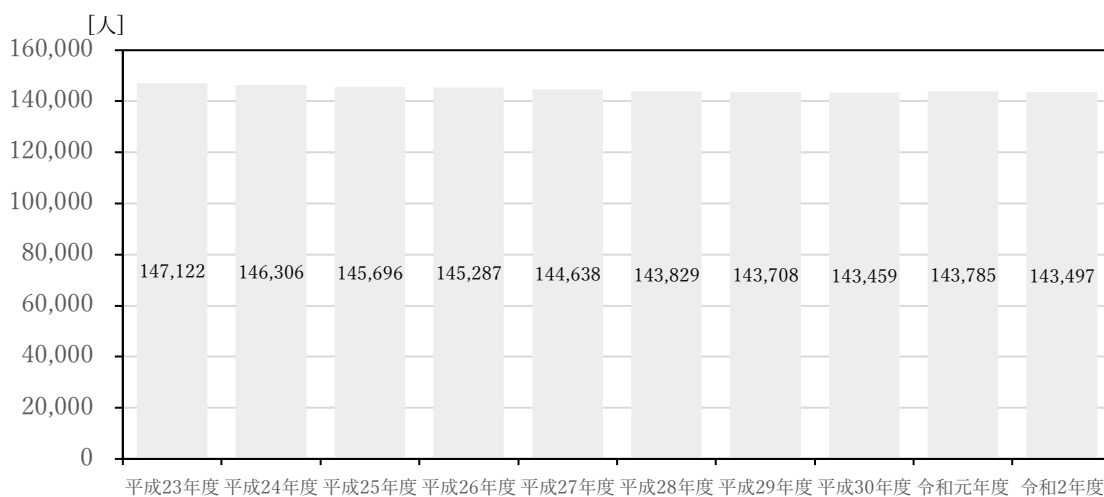


図 2-3 総人口

出典：市資料

#### 2.1.2 世帯数

世帯数は、図 2-4 に示すとおりである。

世帯数は平成 24 年度降は増加傾向となっている。

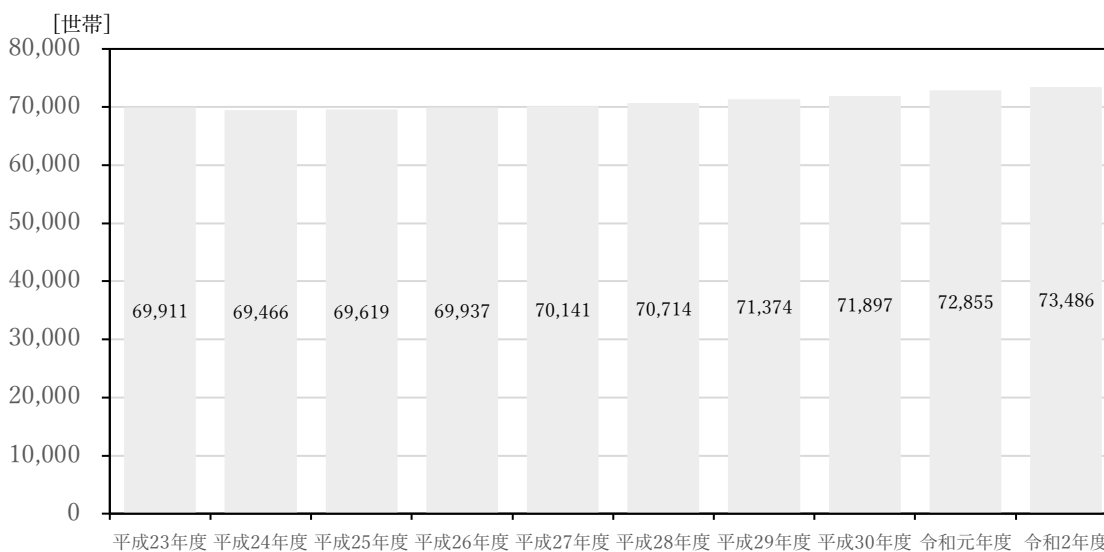


図 2-4 世帯数

出典：市資料

### 2.1.3 年齢構成

年齢構成は、図 2-5 に示すとおりである。

年齢構成は、令和 2 年度の国勢調査結果において 45～49 歳の年齢が男女共に最も多くなっている。また、平成 22 年度と令和 2 年度の国勢調査結果を比較した結果、70 歳未満では、男女の合計人数は 20～24 歳、50～59 歳以外のすべての年齢で減少がみられ、70 歳以上ではすべて増加していることから、高齢化が進んでいるものと考えられる。

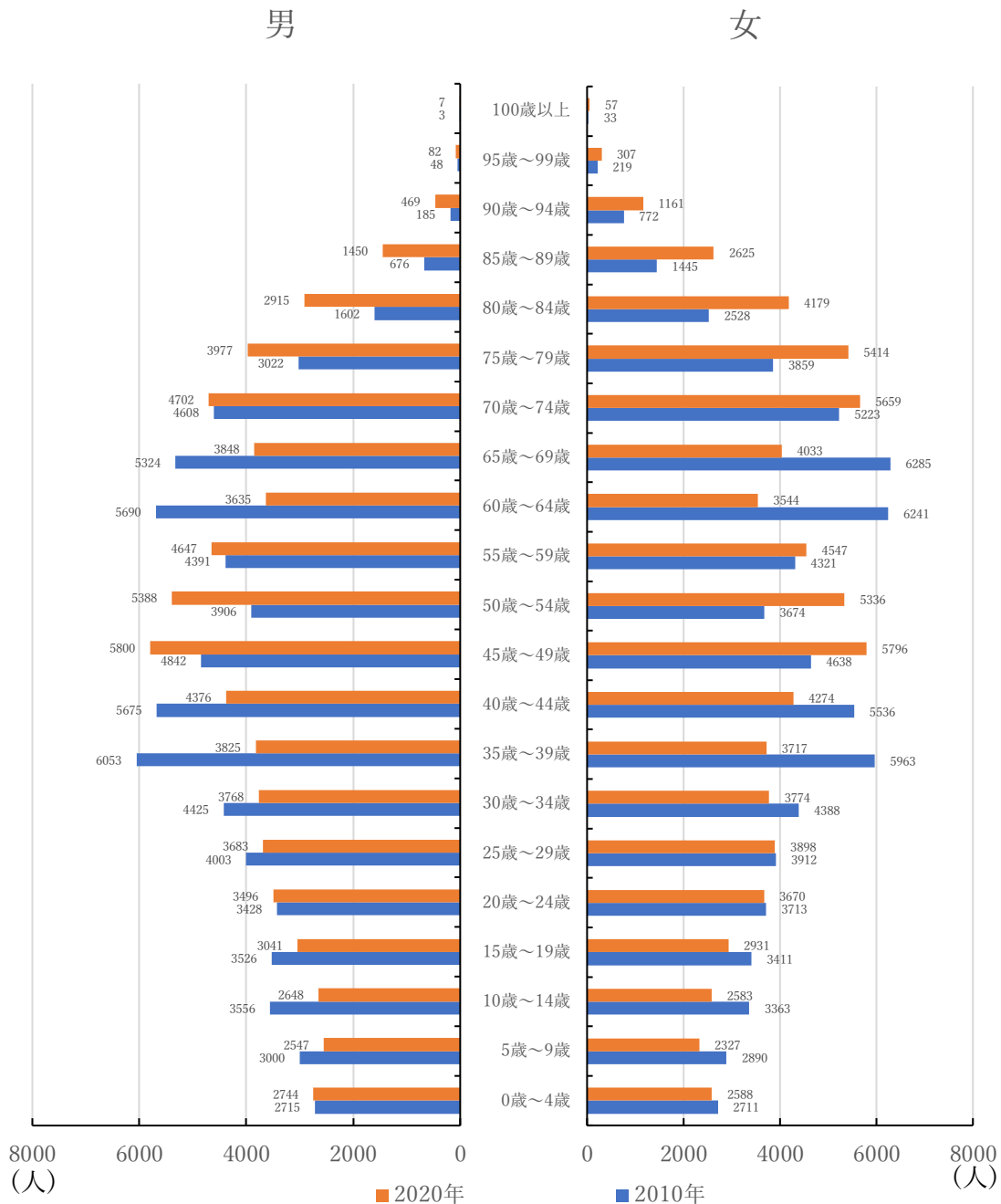


図 2-5 年齢構成

出典：「国勢調査」（平成 22 年度、令和 2 年度）  
注）年齢「不詳」を除く。

## 2.2 産業構成

産業構成は、表 2-2 及び図 2-6 に示すとおりである。

就業者数は、平成 21 年から平成 26 年にかけて 11,832 人減少している。産業構成は、第 3 次産業の割合が高く、次いで第 2 次産業、第 1 次産業となっている。第 3 次産業のうち割合の最も多い業種は、卸売・小売業であり、平成 26 年において、全業種の約 19%となっている。

表 2-2 産業構成

産業	平成 21 年		平成 26 年	
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)
農林漁業	17	0.02	15	0.02
第 1 次産業計	17	0.02	15	0.02
鉱業、砕石業、砂利採取業	0	0.0	0	0.0
建設業	4,847	6.64	3,609	5.9
製造業	14,492	19.86	10,260	16.78
第 2 次産業計	19,339	26.5	13,869	22.68
電気・ガス熱供給水道業	556	0.76	485	0.79
情報通信業	846	1.16	499	0.82
運輸業、郵便業	4,731	6.48	3,736	6.11
卸売・小売業	13,110	17.96	11,327	18.53
金融・保険業	1,039	1.42	1,012	1.66
不動産業、物品貸借業	1,750	2.4	1,721	2.81
学術研究、専門・技術サービス業	3,202	4.39	1,880	3.07
宿泊業、飲食店サービス業	6,300	8.63	5,700	9.32
生活関連サービス業、娯楽業	3,361	4.61	2,429	3.97
教育、学習支援業	3,439	4.71	2,921	4.78
医療、福祉	8,482	11.62	9,970	16.31
複合サービス事業	259	0.35	149	0.24
サービス業	5,642	7.73	4,556	7.45
公務	903	1.24	875	1.43
第 3 次産業計	53,620	73.48	47,260	77.29
合計	72,976	100.00	61,144	100.00

出典：「経済センサス」（平成 21 年度、平成 26 年度）総務省・経済産業省

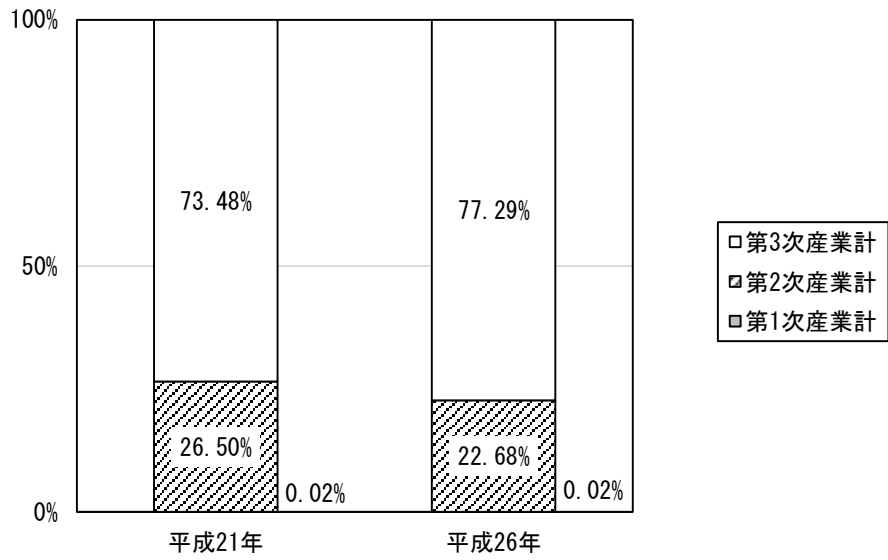


図 2-6 産業構成

### 2.3 土地利用状況

土地利用状況は、図 2-7 及び表 2-3 に示すとおりである。

本市の約 96%は宅地であり約 6.7km<sup>2</sup>となっている。なお、土地利用状況の面積は、課税対象の面積を示す。

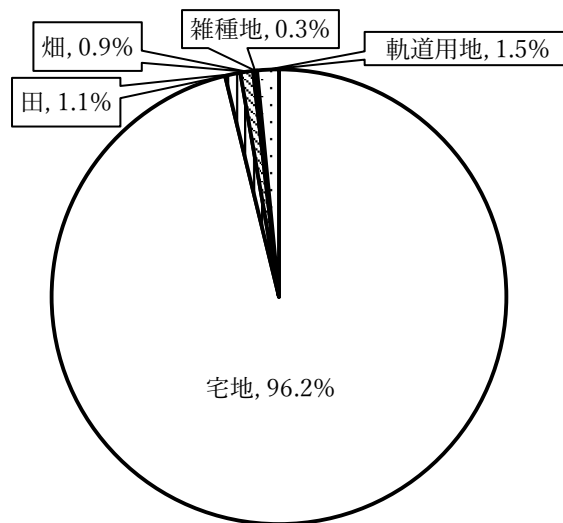


図 2-7 土地利用状況 (課税対象分)

表 2-3 土地利用状況 (課税対象分)

総面積	宅地	田	畑	雑種地	軌道用地
6,978,100 [m <sup>2</sup> ]	6,712,300	75,900	63,000	19,400	107,500
構成比 [%]	96.2	1.1	0.9	0.3	1.5

出典：「令和 2 年版 守口市統計書」

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 1 ごみ処理の現状

#### 1.1 ごみ排出量等

##### 1.1.1 ごみ総排出量

ごみ総排出量の推移は、図3-1及び表3-1に示すとおりである。

生活系ごみは、平成30年度以降は微増傾向にある。総排出量は、平成26年度から令和元年度まで増減を繰り返し推移していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響とみられる事業系ごみ、集団回収に減少傾向が見られる。

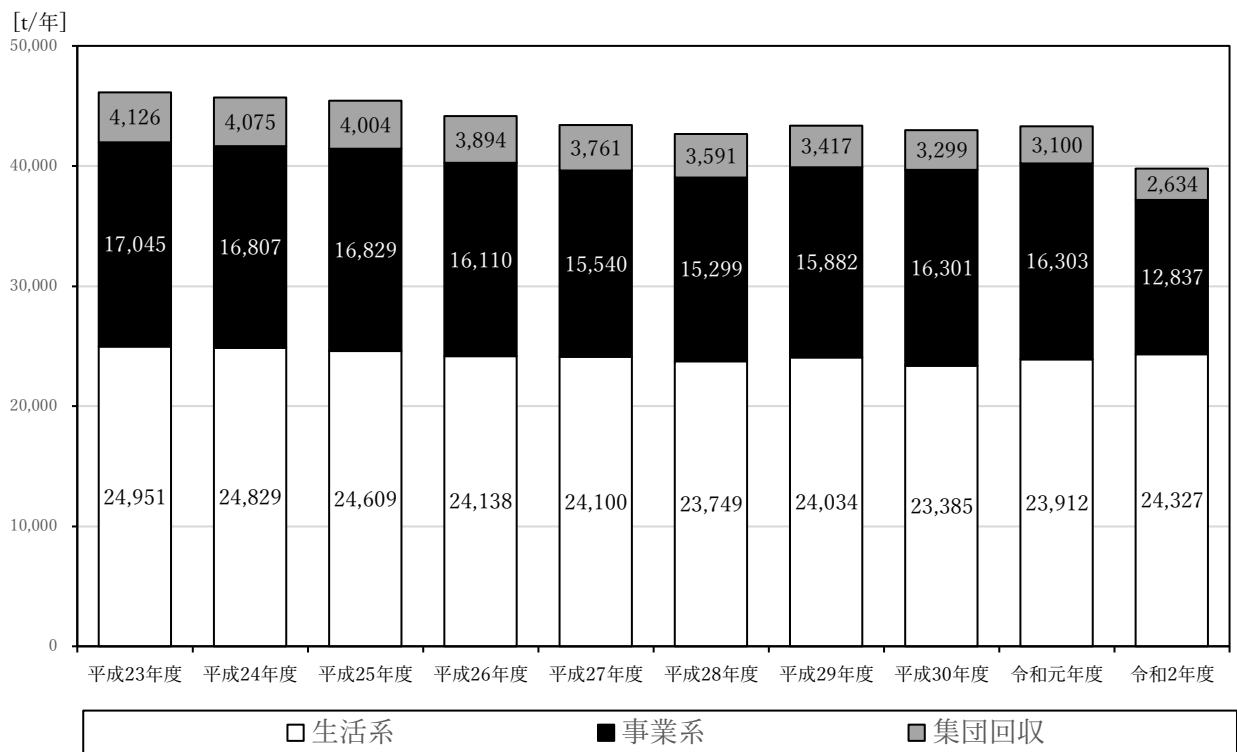


図3-1 ごみ総排出量の推移（排出形態別）

表 3-1 (1) ごみ総排出量の推移

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
(a) 行政区域内人口 [人]		147,122	146,306	145,696	145,287	144,638	
計画収集人口		147,122	146,306	145,696	145,287	144,638	
自家処理人口		0	0	0	0	0	
(b) 生活系 〔t/年〕	収集	可燃ごみ	17,815	17,719	17,462	17,363	17,087
		粗大ごみ	946	907	860	790	806
		資源ごみ	5,429	5,325	5,372	5,070	5,110
	直接搬入	可燃ごみ	39	42	48	52	42
		粗大ごみ	722	837	866	864	1,048
		資源 (小型家電)	0	0	0	0	6
	小計		24,951	24,829	24,609	24,138	24,100
(c) 事業系 〔t/年〕	許可業者	可燃ごみ	13,736	13,293	12,878	12,590	12,149
		粗大ごみ	39	37	45	64	79
		資源ごみ	23	22	19	14	9
		他市委託 (焼却)	1,250	1,552	2,109	1,664	1,622
	直接搬入	事業所	381	400	389	303	360
		運搬許可業者	889	853	759	865	795
		公共施設	137	135	136	138	88
		公園	326	323	329	350	336
		その他可燃 (シルバー)	265	193	165	123	104
	小計		17,045	16,807	16,829	16,110	15,540
(d) ごみ排出量 [t/年] (= (b) + (c))		41,997	41,638	41,437	40,250	39,641	
(e) 集団回収 [t/年]		4,126	4,075	4,004	3,894	3,761	
(f) 自家処理量 [t/年]		0	0	0	0	0	
(g) ごみ総排出量 [t/年] (= (d) + (e) + (f))		46,122	45,711	45,441	44,142	43,402	

出典：市資料

注) 四捨五入の関係により合計が異なることがある。

表 3-1 (2) ごみ総排出量の推移

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
(a) 行政区域内人口 [人]		143,829	143,708	143,459	143,785	143,497	
計画収集人口		143,829	143,708	143,459	143,785	143,497	
自家処理人口		0	0	0	0	0	
(b) 生活系 「t/年」	収集	可燃ごみ	16,774	16,961	16,277	16,475	16,877
		粗大ごみ	777	791	1,336	1,249	1,792
		資源ごみ	5,067	5,207	4,904	5,147	5,506
	直接搬入	可燃ごみ	36	29	22	25	32
		粗大ごみ	1,084	1,035	828	995	91
		資源 (小型家電)	11	9	18	22	29
	小計		23,749	24,032	23,385	23,912	24,327
(c) 事業系 「t/年」	許可業者	可燃ごみ	11,859	12,510	12,829	13,817	12,299
		粗大ごみ	78	33	19	17	22
		資源ごみ	9	6	7	3	0
		他市委託 (焼却)	1,728	1,728	1,855	820	0
	直接搬入	事業所	192	388	358	347	165
		運搬許可業者	754	659	683	667	0
		公共施設	75	68	68	116	21
		公園	339	312	237	216	0
		その他可燃 (シルバー)	265	178	245	301	331
	小計		15,299	15,882	16,301	16,303	12,837
(d) ごみ排出量 [t/年] (= (b) + (c))		39,048	39,915	39,686	40,215	37,164	
(e) 集団回収 [t/年]		3,591	3,417	3,299	3,100	2,634	
(f) 自家処理量 [t/年]		0	0	0	0	0	
(g) ごみ総排出量 [t/年] (= (d) + (e) + (f))		42,639	43,331	42,985	43,315	39,798	

出典：市資料

注) 四捨五入の関係により合計が異なることがある。

※平成 30 年度から生活系直接搬入資源に(乾電池・蛍光管)追加

※令和 2 年度から事業系直接搬入運搬許可業者を許可業者に移行

※令和 2 年度から事業系直接搬入公園を生活系に移行

### 1.1.2 生活系ごみ排出量

#### (1) 総排出量

生活系ごみ総排出量は、図 3-2 に示すとおりである。

生活系ごみ総排出量は収集ごみが 9 割以上となっている。令和 2 年度は収集区分の見直しや持ち込みごみの取り扱いの変更により、収集ごみは増加し直接搬入は減少している。

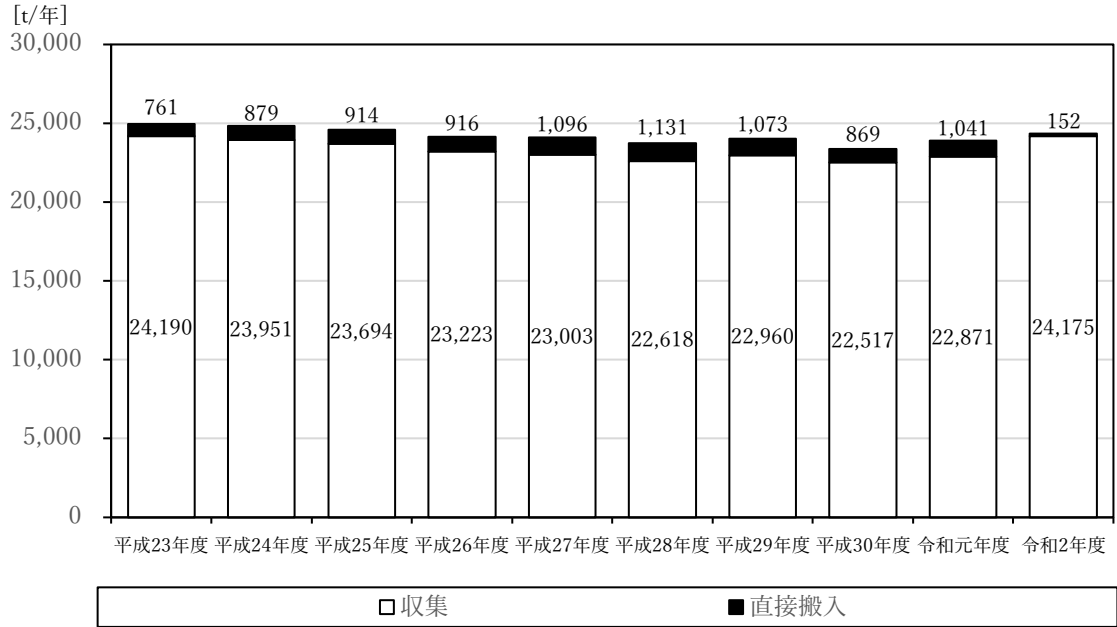


図 3-2 生活系ごみ排出量の推移

#### (2) 収集

生活系ごみ収集量は、図 3-3 に示すとおりである。

生活系ごみ収集量は、7 割以上が可燃ごみとなっており、収集量は増減を繰り返し推移している。

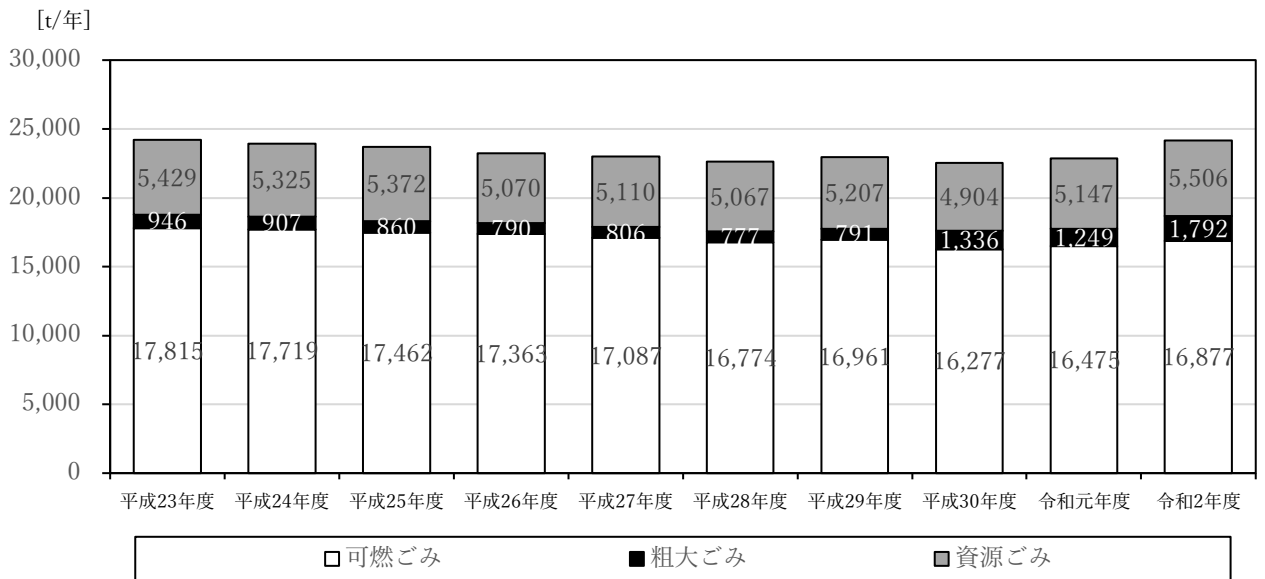


図 3-3 生活系ごみ収集量の推移



### (3) 直接搬入

生活系直接搬入ごみ排出量は、図 3-4 に示すとおりである。

生活系直接搬入ごみ排出量は、ほとんどが粗大ごみであり、令和 2 年度は持ち込みごみの取り扱いの変更により、直接搬入は大幅に減少している。

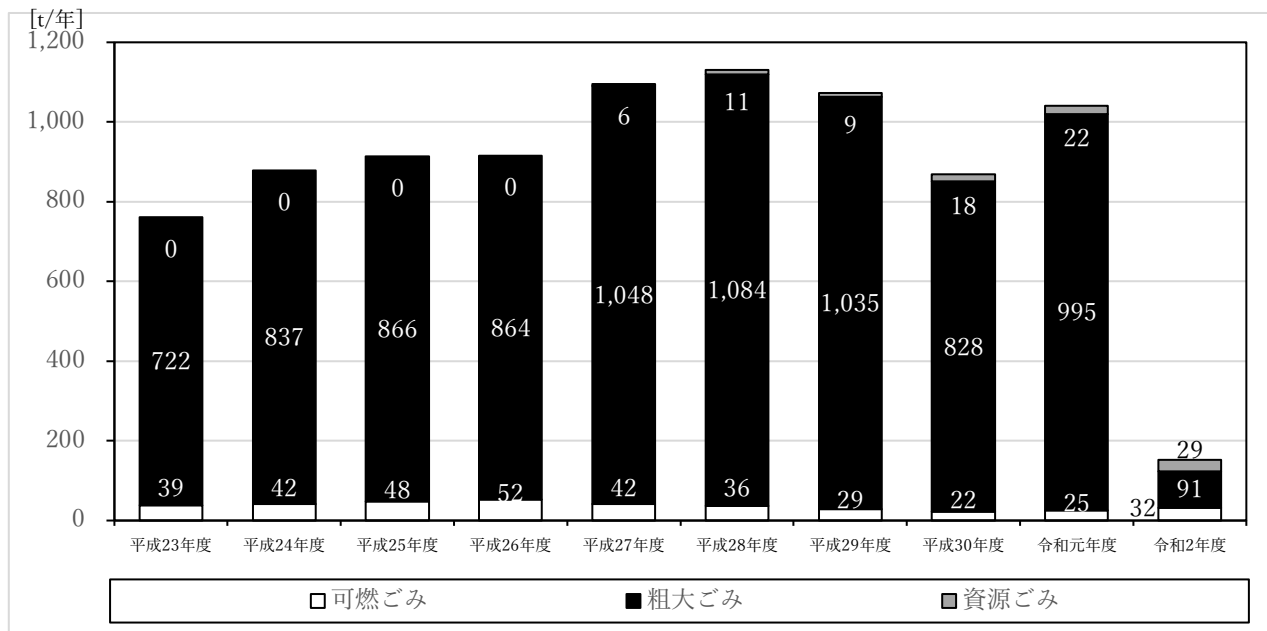


図 3-4 生活系直接搬入ごみ排出量の推移

### 1.1.3 事業系ごみ排出量

#### (1) 総排出量

事業系ごみ総排出量の推移は、図 3-5 に示すとおりである。

事業系ごみ総排出量は、平成 28 年度を底に令和元年度まで増加傾向にあったが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策により事業活動が減退したため減少している。

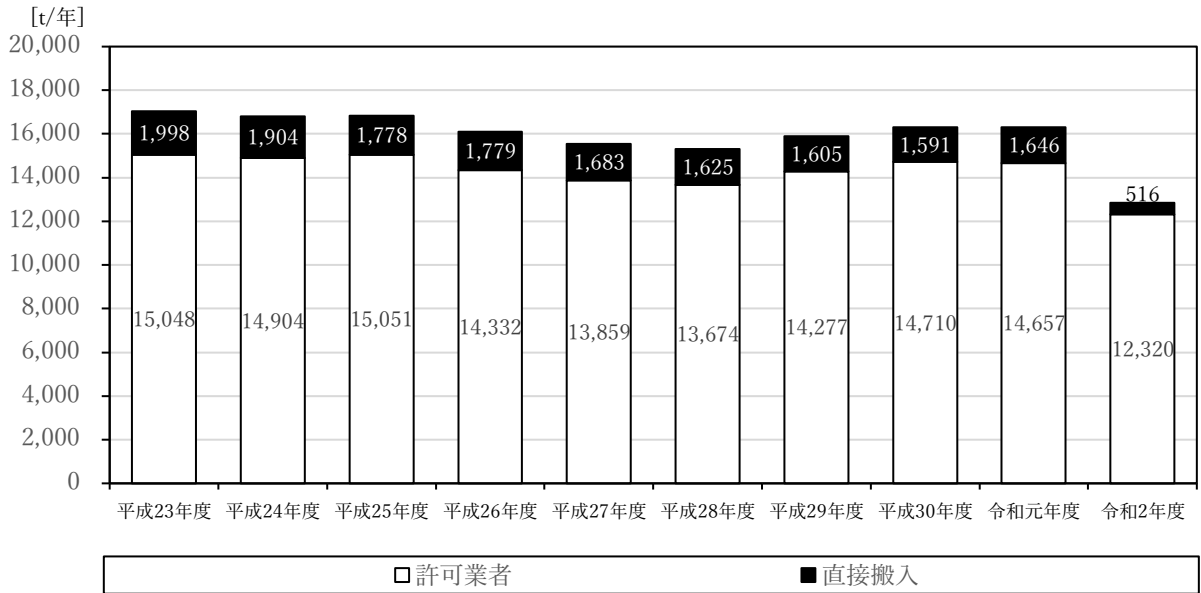


図 3-5 事業系ごみ総排出量の推移

#### (2) 許可業者

事業系許可業者ごみ排出量の推移は、図 3-6 に示すとおりである。

事業系許可業者ごみ排出量は、平成 28 年度を底に令和元年度まで増加傾向にあったが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策により事業活動が減退したため減少している。

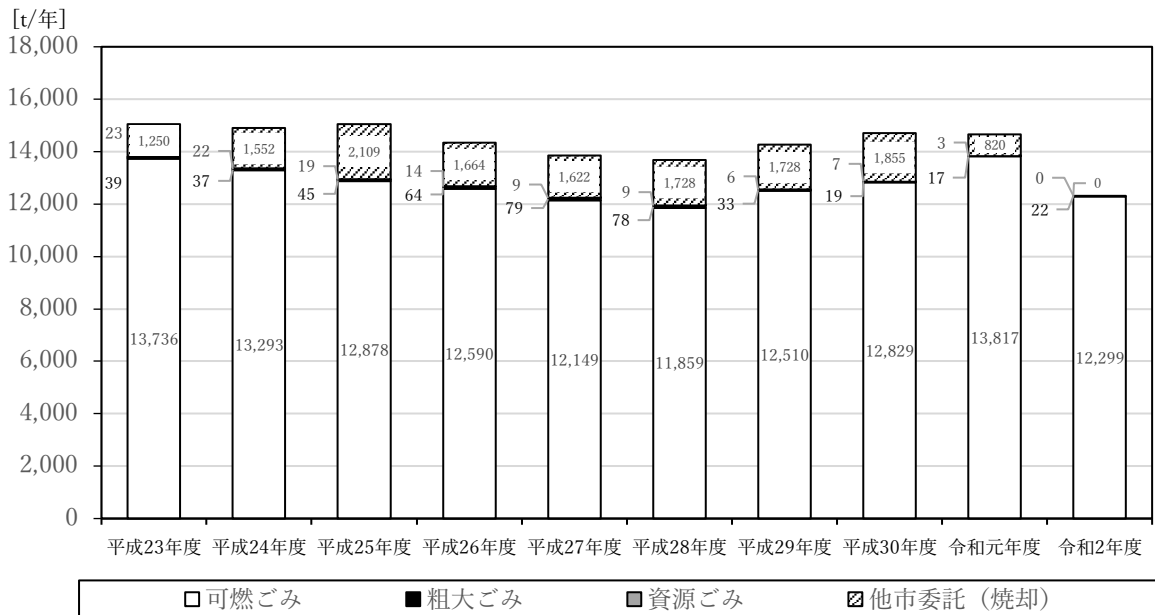


図 3-6 事業系許可業者ごみ排出量の推移

(3) 直接搬入

事業系直接搬入ごみ排出量の推移は、図 3-7 に示すとおりである。

令和2年度は令和元年度以前と異なる整理方法になっており、運搬許可業者は許可業者に、公園は生活系に移行されている。

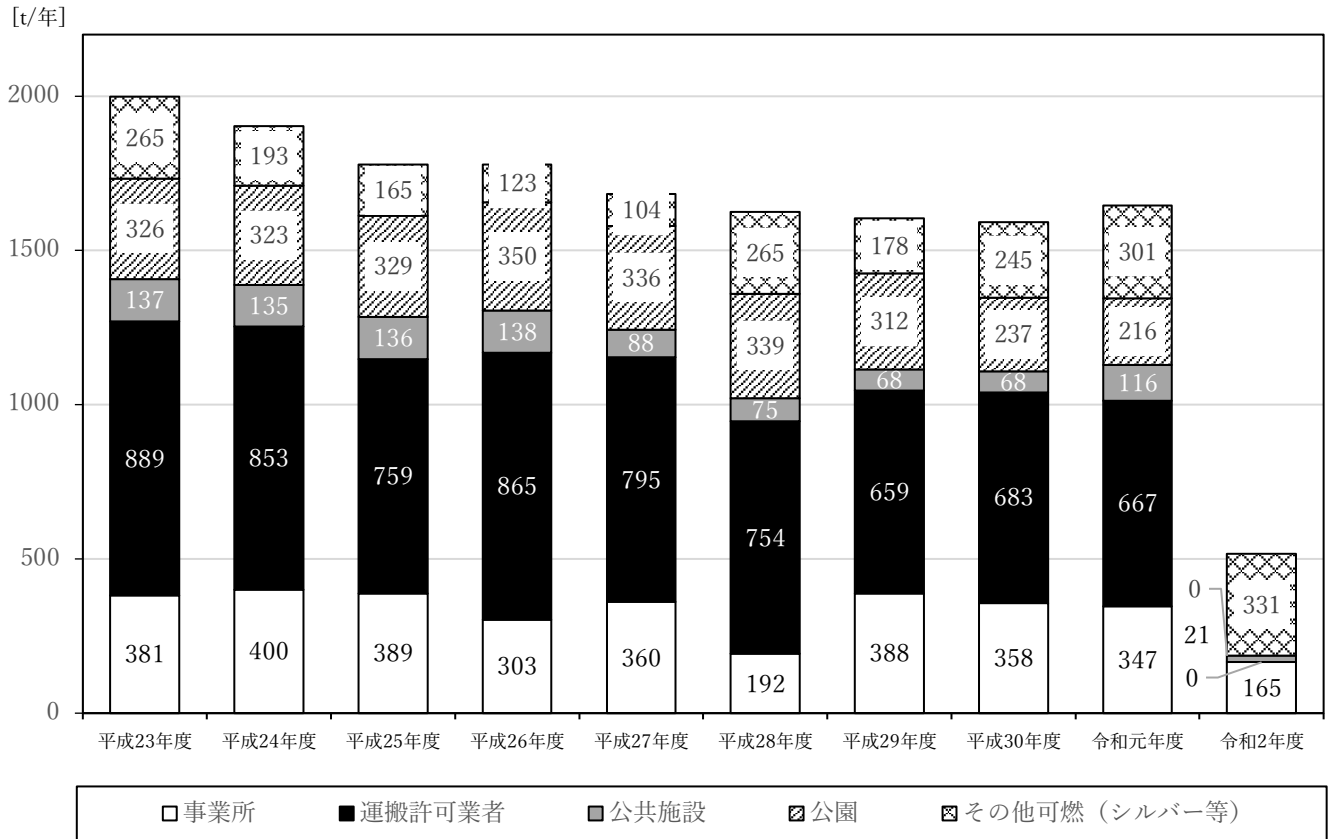


図 3-7 事業系直接搬入ごみ排出量の推移

### 1.1.4 1人1日あたりの生活系ごみ排出量

1人1日あたりの生活系ごみ排出量の推移は、図3-8及び表3-2に示すとおりである。

1人1日あたりの集団回収を含む生活系ごみ排出量は、平成30年度まで減少して減少傾向となっていたが、以降は横ばいとなっている。なお集団回収を含まない生活系ごみ排出量は、増減を繰り返し推移している。

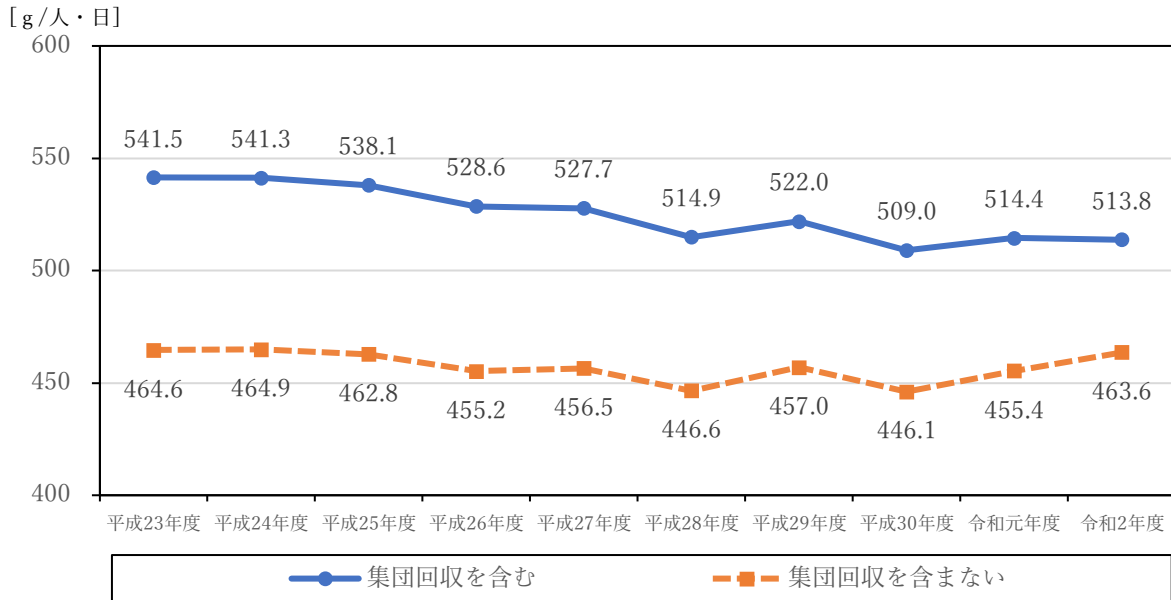


図3-8 1人1日あたりの生活系ごみ排出量の推移

表3-2 1人1日あたりの生活系ごみ排出量の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
集団回収を含む [g/人・日]	541.5	541.3	538.1	528.6	527.7
集団回収を含まない [g/人・日]	464.6	464.9	462.8	455.2	456.5
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
集団回収を含む [g/人・日]	514.9	522.0	509.0	514.4	513.8
集団回収を含まない [g/人・日]	446.6	457.0	446.1	455.4	463.6

出典：市資料

#### ◆1人1日あたりの生活系ごみ排出量

家庭から1人1日あたりどのくらい量のゴミが排出されているのかを表すものであり、下式で算出される。

$$1人1日あたりの生活系ごみ排出量 [g/人・日] = \text{生活系ごみ排出量 [t/年]} \times 10^6 \div \text{人口 [人]} \div 365 [日/年]$$

### 1.1.5 1人1日あたりの生活系ごみ排出量（資源ごみを除く）の全国平均等との比較

本市の1人1日あたりの生活系ごみ排出量（資源ごみを除く）と全国平均や大阪府平均との比較は、図3-9及び表3-3に示すとおりである。

本市の1人1日あたりの生活系ごみ排出量（資源ごみを除く）は350～365g/人・日であり、ほぼ横ばいとなっている。全国平均等と比較すると少ない状況である。

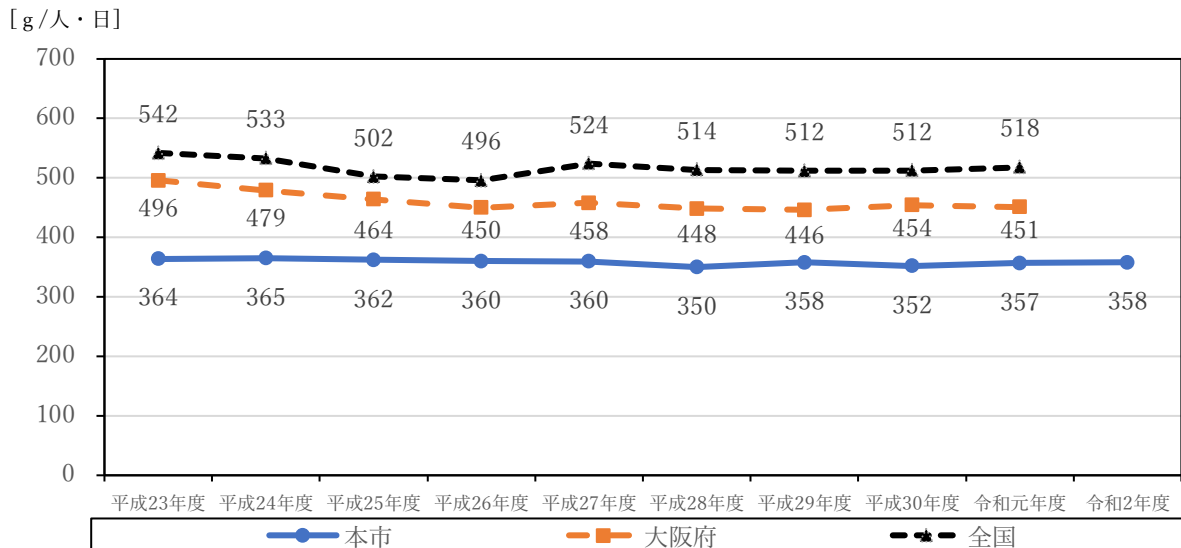


図3-9 本市の1人1日あたりの生活系ごみ排出量（資源ごみを除く）の全国平均等との比較

表3-3 本市の1人1日あたりの生活系ごみ排出量（資源ごみを除く）の全国平均等との比較

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
本市 [g/人・日]	364	365	362	360	360
大阪府 [g/人・日]	496	479	464	450	458
全国 [g/人・日]	542	533	502	496	524
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
本市 [g/人・日]	350	358	352	357	358
大阪府 [g/人・日]	448	446	454	451	未公表
全国 [g/人・日]	514	512	512	518	未公表

出典：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）、市資料

#### ◆1人1日あたりの生活系ごみ排出量（資源ごみを除く）

本市から1年間に排出される生活系ごみの量（資源ごみを除く）を1人1日あたりの量に換算したものであり、下式で算出される。

$$1人1日あたりの生活系ごみ排出量（資源ごみを除く）[g/人・日] \\ = (生活系ごみ排出量[t/年] - 資源ごみ量[t/年]) \times 10^6 \div 人口[人] \div 365[日/年]$$

### 1.1.6 1日あたりの事業系ごみ排出量

1日あたりの事業系ごみ排出量の推移は、図3-10及び表3-4に示すとおりである。

1日あたりの事業系ごみ排出量は、平成28年度を底に令和元年度まで増加傾向にあったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策により事業活動が減退したため減少している。

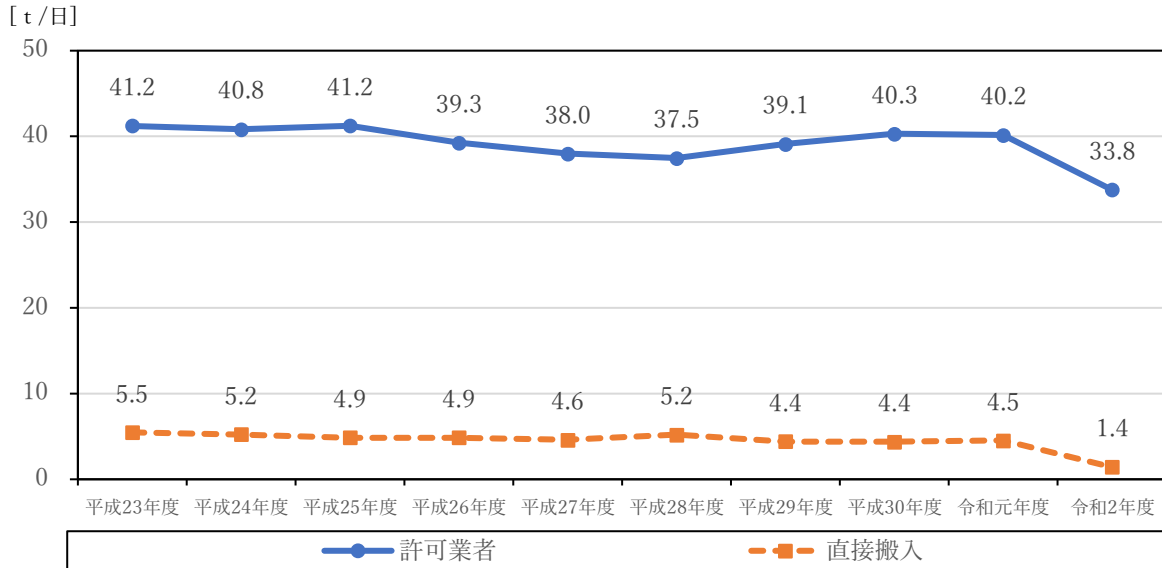


図3-10 1日あたりの事業系ごみ排出量

表3-4 1日あたりの事業系ごみ排出量

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
許可業者 [t/日]	41.2	40.8	41.2	39.3	38.0
直接搬入 [t/日]	5.5	5.2	4.9	4.9	4.6
合計 [t/日]	46.7	46.0	46.1	44.2	42.6
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
許可業者 [t/日]	37.5	39.1	40.3	40.2	33.8
直接搬入 [t/日]	5.2	4.4	4.4	4.5	1.4
合計 [t/日]	42.6	43.5	44.7	44.7	35.2

出典：市資料

#### ◆1日あたりの事業系ごみ排出量

事業所から1日あたりどのくらいのごみが排出されているのかを表すものであり、下式で算出される。

$$1日あたりの事業系ごみ排出量 [t/日] = \text{事業系ごみ排出量 [t/年]} \div 365 [日/年]$$

### 1.1.7 1人1日あたりのごみ排出量の全国平均等との比較

本市の1人1日あたりのごみ排出量と全国平均等との比較は、図3-11及び表3-5に示すとおりである。

本市の1人1日あたりのごみ排出量は、ここ数年は全国平均に比べ約100g/人・日、大阪府平均に比べ約130g/人・日低い水準となっている。

[g/人・日]

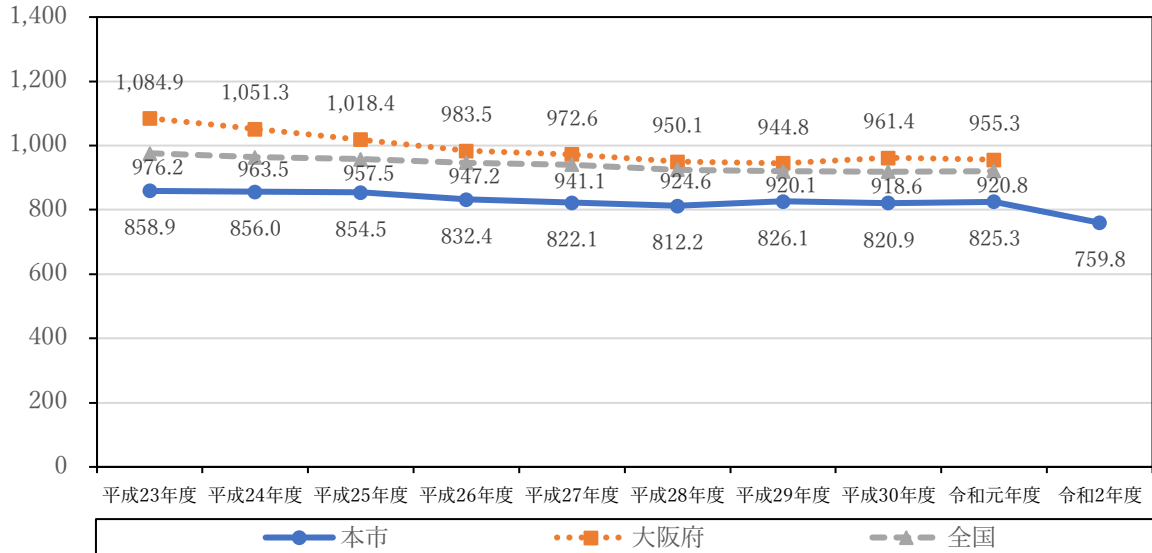


図3-11 本市の1人1日あたりのごみ排出量の全国平均等との比較

表3-5 本市の1人1日あたりのごみ排出量の全国平均等との比較

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
本市 [g/人・日]	858.9	856.0	854.5	832.4	822.1
大阪府 [g/人・日]	1,084.9	1,051.3	1,018.4	983.5	972.6
全国 [g/人・日]	976.2	963.5	957.5	947.2	941.1
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
本市 [g/人・日]	812.2	826.1	820.9	825.3	759.8
大阪府 [g/人・日]	950.1	944.8	961.4	955.3	未公表
全国 [g/人・日]	924.6	920.1	918.6	920.8	未公表

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）、市資料

#### ◆1人1日あたりのごみ排出量

本市から1年間に排出されるごみの量を1人1日あたりの量に換算したものであり、下式で算出される。

1人1日あたりのごみ排出量 [g/人・日]

= (生活系ごみ排出量 [t/年] + 事業系ごみ排出量 [t/年])

×10<sup>6</sup> ÷ 人口 [人] ÷ 365 [日/年]

### 1.1.8 1人1日あたりのごみ排出量の類似自治体との比較

類似自治体における1人1日あたりのごみ排出量は、図3-12及び表3-6に示すとおりである。

本市は、類似自治体の中でも1人1日あたりのごみ排出量が少なくなっている。

#### 【類似自治体とは？】

環境省作成の「市町村一般廃棄物処理システム」において、人口規模や産業構造等の指標によって、傾向が類似している自治体を系統分けしたものである。なお、類似自治体の抽出の考え方は総務省によるものである。

本市（黄色着色）の類似自治体は、全国で39都市存在する（下表参照）。

番号	都道府県	自治体名	人口 [人]	番号	都道府県	自治体名	人口 [人]
1	北海道	釧路市	168,441	21	神奈川県	秦野市	165,051
2	茨城県	土浦市	141,926	22	神奈川県	海老名市	134,110
3	茨城県	ひたちなか市	158,695	23	神奈川県	座間市	131,650
4	埼玉県	狭山市	150,901	24	三重県	伊勢市	125,780
5	埼玉県	戸田市	140,328	25	三重県	松阪市	163,644
6	埼玉県	入間市	147,986	26	滋賀県	草津市	134,658
7	埼玉県	朝霞市	141,366	27	大阪府	守口市	143,858
8	埼玉県	新座市	165,624	28	大阪府	大東市	120,313
9	埼玉県	久喜市	153,207	29	大阪府	箕面市	138,185
10	埼玉県	三郷市	142,309	30	大阪府	門真市	121,728
11	千葉県	木更津市	135,547	31	兵庫県	川西市	157,509
12	千葉県	野田市	154,474	32	奈良県	橿原市	121,831
13	千葉県	成田市	132,932	33	鳥取県	米子市	147,870
14	千葉県	我孫子市	132,282	34	山口県	宇部市	164,387
15	東京都	武蔵野市	146,847	35	山口県	岩国市	133,815
16	東京都	青梅市	133,283	36	山口県	周南市	142,692
17	東京都	小金井市	122,270	37	福岡県	飯塚市	128,233
18	東京都	東村山市	151,024	38	沖縄県	沖縄市	142,093
19	東京都	国分寺市	124,962	39	沖縄県	うるま市	124,368
20	東京都	多摩市	148,865				

注) 一般廃棄物処理実態調査結果(令和元年度、環境省)



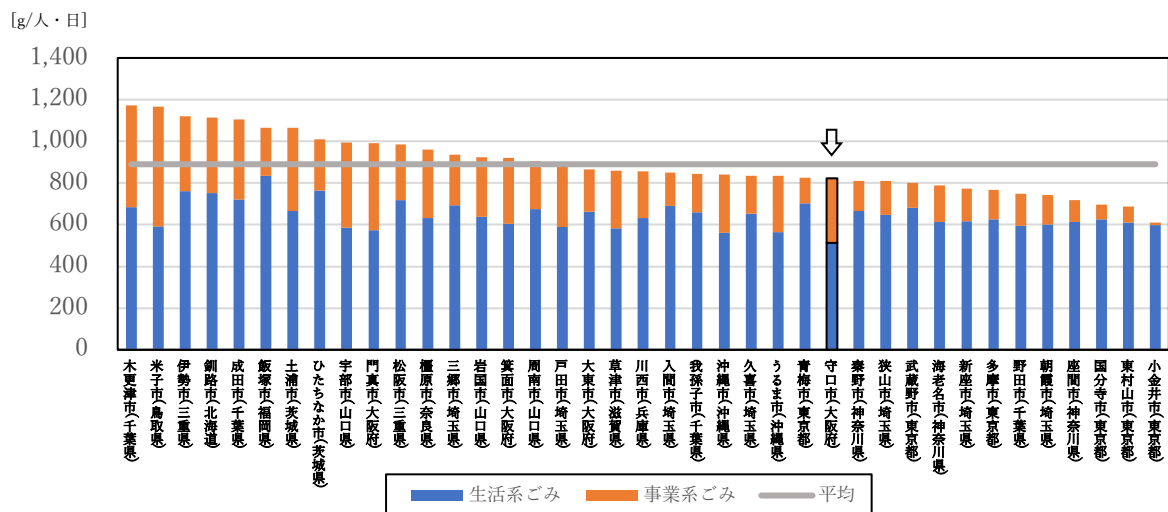


図 3-12 類似自治体における 1 人 1 日あたりのごみ排出量

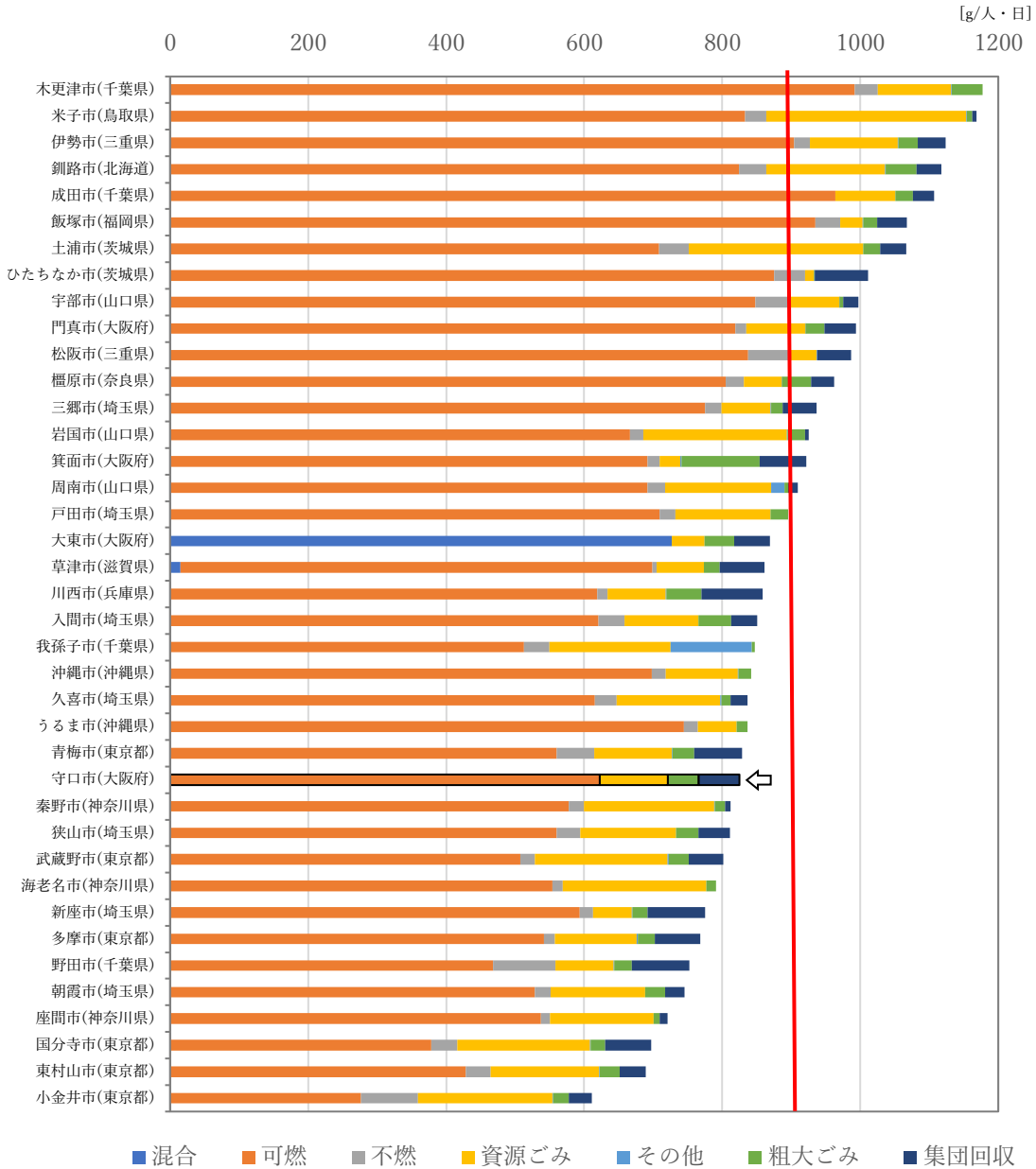
表 3-6 類似自治体における 1 人 1 日あたりのごみ排出量

順位	自治体名	1 人 1 日あたりのごみ排出量 [g/人・日]	順位	自治体名	1 人 1 日あたりのごみ排出量 [g/人・日]
1	木更津市(千葉県)	1,174	21	入間市(埼玉県)	849
2	米子市(鳥取県)	1,165	22	我孫子市(千葉県)	845
3	伊勢市(三重県)	1,121	23	沖縄市(沖縄県)	840
4	釧路市(北海道)	1,115	24	久喜市(埼玉県)	835
5	成田市(千葉県)	1,104	25	うるま市(沖縄県)	835
6	飯塚市(福岡県)	1,065	26	青梅市(東京都)	826
7	土浦市(茨城県)	1,064	27	守口市(大阪府)	823
8	ひたちなか市(茨城県)	1,008	28	秦野市(神奈川県)	810
9	宇部市(山口県)	994	29	狭山市(埼玉県)	809
10	門真市(大阪府)	991	30	武蔵野市(東京都)	800
11	松阪市(三重県)	984	31	海老名市(神奈川県)	789
12	橿原市(奈良県)	959	32	新座市(埼玉県)	773
13	三郷市(埼玉県)	934	33	多摩市(東京都)	766
14	岩国市(山口県)	923	34	野田市(千葉県)	750
15	箕面市(大阪府)	920	35	朝霞市(埼玉県)	743
16	周南市(山口県)	907	36	座間市(神奈川県)	719
17	戸田市(埼玉県)	893	37	国分寺市(東京都)	695
18	大東市(大阪府)	867	38	東村山市(東京都)	687
19	草津市(滋賀県)	859	39	小金井市(東京都)	609
20	川西市(兵庫県)	856		平均値	890

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（令和元年度、環境省）

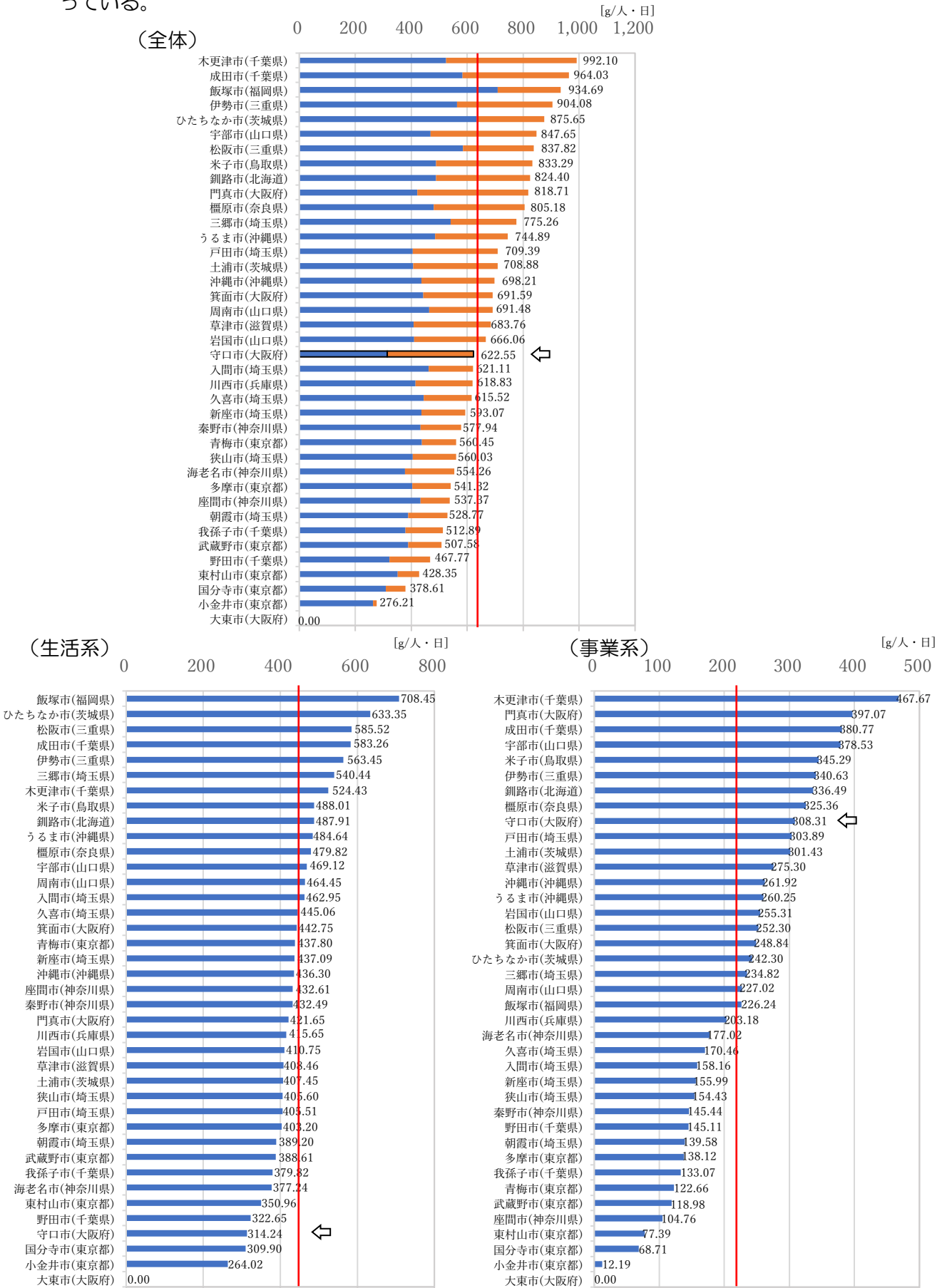
【1人1日あたりのごみ排出量の内訳の比較】

- 本市は、可燃ごみの排出量が多い傾向となっている。
- 他ごみの排出量は、類似自治体と類似している。



【可燃ごみの内訳（生活系、事業系）】

・本市は、生活系ごみの排出量が低い傾向となっているが、事業系ごみの排出量が高い傾向となっている。



## 1.2 ごみ処理の流れ

### 1.2.1 ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローは図 3-13、本市のごみ処理施設の位置図は図 3-14 に示すとおりである。

可燃ごみは、令和 2 年度から大阪広域環境施設組合で焼却処理を行っている。

粗大ごみは、ストックヤードで選別した後、民間施設で処理している。なお金属製資源は、資源化業者へ引き渡している。

資源ごみは、ストックヤード施設において一時仮置きし、搬出・資源化業者へ引き渡している。

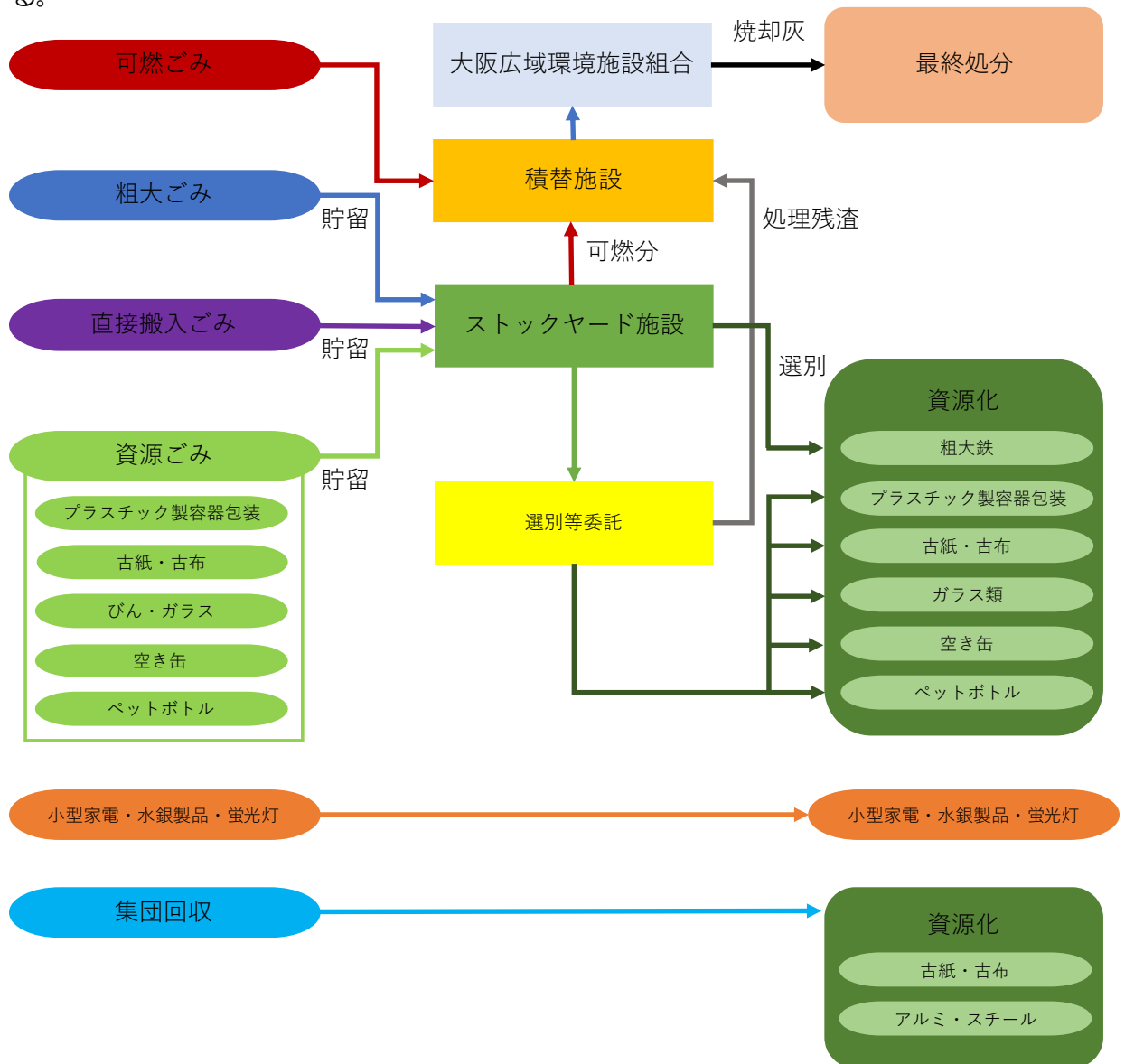


図 3-13 ごみ処理フロー



図 3-14 ごみ処理施設の位置図(令和 2 年度現在)

### 1.3 燃やせるごみの性状

ごみ焼却施設におけるごみの性状の推移は、図 3-15～図 3-17 に示すとおりである。

組成については、紙・布類が最も多く、43～54%程度を占めている。次いで、ビニール・合成樹脂が 22～33%程度となっている。

三成分については、水分が 31～56%程度、可燃分が 38～63%程度を占めている。また、低位発熱量は 6,650～11,830kJ/kg 程度となっている。

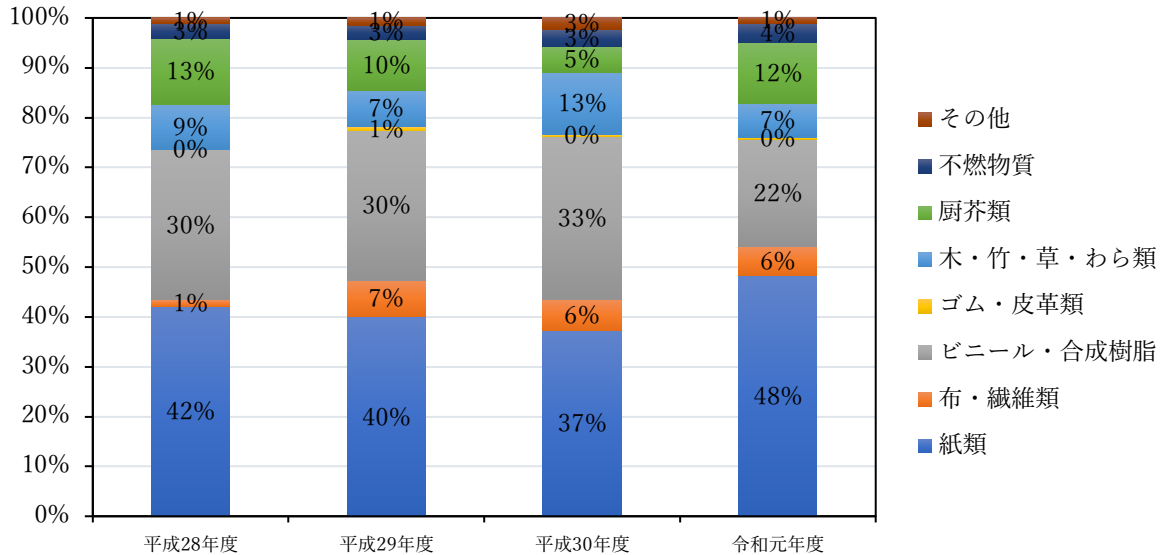


図 3-15 ごみ組成 (乾重量ベース) の推移

出典：市資料に基づき作成

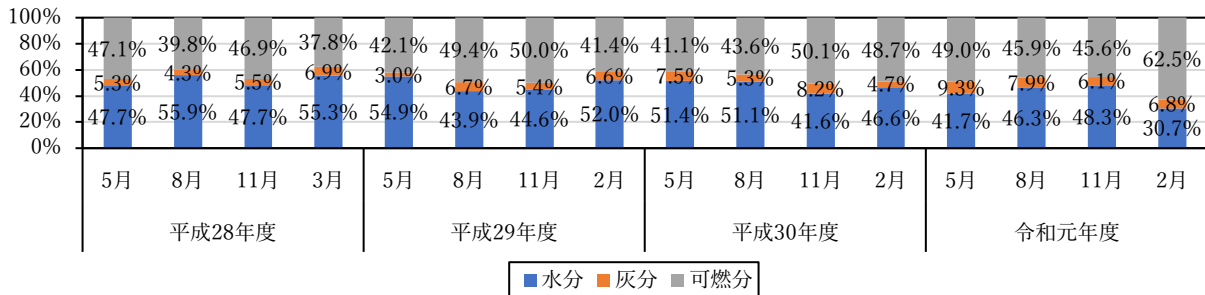


図 3-16 三成分の推移

出典：市資料に基づき作成

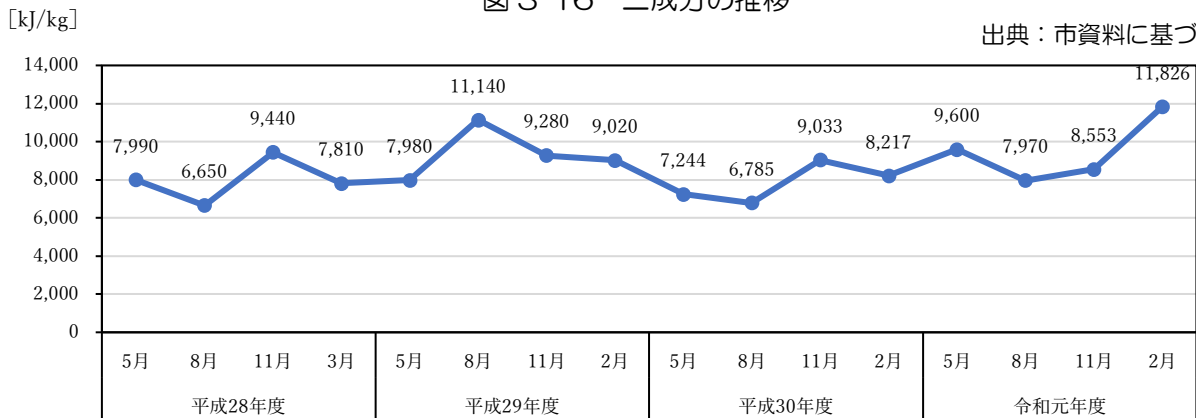


図 3-17 低位発熱量の推移

出典：市資料に基づき作成

## 1.4 ごみの減量化・資源化の現状

### 1.4.1 施策の実施状況

#### (1) 減量化・資源化促進施策

##### ①ごみの減量及びリサイクル促進に関する啓発活動の実施

広報もりぐち、FM もりぐちでのPR、SNS、市ホームページでの啓発のほか、市民まつり等のイベントに参加し、市民へごみの減量及びリサイクル促進に関する啓発活動を広く行っている。

##### ②ごみの分別排出の徹底

45リットル以下の無色透明・白色半透明の袋でのごみ排出徹底により、分別排出意識の向上を図っている。また、袋の透明化により、収集員の分別排出確認作業を容易にし、分別ができていない場合、「収集できませんシール」の貼付、取り残しを行い、分別排出の徹底をしている。

##### ③プラスチック製容器包装分別収集の実施

生活系ごみの資源化促進とともに、焼却ごみ量の減少を図るため、生活系ごみにおいて、重量、容積ともに大きな構成を占めるプラスチック製容器包装の分別収集を、平成19年10月から実施している。

##### ④粗大ごみ有料化の実施

生活系ごみの発生抑制とごみ処理費用負担の公平化を目的に、平成19年12月から粗大ごみの有料化を実施している。

##### ⑤集団回収実施団体の募集及び奨励金の交付

この制度は、日常生活から排出される廃棄物から再資源化できる有価物を自主的に回収する地域住民団体に対し、奨励金を交付することにより、ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、ごみ問題の意識向上に資することを目的としている。対象団体は、本市内で活動する自治会、町会、子供会、婦人会、老人会等の営利を目的としない住民団体であり、令和2年度では189団体である。

交付対象品目は、新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・その他紙などの古紙、古布、アルミ缶、スチール缶を対象とし、4円/kgを奨励金として交付している。

##### ⑥拠点回収事業の実施

パソコン、携帯電話、デジタルカメラなどの小型家電には有用金属（レアメタル）が含まれており、これらの資源を循環させることを目的に平成27年11月1日から使用済小型家電のボックス回収をしている。また、拠点回収事業の拡充として、平成28年11月1日からは蛍光管、乾電池も拠点回収品目に追加した。

##### ⑦宅配便による自宅回収

令和2年12月に、国の認定事業者「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、令和3年1月より宅配便によるパソコンを含む小型家電の自宅回収を実施している。

## (2) 減量化・資源化啓発施策

### ①施設見学会の推進

本市が参画する大阪広域環境施設組合のごみ処理施設において、学校関係や事業者等からの依頼に応じ、施設見学会を随時実施している。

### ②小学生用副教材への情報提供

環境学習の一環として、教育委員会で作成している小学生向け副教材への本市のごみ処理の現状などを掲載し、ごみの減量に対する意識醸成を図っている。

### ③ごみ減量・資源化に関する地域説明会の開催

新たに分別収集を開始するときなどは、町会など市民団体の協力を得ながら、積極的な地域説明会を実施している。また、「市民ふれあい講座」制度を活用するなどして、随時市民団体への説明会を開催し、本市のごみ処理の現状などの説明を行い、ごみ減量・リサイクル推進に対する意識向上並びにごみ処理の課題共有を図っている。

### ④青い地球とゴミを考える市民会議と協働した啓発活動の実施

ごみの減量化とリサイクル運動を生活習慣として定着させることを目的とし、賛同する団体・個人等で構成される「青い地球とゴミを考える市民会議」との連携を図っている。講演会や処理施設の見学などを始めとした取り組み事例学習会の開催、街頭での市民への啓発など協働で実施し、市民や事業者に対して廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進に係るPR活動に努めている。

### ⑤「事業所ごみ減量の手引き」を活用した事業者訪問指導

事業系ごみの適正処理、減量化を促進するため、事業者向けに作成した啓発冊子「事業所ごみ減量の手引き」を活用し、多量排出事業者を中心に訪問指導を行い、容器包装廃棄物の排出抑制や適正処理の啓発に努めている。

### ⑥ごみの搬入検査による分別指導

持込ごみについては、搬入チェック体制の強化を図り、排出抑制と分別意識の向上に努めている。また、収集車両の搬入検査を行い、収集業者、排出事業者への適正処理の指導啓発を行っている。

### ⑦不法投棄防止に関する啓発活動

広報もりぐち、市ホームページなどで土地所有者や建物管理者等市民への不法投棄防止の啓発を行っている。また、ごみ出し場所などでの不法投棄廃棄物への対応については、不法投棄警告看板の設置、近隣住民への呼びかけとともに、警察など関係機関と連携して、再発防止を目指し、指導・啓発を行っている。



### 1.4.2 集団回収

本市では、ごみの減量及び資源化を図るため、市民団体等が行う集団回収に対して助成を行っている。これらの回収量の推移は、図 3-18 及び表 3-7 に示すとおりである。

集団回収量は減少傾向にある。

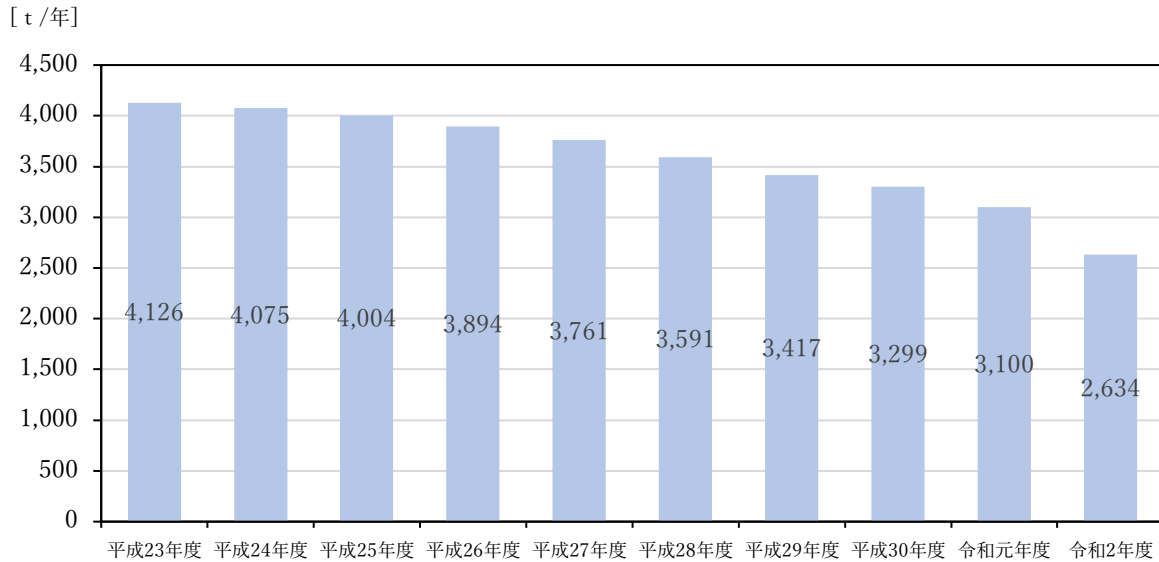


図 3-18 集団回収量の推移

表 3-7 集団回収量の推移

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
回収量実績 [t/年]	紙類	3,257	3,197	3,111	3,027	2,894
	紙パック	13	13	12	15	11
	紙製容器包装	490	507	542	533	526
	金属類	103	106	93	87	88
	布類	264	252	245	231	242
	合計	4,126	4,075	4,004	3,894	3,761
奨励金額 [千円/年]		16,504	16,300	16,016	15,576	15,046
実施団体数 [団体/年]		195	194	190	189	185
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
回収量実績 [t/年]	紙類	2,732	2,547	2,399	2,216	1,840
	紙パック	9	7	7	4	3
	紙製容器包装	520	533	551	528	508
	金属類	93	93	97	101	96
	布類	236	237	246	251	186
	合計	3,591	3,417	3,299	3,100	2,634
奨励金額 [千円/年]		14,365	13,668	13,197	12,400	10,536
実施団体数 [団体/年]		206	192	187	189	189

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）、市資料

### 1.4.3 資源化の実績

リサイクル率等の推移は、図 3-19 及び表 3-8 に示すとおりである。

リサイクル率は増減を繰り返しながら推移しており、令和 2 年度は約 21%程度となっている。

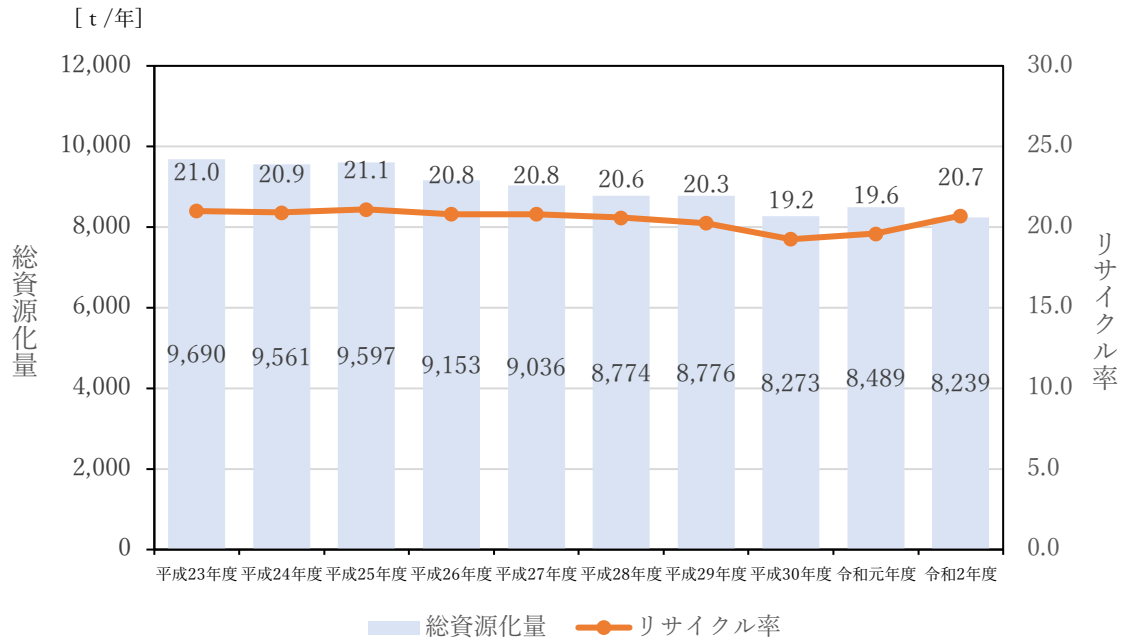


表 3-8 リサイクル率等の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
(a) ごみ総排出量 [t/年]	46,122	45,711	45,441	44,142	43,402
(b) 総資源化量 [t/年]	9,690	9,561	9,597	9,153	9,036
処理後再生利用量	331	345	311	329	305
直接資源化量	3,706	5,141	5,644	5,523	5,292
集団回収量	4,126	4,075	4,004	3,894	3,761
(c) リサイクル率 [%] ((b) ÷ (a)) × 100	21.0	20.9	21.1	20.8	20.8
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
(a) ごみ総排出量 [t/年]	42,639	43,334	42,985	43,315	39,798
(b) 総資源化量 [t/年]	8,774	8,776	8,273	8,489	8,239
処理後再生利用量	336	317	33	331	293
直接資源化量	4,847	5,042	4,610	5,058	5,313
集団回収量	3,591	3,417	3,300	3,100	2,634
(c) リサイクル率 [%] ((b) ÷ (a)) × 100	20.6	20.3	19.2	19.6	20.7

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）、市資料

### 1.4.4 類似自治体との比較

#### (1) リサイクル率

類似自治体のリサイクル率 R 及びリサイクル率 R' は、図 3-20 及び図 3-21 に示すとおりである。

リサイクル率 R' は固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント工場へ直投入、飛灰の山元還元を除く資源化量として考慮しないリサイクル率であり R と比べて低い値となる。

本市は、固形燃料や焼却灰・飛灰のセメント原料化を行っていないことから、R と R' が同値となる。類似団体における本市のリサイクル率 R' は、平均程度となっている。

(\*1、\*2 P35 補足説明)

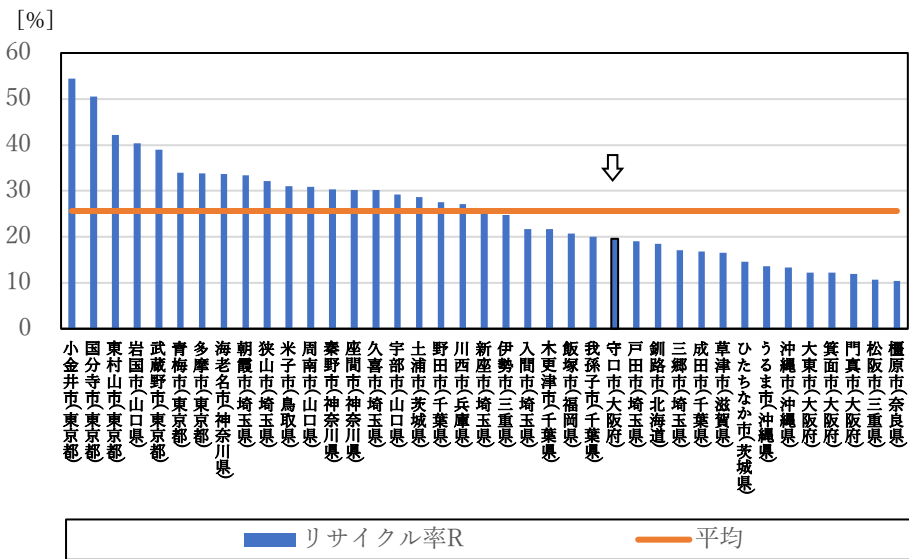


図 3-20 類似自治体におけるリサイクル率 R

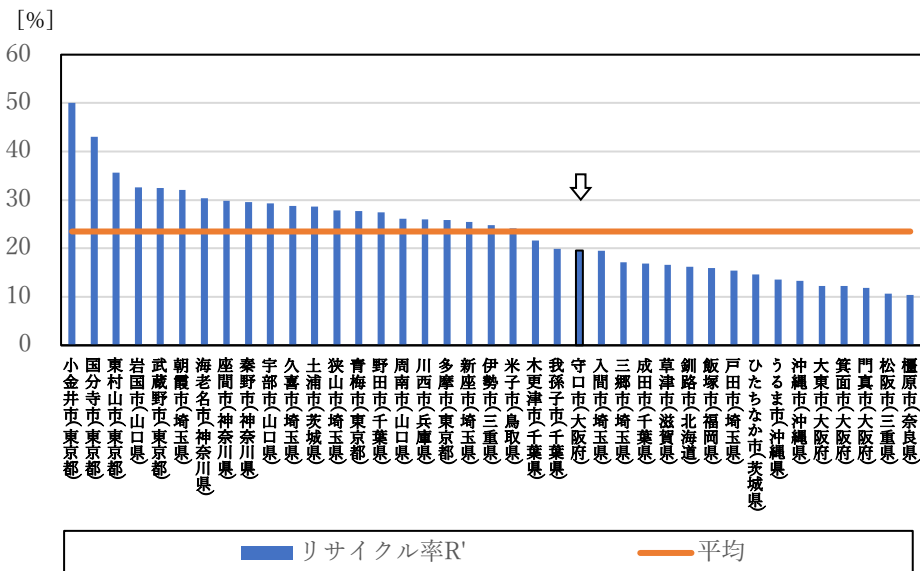


図 3-21 類似自治体におけるリサイクル率 R'

表 3-9 類似自治体におけるリサイクル率 R と焼却灰等の資源化の状況

順位	自治体名	リサイクル率 (%)	資源化の状況			
			スラグ化	固形燃料	セメント 原料化	飛 灰 山元還元
1	小金井市(東京都)	54.4		○	○	
2	国分寺市(東京都)	50.6			○	
3	東村山市(東京都)	42.1			○	
4	岩国市(山口県)	40.4			○	
5	武蔵野市(東京都)	39.0	○		○	
6	青梅市(東京都)	34.0			○	
7	多摩市(東京都)	33.8			○	
8	海老名市(神奈川県)	33.7	○	○		○
9	朝霞市(埼玉県)	33.4			○	
10	狭山市(埼玉県)	32.1			○	
11	米子市(鳥取県)	31.0			○	
12	周南市(山口県)	30.9			○	
13	秦野市(神奈川県)	30.3	○		○	
14	座間市(神奈川県)	30.2	○			○
15	久喜市(埼玉県)	30.2	○		○	
16	宇部市(山口県)	29.3	○			
17	土浦市(茨城県)	28.6				
18	野田市(千葉県)	27.5				
19	川西市(兵庫県)	27.1	○			○
20	新座市(埼玉県)	25.5				
21	伊勢市(三重県)	24.8	○			
22	入間市(埼玉県)	21.7			○	
23	木更津市(千葉県)	21.6	○			
24	飯塚市(福岡県)	20.6	○	○		
25	我孫子市(千葉県)	20.0				
26	守口市(大阪府)	19.6				
27	戸田市(埼玉県)	19.1			○	
28	釧路市(北海道)	18.5		○		
29	三郷市(埼玉県)	17.1				
30	成田市(千葉県)	16.9	○			
31	草津市(滋賀県)	16.6				
32	ひたちなか市(茨城県)	14.6	○			
33	うるま市(沖縄県)	13.6	○			
34	沖縄市(沖縄県)	13.3	○			
35	大東市(大阪府)	12.3				
36	箕面市(大阪府)	12.3				
37	門真市(大阪府)	11.9				
38	松阪市(三重県)	10.7				
39	橿原市(奈良県)	10.4				
	平均値	25.6			—	

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（令和元年度、環境省）

表 3-10 類似自治体におけるリサイクル率 R' と焼却灰等の資源化の状況

順位	自治体名	リサイクル率 (%)	資源化の状況			
			スラグ化	固形燃料	セメント原料化	飛灰山元還元
1	小金井市(東京都)	50.0		○	○	
2	国分寺市(東京都)	43.0			○	
3	東村山市(東京都)	35.6			○	
4	岩国市(山口県)	32.6			○	
5	武蔵野市(東京都)	32.5	○		○	
6	朝霞市(埼玉県)	32.1			○	
7	海老名市(神奈川県)	30.3	○	○		○
8	座間市(神奈川県)	29.8	○			○
9	秦野市(神奈川県)	29.5	○		○	
10	宇部市(山口県)	29.3	○			
11	久喜市(埼玉県)	28.8	○		○	
12	土浦市(茨城県)	28.6				
13	狭山市(埼玉県)	27.8			○	
14	青梅市(東京都)	27.7			○	
15	野田市(千葉県)	27.5				
16	周南市(山口県)	26.1			○	
17	川西市(兵庫県)	26.0	○			○
18	多摩市(東京都)	25.9			○	
19	新座市(埼玉県)	25.5				
20	伊勢市(三重県)	24.8	○			
21	米子市(鳥取県)	24.1			○	
22	木更津市(千葉県)	21.6	○			
23	我孫子市(千葉県)	20.0				
24	守口市(大阪府)	19.6				
25	入間市(埼玉県)	19.5			○	
26	三郷市(埼玉県)	17.1				
27	成田市(千葉県)	16.9	○			
28	草津市(滋賀県)	16.6				
29	釧路市(北海道)	16.2		○		
30	飯塚市(福岡県)	16.0	○	○		
31	戸田市(埼玉県)	15.5			○	
32	ひたちなか市(茨城県)	14.6	○			
33	うるま市(沖縄県)	13.6	○			
34	沖縄市(沖縄県)	13.3	○			
35	大東市(大阪府)	12.3				
36	箕面市(大阪府)	12.3				
37	門真市(大阪府)	11.9				
38	松阪市(三重県)	10.7				
39	橿原市(奈良県)	10.4				
	平均値	23.5			—	

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（令和元年度、環境省）

《リサイクル率（RとR'）について》

環境省では、リサイクル率をRとR'に区別して整理を行っている。RとR'の定義は、以下に示すとおりである。

$$\blacksquare \text{ リサイクル率 R [\%] = } \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

$$\blacksquare \text{ リサイクル率 R' [\%] = } \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} (\text{固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、} \\ \text{セメント工場へ直投入、飛灰の山元還元を除く}) + \text{集団回収量}}{\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

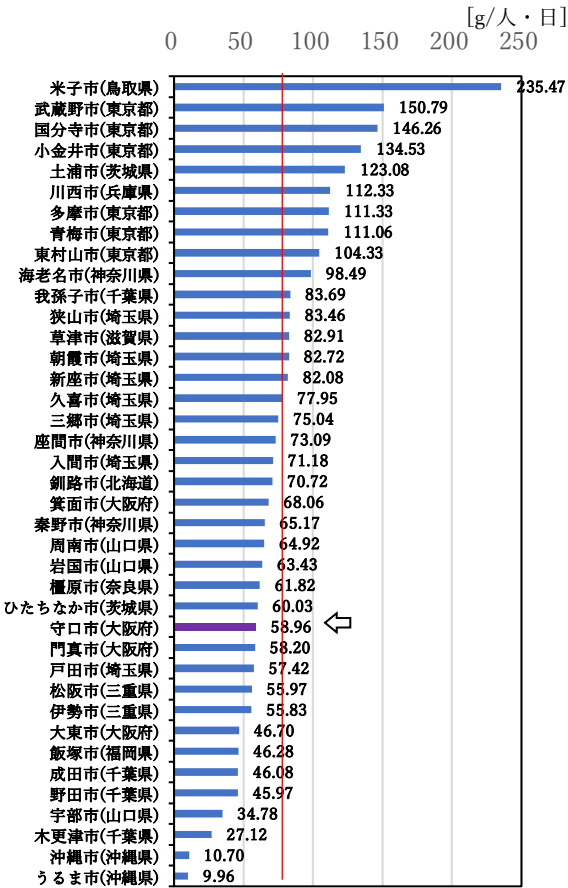
出典：「日本の廃棄物処理に関する基本的な用語」（環境省）

～固形燃料化・焼却残渣の有効利用（資源化処理）について～

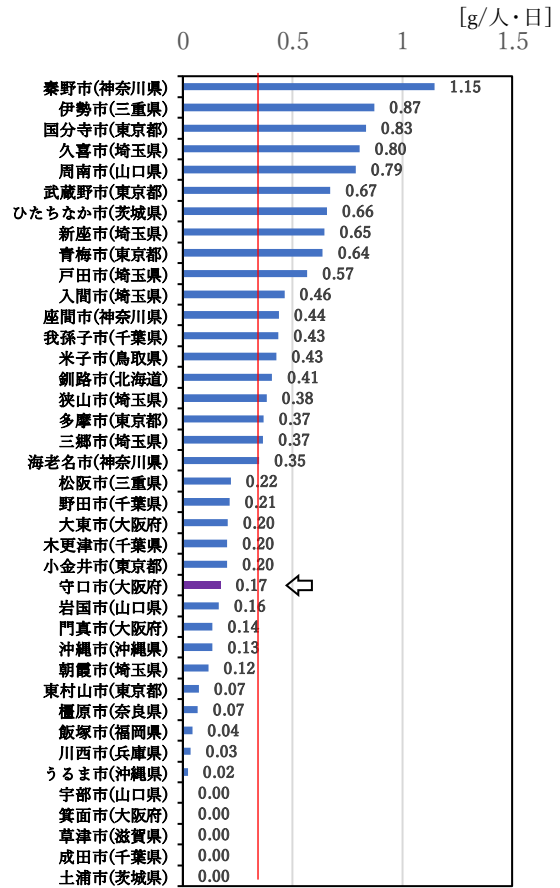
- 固形燃料化：可燃ごみを破碎・選別・乾燥・成形しペレット状の燃料にすることをいう。固形燃料は RDF と呼ばれ、石炭に近い熱エネルギーを持ち、電気等の熱源として有効利用が可能である。
- スラグ化：可燃ごみを焼却した後に発生する焼却主灰を電気やガスを使って高温に加熱し、溶融・固化してできる人工砂をいう。スラグは土木資材等に有効利用される。
- セメント原料化  
：可燃ごみを焼却した後に発生する焼却主灰をセメント工場でセメントの減量として有効利用することをいう。セメントの原料のうち、粘土の代替材料として使用されるものである。
- 山元還元：溶融飛灰（焼却飛灰を高温で溶かしたもの）に含まれる銅や鉛などの希少金属などを、製錬所で還元し回収することをいう。

【資源物の回収状況の比較（直接資源化量＋処理後資源化量）】

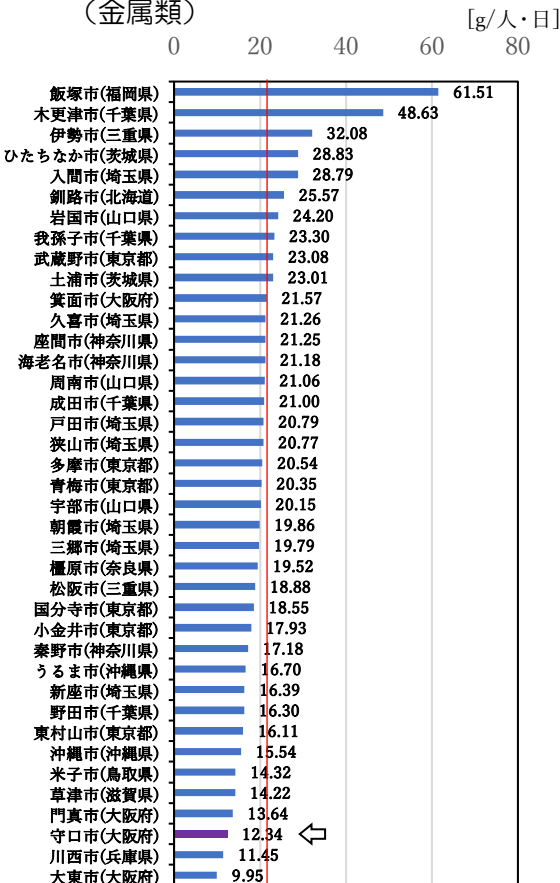
（紙類）



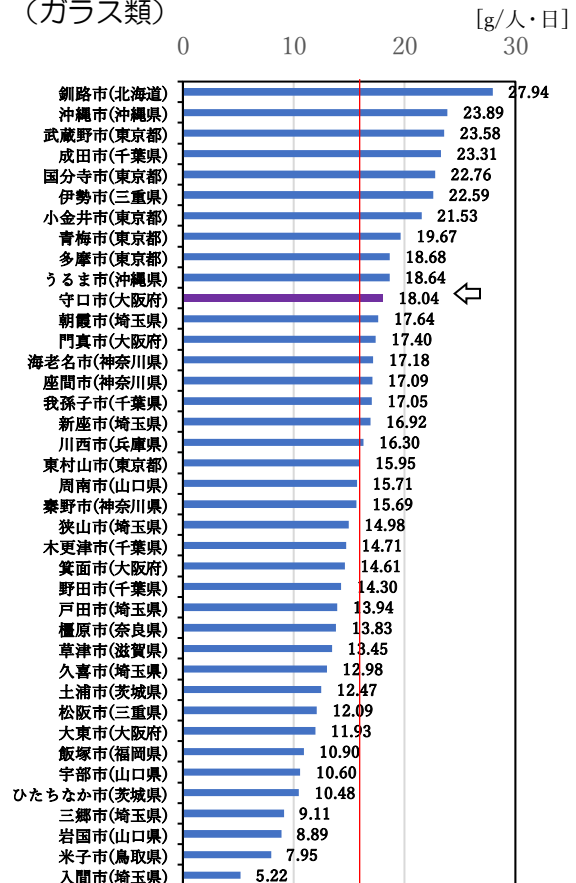
（紙パック）



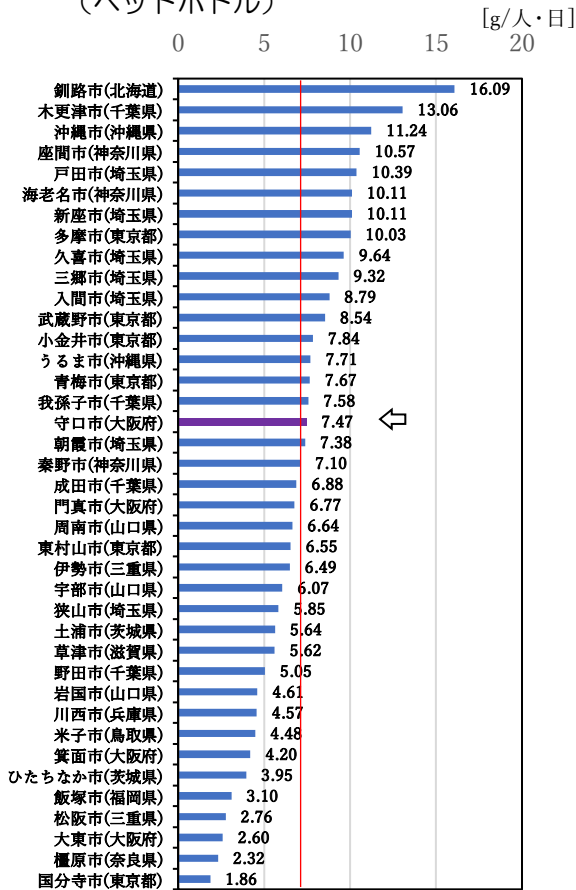
（金属類）



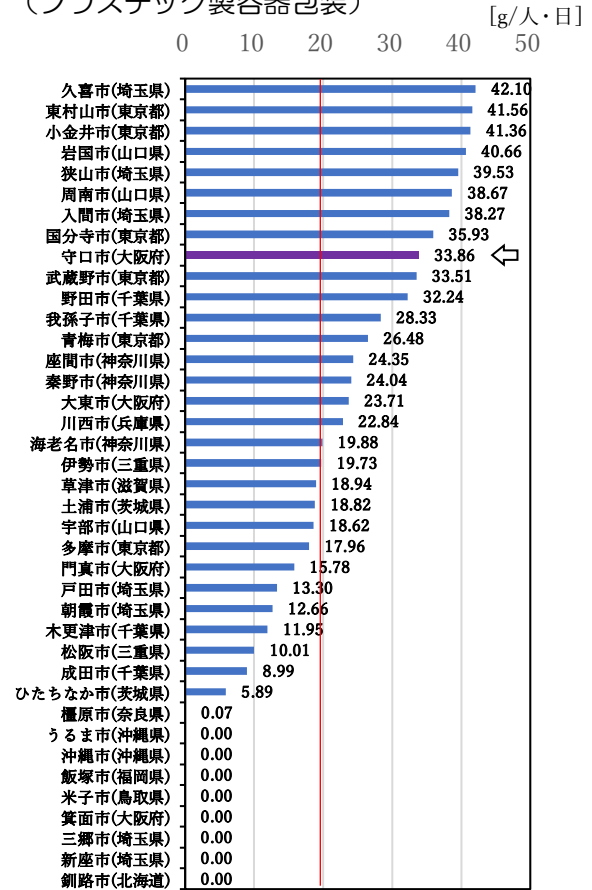
（ガラス類）



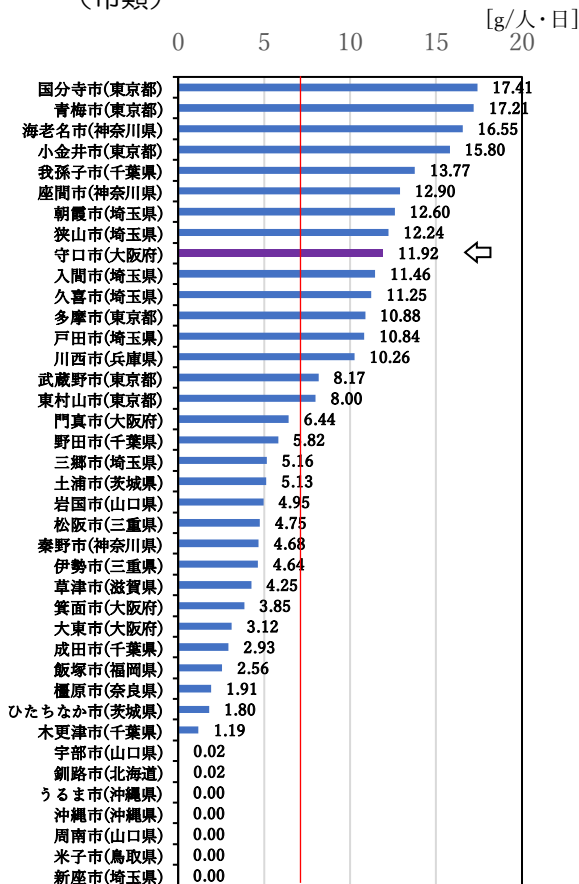
(ペットボトル)



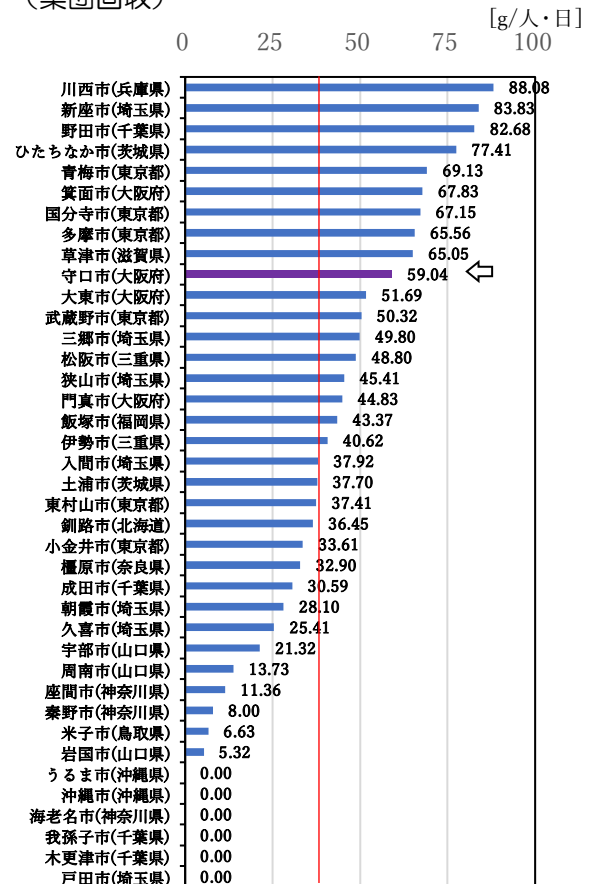
(プラスチック製容器包装)



(布類)



(集団回収)



「一般廃棄物処理実態調査結果」(令和元年度、環境省)

### 1.5 収集運搬の現状

収集品目の概要は表 3-11、収集・処理できないごみは表 3-12 に示すとおりである。



表 3-11 収集品目の概要（令和3年度現在）

ごみの区分	収集頻度	収集方式	収集形態
燃やすごみ	2回/週	各戸収集	委託
粗大ごみ	2回/月	各戸収集	委託
びん・ガラス	1回/週	各戸収集	委託
空き缶	1回/週	各戸収集	委託
古紙・古布	2回/月	各戸収集	委託
プラスチック製包装容器	1回/週	各戸収集	委託
ペットボトル	1回/週	各戸収集	委託
犬・猫等の動物の死体	随時	各戸収集	委託
多量排出ごみ	随時	各戸収集	委託
使用済小型家電	随時	拠点回収	委託
特定家庭用機器廃棄物	随時	各戸収集	委託
不法投棄ごみ	随時	—	委託
蛍光管・乾電池	随時	拠点回収	委託
事業所ごみ	随時	-	許可

出典：「令和3年度一般廃棄物処理実施計画書」（守口市）

表 3-12 市が収集・処理できないごみ（令和3年度現在）

項目	内容
家電リサイクル法対象品目	テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ式）
	エアコン
	洗濯機・衣類乾燥機
	冷蔵庫・冷凍庫
パソコン	デスクトップ型、ノートパソコン、CRT ディスプレイ（一体型含む）、液晶ディスプレイ（一体型含む） ※家庭から出される使用済みパソコンはメーカーで回収・リサイクルを行う。本市では、処理できない。また、自作パソコン、倒産したメーカー・輸入販売会社のパソコンなど回収するメーカーがないパソコンは「パソコン 3R 推進協会」が窓口となり、回収、リサイクルを行う。 ※小型家電回収ボックス（投入口 20cm×35cm）に入れば拠点回収も可能である。 ※国の認定事業者「リネットジャパン(株)」と協定を締結し、宅配便によるパソコンを含む小型家電の自宅回収を実施。
処理困難物	ガスボンベ、消火器、金庫（手揚げ金庫除く）、自動車及びその部品（ホイール、タイヤなど）、単車及びその部品、電動車椅子 液状のもの（燃料、廃油、塗料、薬剤）、バッテリー、長尺物（2m以上）、樹木（長さ2m以上または直径10cm以上のもの） 下水の汚泥、特別管理一般廃棄物（感染性廃棄物等）、産業廃棄物（家屋の解体、建築廃材）、冷蔵庫等のフロンを含む家庭用家電製品

出典：市資料

## 1.6 中間処理の現状

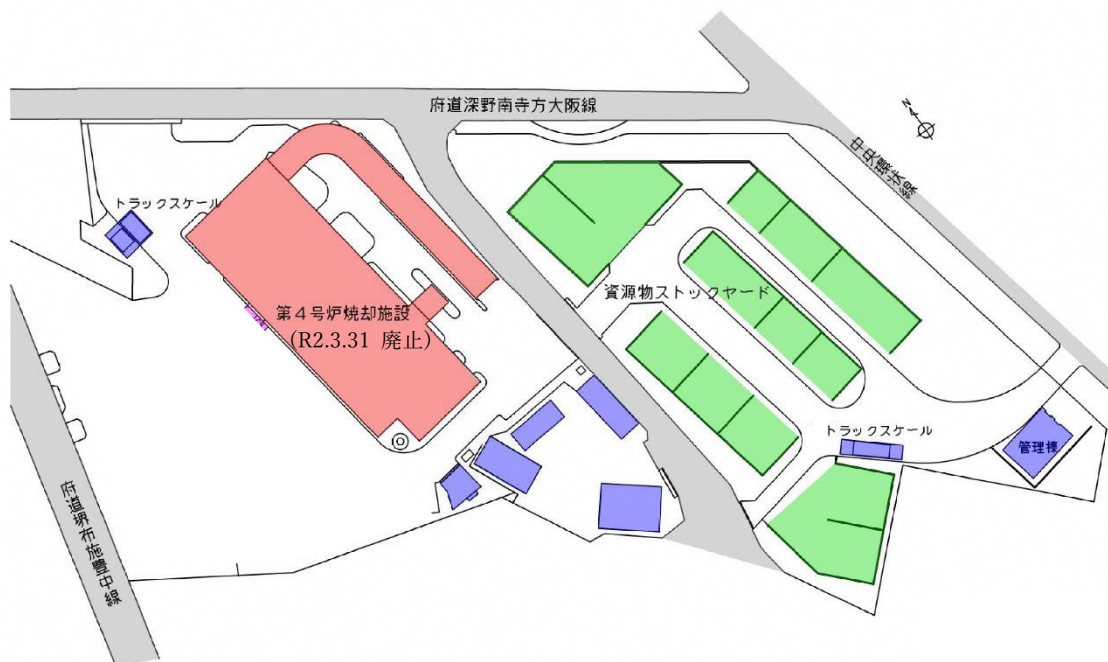
### 1.6.1 処理施設の概要

#### ストックヤード施設

表 3-13 スtockヤード施設の概要

施設名称	ストックヤード
処理主体	守口市
所在地	守口市寺方錦通 4 丁目 9 番 12 号
竣工年月	平成 20 年 3 月
建設構造	鉄筋コンクリート
ヤード面積	2,400 m <sup>2</sup>
＜ストックヤードの状況＞	
	

#### 【処理施設の位置図】



### 1.6.2 焼却処理量等

焼却処理量等の推移は、図 3-22 及び表 3-14 に示すとおりである。

焼却処理量は減少傾向にあるものの、焼却残渣量および焼却残渣発生率は令和2年度から参画する大阪広域環境施設組合の数値を採用しており増加している。

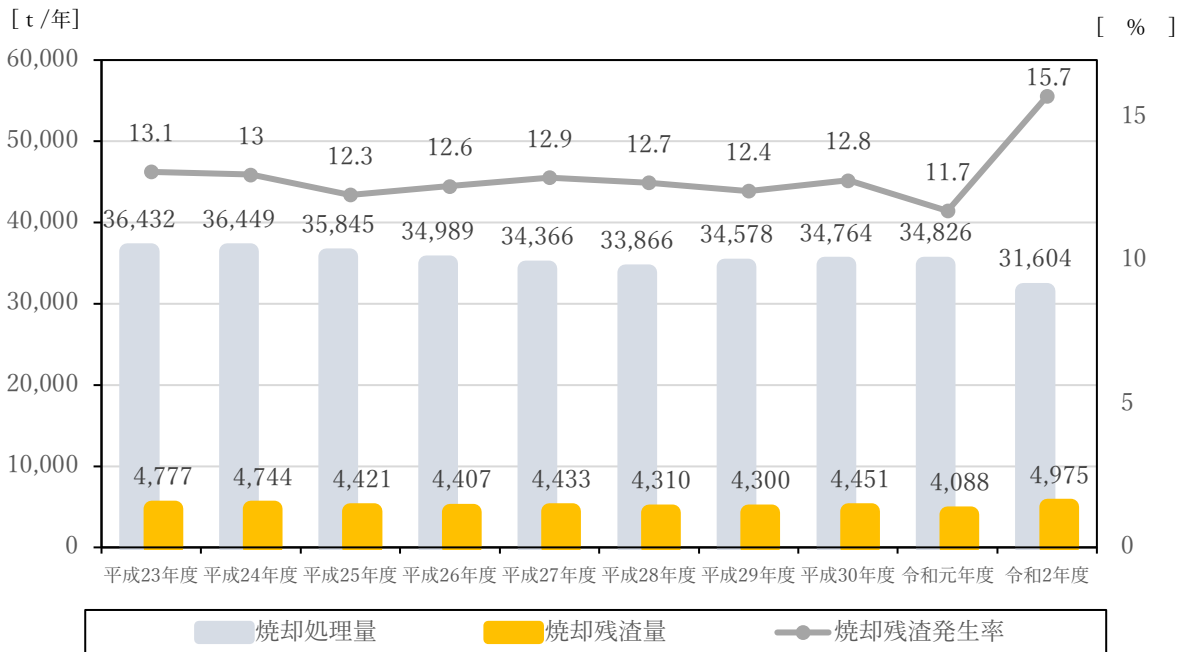


図 3-22 焼却処理量等の推移

表 3-14 焼却処理量等の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
(a) 焼却処理量 [t/年]	36,432	36,449	35,845	34,989	34,366
(b) 焼却残渣量 [t/年]	4,777	4,744	4,421	4,407	4,433
(c) 焼却残渣発生率 [%] (= (b) ÷ (a)) × 100)	13.1	13.0	12.3	12.6	12.9
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
(a) 焼却処理量 [t/年]	33,866	34,578	34,764	34,826	31,604
(b) 焼却残渣量 [t/年]	4,310	4,300	4,451	4,088	4,975
(c) 焼却残渣発生率 [%] (= (b) ÷ (a)) × 100)	12.7	12.4	12.8	11.7	15.7

注) (a) 焼却処理量 [t/年] には、大阪市等の近隣市への焼却委託量を含む。

(b) 焼却残渣量 [t/年] には、大阪市等の近隣市への焼却委託量に含まれる残渣量は含まれない。

※ 令和2年度から大阪広域環境施設組合の焼却工場にて焼却。

※ 令和2年度の焼却残渣量 [t/年] は、大阪広域環境施設組合の数値から按分している。

## 1.7 最終処分の現状

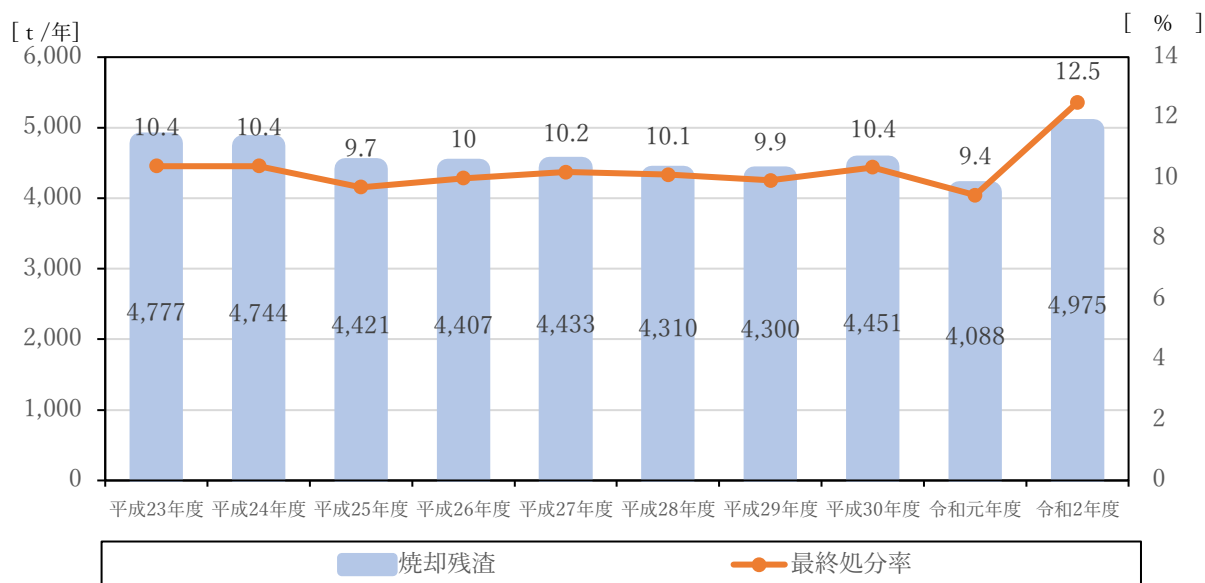
### 1.7.1 処理施設

本市の最終処分は、昭和40年から守口市最終処分場に埋立処分していたが、平成4年に埋立処分が完了したため、平成4年からフェニックスセンターへ加入し処分を委託している。

### 1.7.2 最終処分量等

最終処分量等の推移は、図3-23及び表3-15に示すとおりである。

令和元年度までの最終処分量および最終処分率は、守口市単独の残渣量を記載しているが、令和2年度は大阪広域環境施設組合での共同処理により計算により算出しており増加している。



※ 令和2年度は大阪広域環境施設組合全体の残渣量から按分しており、数値に連続性が無くなっている。

図3-23 最終処分量等の推移

表3-15 最終処分量等の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(a) ごみ総排出量 [t/年]	46,122	45,711	45,441	44,142	43,402
(b) 最終処分量 (焼却残渣) [t/年]	4,777	4,744	4,421	4,407	4,433
(c) 最終処分率 [%] ((b) ÷ (a)) × 100	10.4	10.4	9.7	10.0	10.2
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
(a) ごみ総排出量 [t/年]	42,639	43,334	42,985	43,315	39,798
(b) 最終処分量 (焼却残渣) [t/年]	4,310	4,300	4,451	4,088	4,975
(c) 最終処分率 [%] ((b) ÷ (a)) × 100	10.1	9.9	10.4	9.4	12.5

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）、市資料

### 1.7.3 類似自治体との比較

類似自治体における1人1日あたりの最終処分量は、図3-24及び表3-16に示すとおりである。

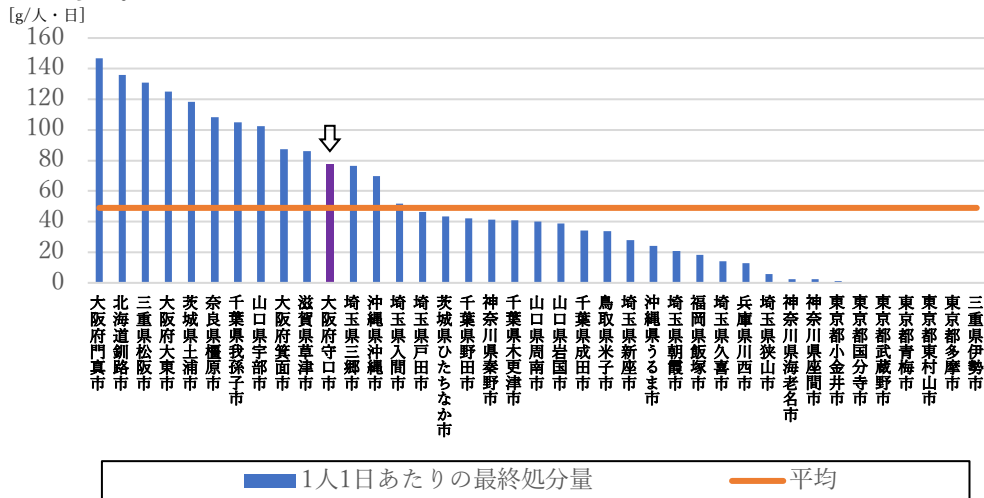


図3-24 類似自治体における1人1日あたりの最終処分量

表3-16 類似自治体における1人1日あたりの最終処分量

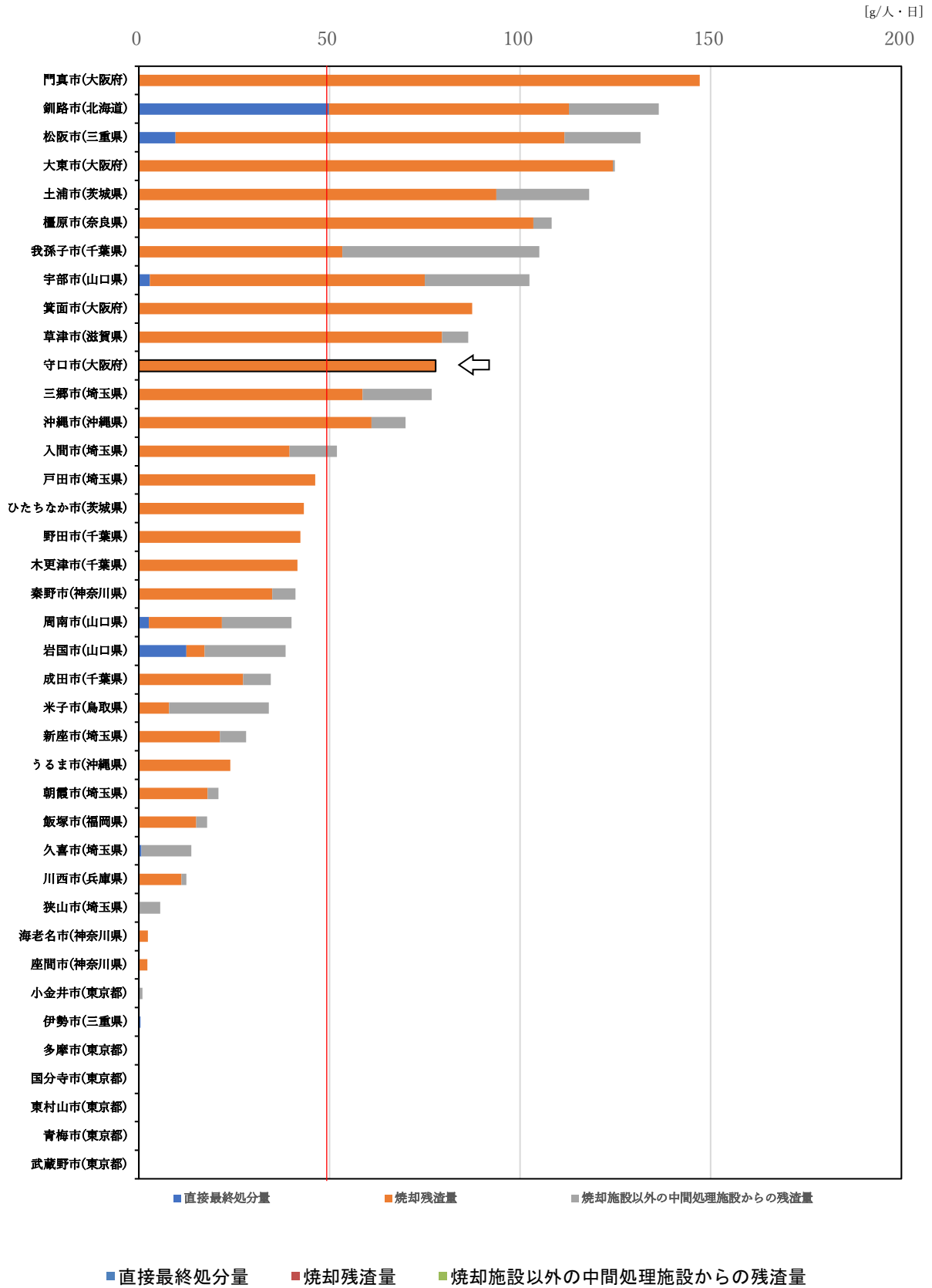
[単位: g/人・日]

順位	自治体名	1人1日あたりの最終処分量	順位	自治体名	1人1日あたりの最終処分量
1	大阪府門真市	146.7	21	山口県岩国市	38.8
2	北海道釧路市	136.0	22	千葉県成田市	34.2
3	三重県松阪市	130.9	23	鳥取県米子市	33.8
4	大阪府大東市	124.8	24	埼玉県新座市	27.8
5	茨城県土浦市	118.1	25	沖縄県うるま市	24.2
6	奈良県橿原市	108.4	26	埼玉県朝霞市	20.8
7	千葉県我孫子市	104.8	27	福岡県飯塚市	18.1
8	山口県宇部市	102.4	28	埼玉県久喜市	14.2
9	大阪府箕面市	87.4	29	兵庫県川西市	12.8
10	滋賀県草津市	85.9	30	埼玉県狭山市	5.7
11	大阪府守口市	77.4	31	神奈川県海老名市	2.4
12	埼玉県三郷市	76.6	32	神奈川県座間市	2.2
13	沖縄県沖縄市	69.7	33	東京都小金井市	1.2
14	埼玉県入間市	51.8	34	東京都国分寺市	0.0
15	埼玉県戸田市	46.4	35	東京都武蔵野市	0.0
16	茨城県ひたちなか市	43.3	36	東京都青梅市	0.0
17	千葉県野田市	42.0	37	東京都東村山市	0.0
18	神奈川県秦野市	41.3	38	東京都多摩市	0.0
19	千葉県木更津市	41.1	39	三重県伊勢市	0.0
20	山口県周南市	39.9		平均値	49.0

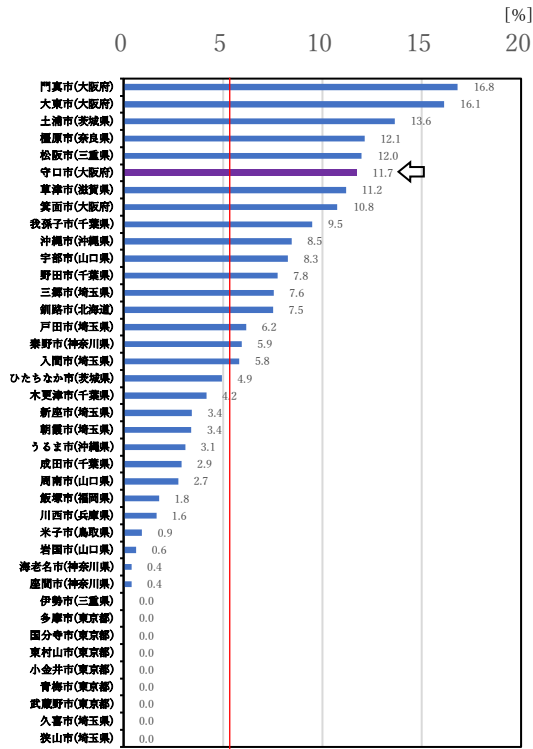
出典: 「一般廃棄物処理実態調査結果」(令和元年度、環境省)

【1人1日あたりの最終処分量の内訳の比較】

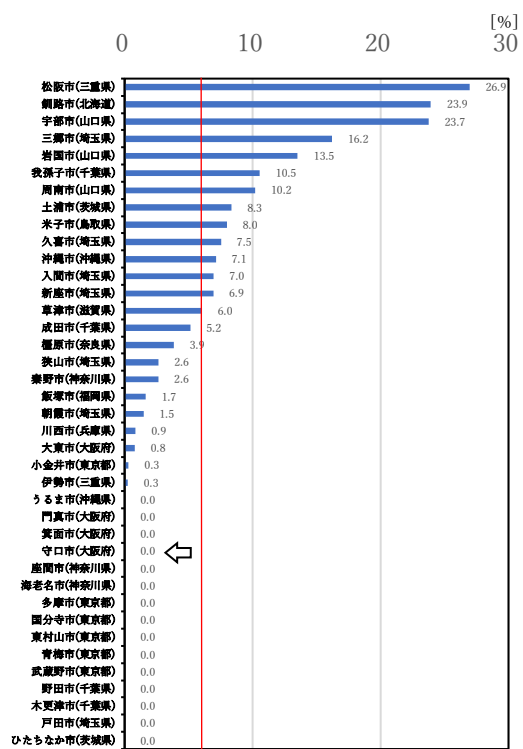
- 本市は焼却残渣のみを最終処分しており、その焼却残渣は類似自治体の中で多くなっている。



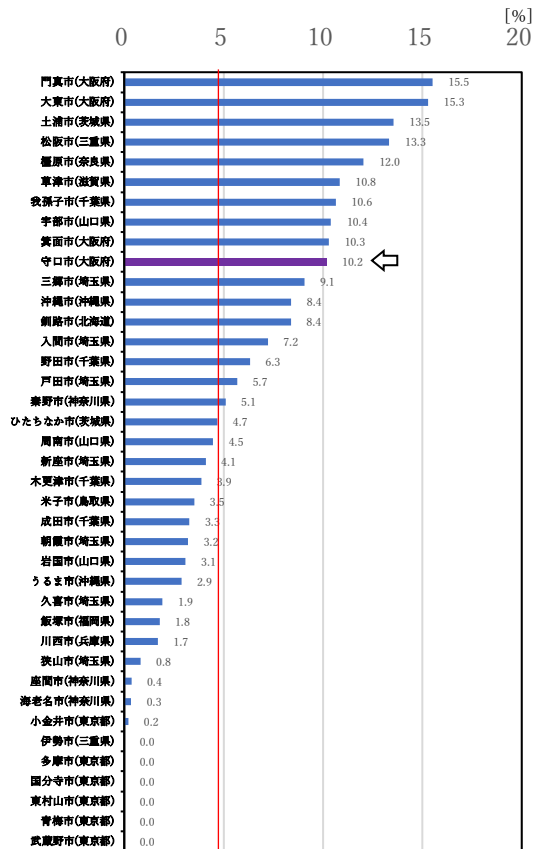
【焼却残渣発生率】



【焼却以外の処理施設における残渣発生率】



【中間処理施設全体における残渣発生率の比較】



## 1.8 ごみ処理経費の現状

### 1.8.1 ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移は、図 3-25 及び表 3-17 に示すとおりである。

ごみ処理経費は、平成 25 年度から 27 年度にかけ、増加したあと横ばい傾向となっている。

また、類似自治体における 1 人あたりの年間処理経費は、図 3-26 及び表 3-18 に示すとおりである。

本市の 1 人あたりの年間処理経費は、類似自治体のなかでも比較的低い（処理経費が安価）水準となっている。

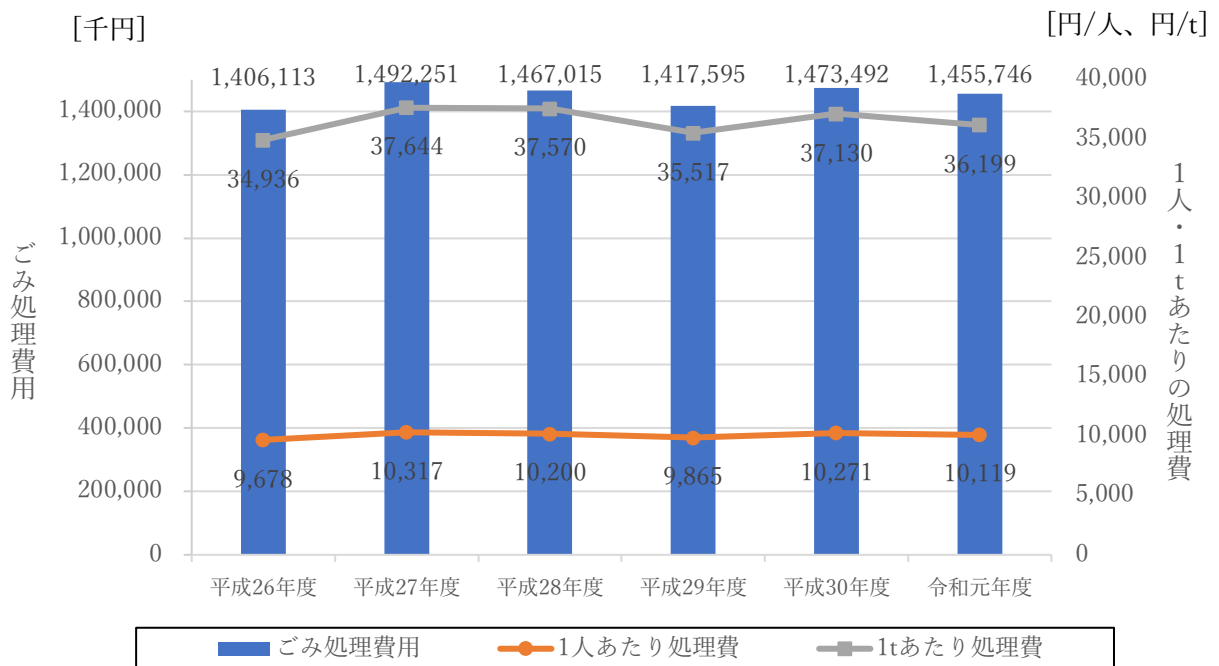


図 3-25 ごみ処理経費の推移



表 3-17 ごみ処理経費の推移

			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ごみ処理費用 (千円)	人件費		796,385	805,107	781,069	659,394	638,210
	処理費	収集運搬費	14,437	13,022	14,584	11,546	8,597
		中間処理費	239,909	233,291	207,096	198,953	235,599
		最終処分費	0	0	0	0	0
	委託費	収集運搬費	202,236	206,017	207,798	264,506	323,953
		中間処理費	178,982	162,476	141,830	154,902	161,219
		最終処分費	30,615	31,800	42,169	38,336	38,534
		その他	0	0	0	0	0
	車両等購入費		7,708	12,489	0	0	0
(a)合計		1,470,273	1,464,202	1,394,546	1,327,637	1,406,113	
(b)計画収集人口 [人]			147,627	147,122	146,306	145,696	145,287
(c)ごみ排出量 (集団回収量は含まない) [t/年]			41,755	41,996	41,636	41,438	40,248
(d)1人あたり処理費 [円/人] (a)×1,000÷(b)			9,959	9,952	9,532	9,112	9,678
(e)1tあたり処理費 [円/t] (a)×1,000÷(c)			35,212	34,865	33,494	32,039	34,936
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ごみ処理費用 (千円)	人件費		572,227	544,783	479,493	376,282	346,160
	処理費	収集運搬費	6,375	5,973	5,056	5,633	4,400
		中間処理費	232,430	224,386	213,875	157,710	76,265
		最終処分費	0	0	0	0	694
	委託費	収集運搬費	391,075	394,975	429,937	510,230	551,915
		中間処理費	241,478	249,847	242,019	361,892	417,937
		最終処分費	48,665	47,079	47,244	61,775	55,586
		その他	0	0	0	0	2789
	車両等購入費		0	0	0	0	0
(a)合計		1,492,251	1,467,043	1,417,624	1,473,522	1,455,746	
(b)計画収集人口 [人]			144,638	143,829	143,708	143,459	143,858
(c)ごみ排出量 (集団回収量は含まない) [t/年]			39,641	39,048	39,914	39,686	40,215
(d)1人あたり処理費 [円/人] (a)×1,000÷(b)			10,317	10,200	9,865	10,271	10,119
(e)1tあたり処理費 [円/t] (a)×1,000÷(c)			37,644	37,570	35,517	37,130	36,199

出典：一般廃棄物処理実態調査結果および市資料

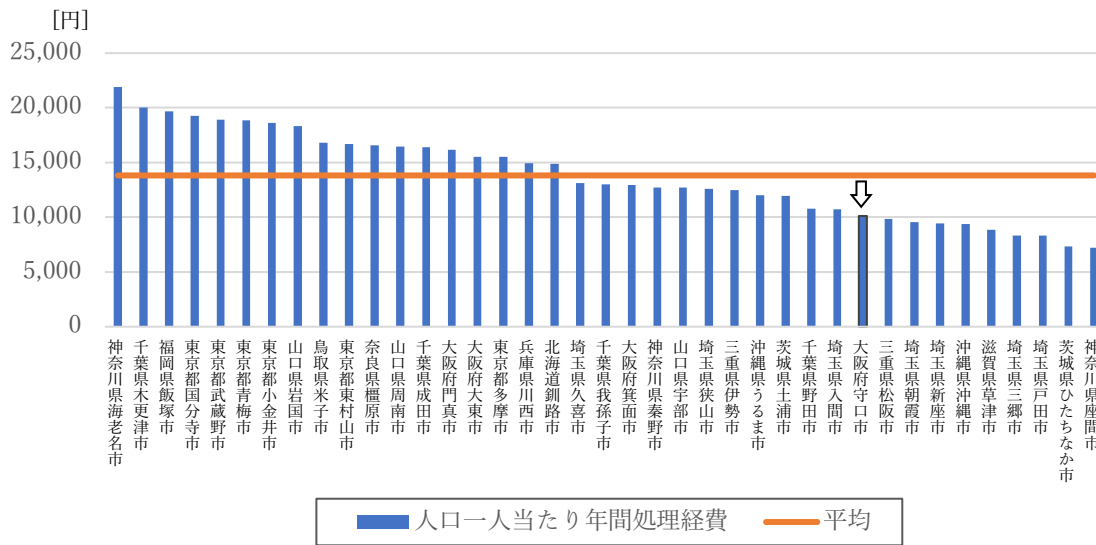


図 3-26 類似自治体における1人あたりの年間処理経費

表 3-18 類似自治体における1人あたりの年間処理経費

順位	自治体名	1人1日あたりの年間処理経費 [円/人・年]	順位	自治体名	1人1日あたりの年間処理経費 [円/人・年]
1	神奈川県海老名市	21,900	21	大阪府箕面市	12,939
2	千葉県木更津市	20,005	22	神奈川県秦野市	12,736
3	福岡県飯塚市	19,663	23	山口県宇部市	12,696
4	東京都国分寺市	19,283	24	埼玉県狭山市	12,581
5	東京都武蔵野市	18,919	25	三重県伊勢市	12,500
6	東京都青梅市	18,880	26	沖縄県うるま市	11,999
7	東京都小金井市	18,635	27	茨城県土浦市	11,929
8	山口県岩国市	18,328	28	千葉県野田市	10,811
9	鳥取県米子市	16,834	29	埼玉県入間市	10,699
10	東京都東村山市	16,702	30	大阪府守口市	10,119
11	奈良県橿原市	16,559	31	三重県松阪市	9,864
12	山口県周南市	16,472	32	埼玉県朝霞市	9,541
13	千葉県成田市	16,383	33	埼玉県新座市	9,426
14	大阪府門真市	16,193	34	沖縄県沖縄市	9,374
15	大阪府大東市	15,528	35	滋賀県草津市	8,859
16	東京都多摩市	15,520	36	埼玉県三郷市	8,314
17	兵庫県川西市	14,960	37	埼玉県戸田市	8,313
18	北海道釧路市	14,894	38	茨城県ひたちなか市	7,343
19	埼玉県久喜市	13,152	39	神奈川県座間市	7,216
20	千葉県我孫子市	13,017		平均値	13,823

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（令和元年度、環境省）

注）令和元年度の人口1人あたり年間処理経費は、本市と環境省の整理方法が異なることから表3-17に示す値とは一致しない。

## 2 現状施策を継続した場合のごみ排出量等の将来予測

### 2.1 将来予測の手順

ごみ排出量の将来予測の手順は、図 3-27 に示すとおりである。

人口は、平成 23 年度～平成 27 年度の実績値を住民基本台帳の値とし、平成 28 年度以降の人口を「守口市人口ビジョン」（平成 28 年 3 月）に示されているケース 3 の令和 2 年度、令和 7 年度、令和 12 年度の人口に基づき、各年度間の人口を均等に減少させることによって設定した。

生活系ごみは、トレンド推計法により排出原単位（1 人 1 日あたりの排出量）の将来予測を行い、その予測結果に人口及び年間日数を乗じたものを排出量の推計値とする。

事業系ごみについては、トレンド推計法により排出原単位（1 日あたりの排出量）の将来予測を行い、その予測結果に年間日数を乗じたものを排出量の推計値とする。

また、予測を行ったごみの種類は、可燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（プラスチック製容器包装、古紙・古布、ペットボトル、ビン・ガラス、空き缶、小型家電・蛍光灯・乾電池）とした。

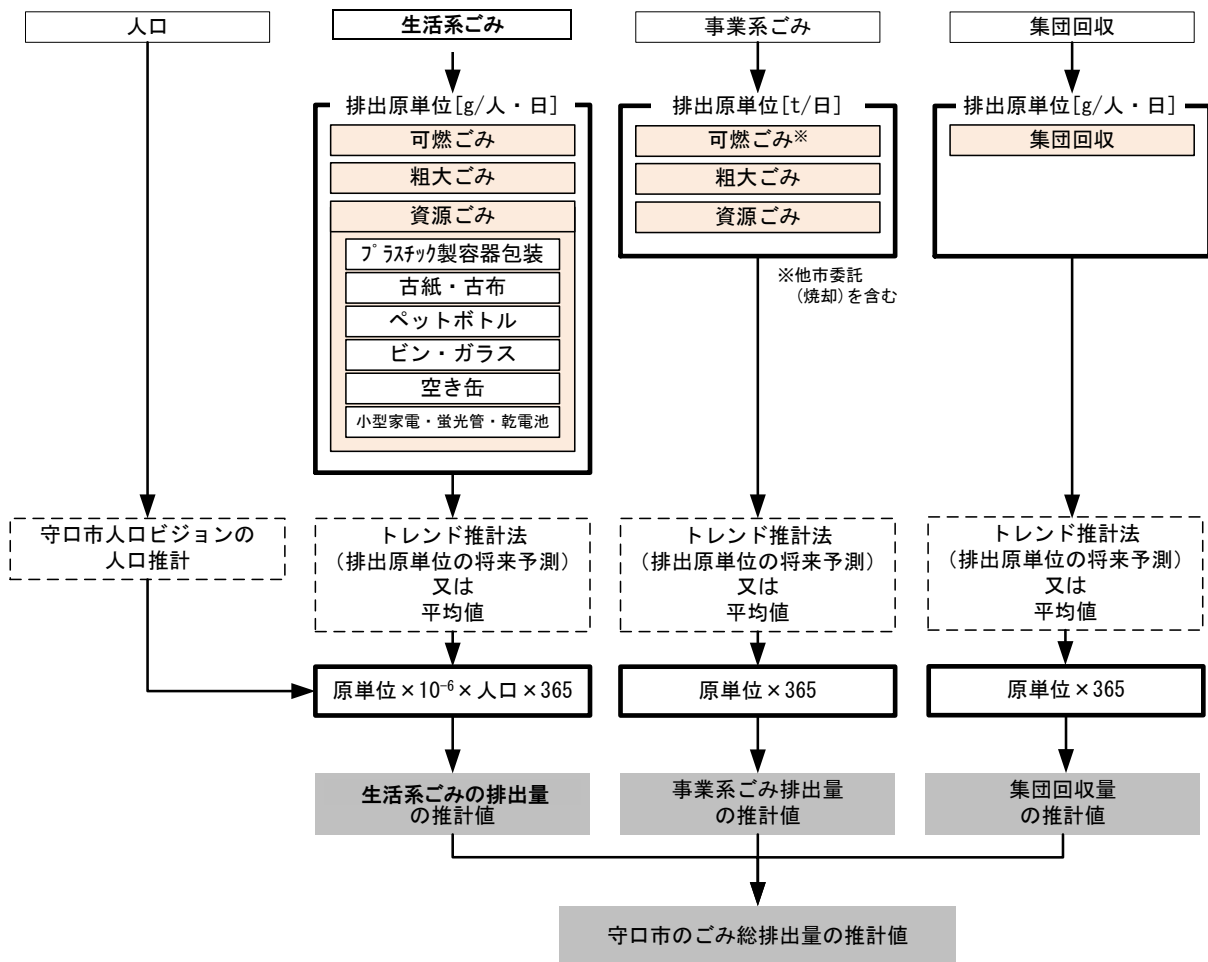


図 3-27 将来予測の手順

## 2.2 将来予測の結果

### 2.2.1 人口

人口は、図 3-28 及び表 3-19 に示すとおりである。

人口は、目標年度の令和 8 年度には 137,636 人になることが予想され、平成 27 年度の人口から 7,002 人減少することとなる。

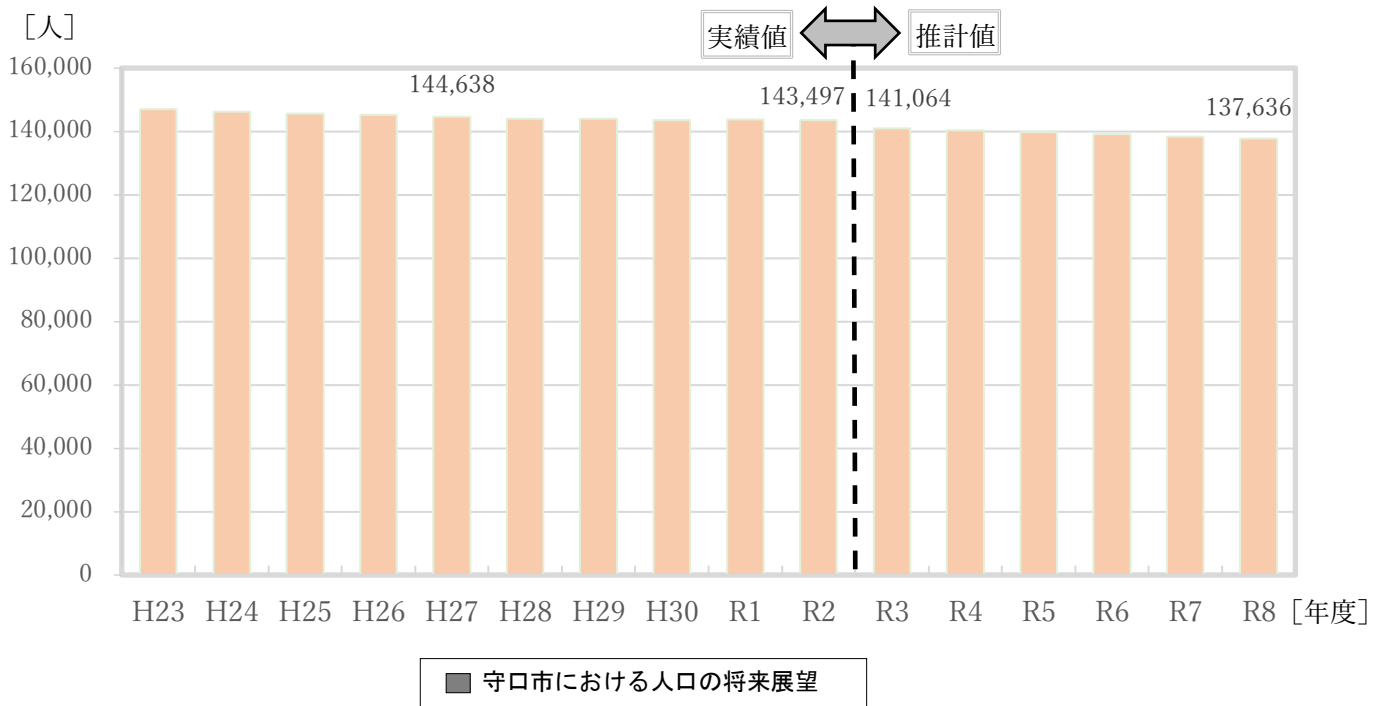


図 3-28 人口の将来予測の結果

表 3-19 人口の将来予測の結果

	令和2年度 実績値	令和3年度推計値 (中間目標年度)	令和8年度推計値 (目標年度)
人口 [人]	143,497	141,064	137,636

## 2.2.2 生活系ごみ

### (1) 1人1日あたりの生活系ごみ排出量

1人1日あたりの生活系ごみ排出量の将来予測の結果は、図3-29及び表3-20に示すとおりである。

図3-29 可燃ごみは横ばいで推移、粗大ごみは増加、資源ごみは減少傾向となる。

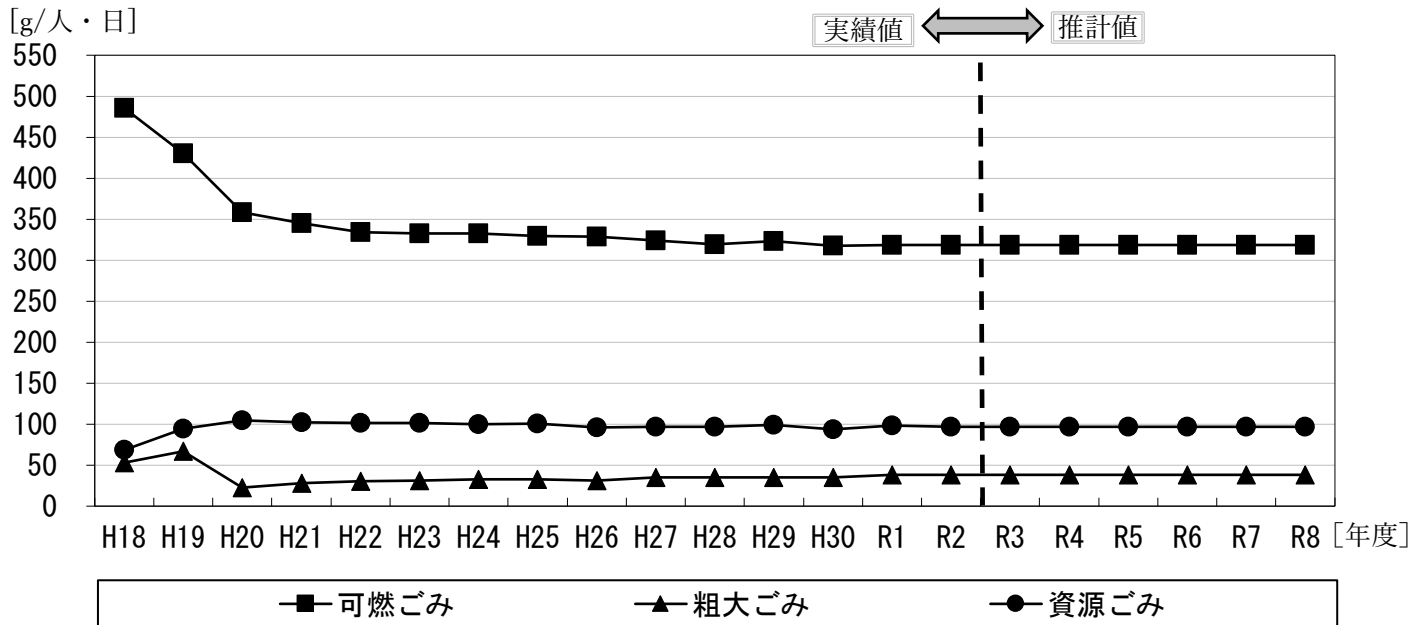


図3-29 1人1日あたりの生活系ごみ排出量の将来予測の結果

表3-20 1人1日あたりの生活系ごみ排出量の将来予測の結果

	令和2年度 実績値	令和3年度推計値 (中間目標年度)	令和8年度推計値 (目標年度)
可燃ごみ [g/人・日]	322.8	324.4	324.4
粗大ごみ [g/人・日]	36.0	36.3	38.1
資源ごみ [g/人・日]	105.7	96.6	96.2
合計 [g/人・日]	464.5	457.3	458.7

注) 四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合がある。

(2) 生活系ごみの排出量

生活系ごみ排出量の将来予測の結果は、図 3-30 及び表 3-21 に示すとおりである。

生活系ごみ排出量については、排出原単位の減少と人口の減少が見込まれていることから、減少することが見込まれる。

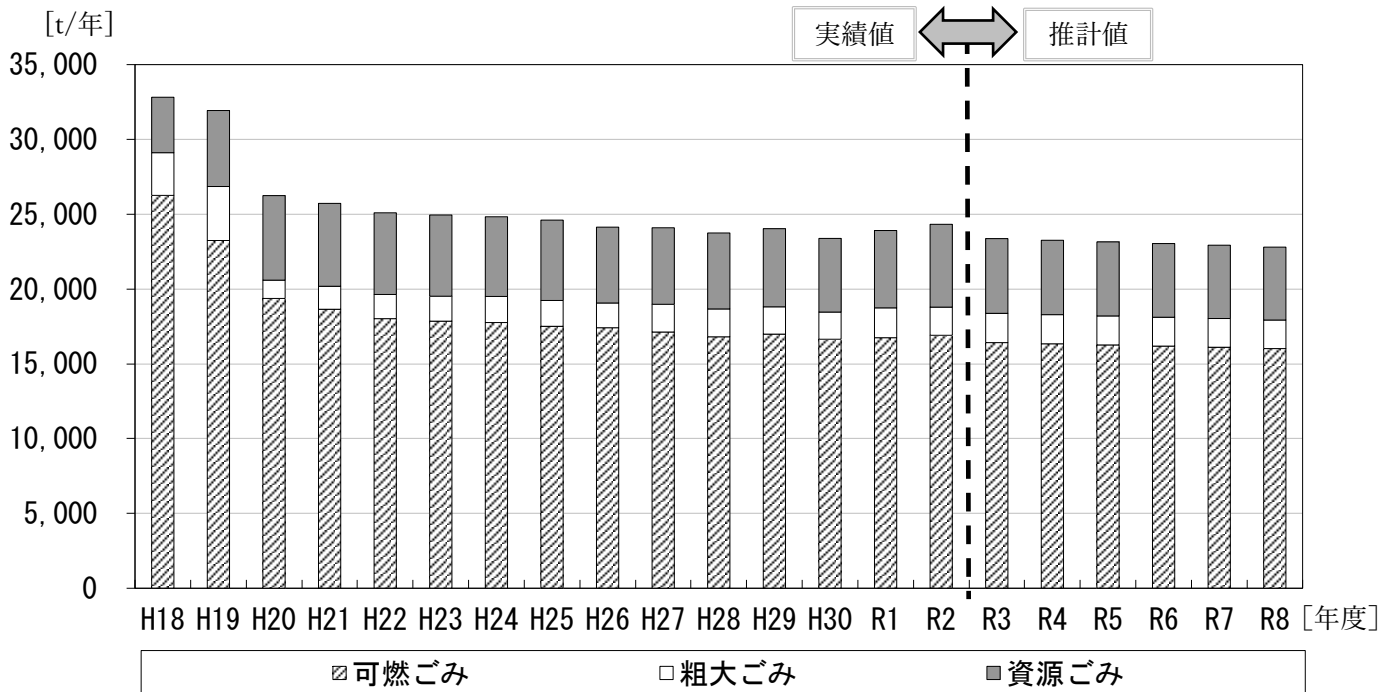


図 3-30 生活系ごみ排出量の将来予測の結果

表 3-21 生活系ごみ排出量の将来予測の結果

	令和 2 年度 実績値	令和 3 年度推計値 (中間目標年度)	令和 8 年度推計値 (目標年度)
可燃ごみ [t/年]	16,909	16,703	16,297
粗大ごみ [t/年]	1,883	1,869	1,914
資源ごみ [t/年]	5,535	4,974	4,833
合計 [t/年]	24,327	23,546	23,044

注) 四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合がある。

### 2.2.3 事業系ごみ

#### (1) 1日あたりの事業系ごみ排出量

1日あたりの事業系ごみ排出量の将来予測の結果は、図3-31及び表3-22に示すとおりである。

事業系ごみの1日あたりの排出量は、可燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみにおいて横ばいで推移する傾向となる。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動が減退し、それに伴ってごみ量が減少した。

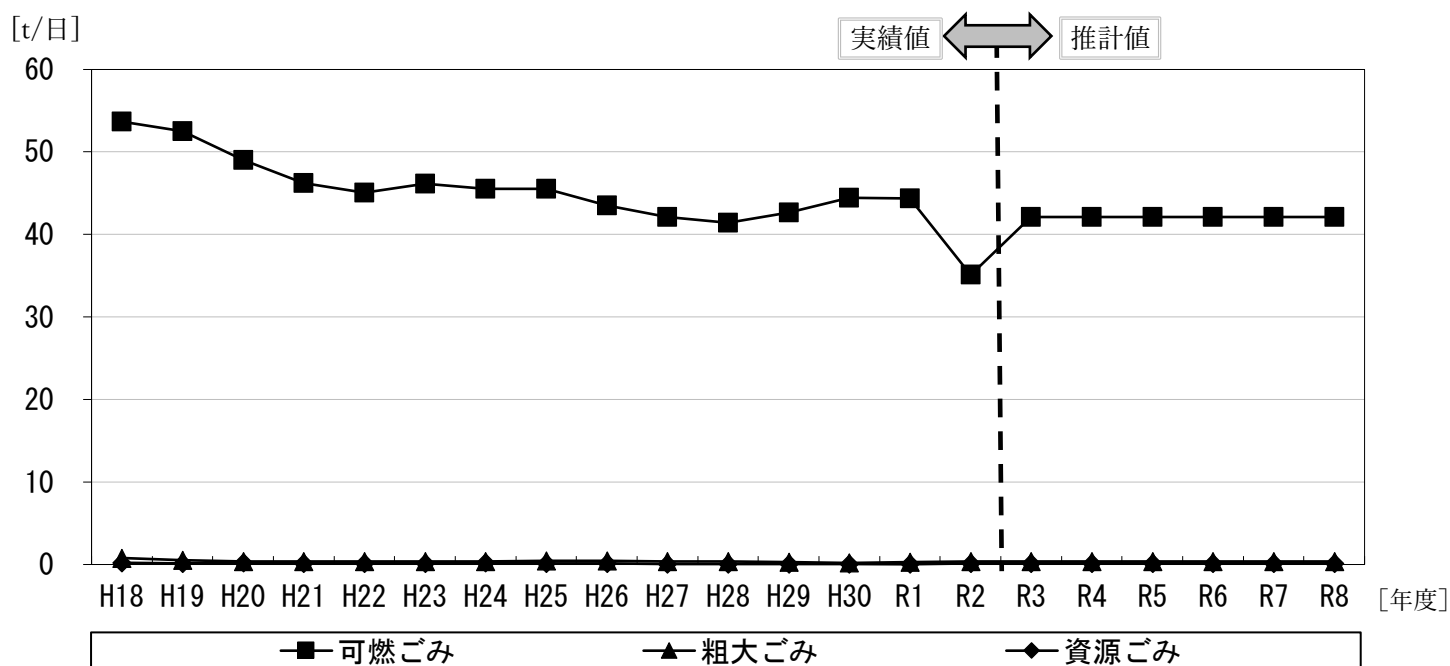


図3-31 1日あたりの事業系ごみ排出量の将来予測の結果

表3-22 1日あたりの事業系ごみ排出量の将来予測の結果

	令和2年度 実績値	令和3年度推計値 (中間目標年度)	令和8年度推計値 (目標年度)
可燃ごみ [t/日]	35.1	42.1	42.1
粗大ごみ [t/日]	0.1	0.4	0.4
資源ごみ [t/日]	0	0.2	0.2
合計 [t/日]	35.2	42.7	42.7

注) 四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合がある。

(2) 事業系ごみの排出量

事業系ごみ排出量の将来予測の結果は、図 3-32 及び表 3-23 に示すとおりである。

事業系ごみ排出量は、排出原単位が横ばいとなることから、一定の値で推移する。

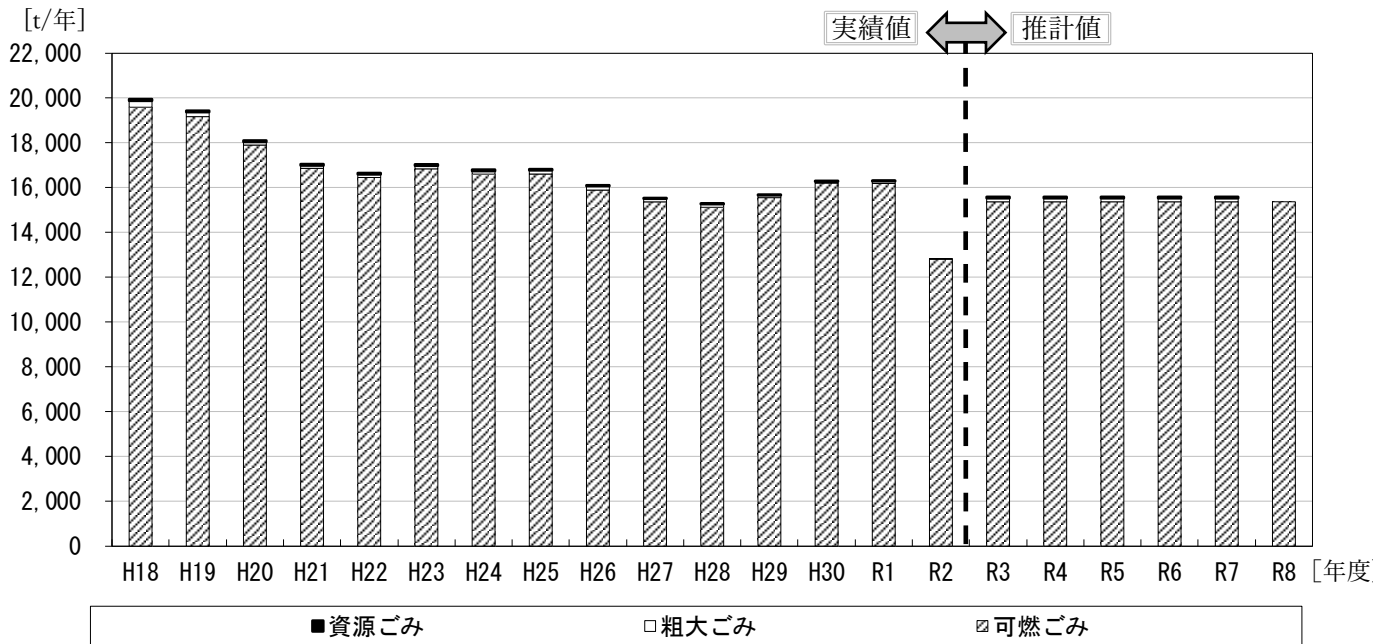


図 3-32 事業系ごみ排出量の将来予測の結果

表 3-23 事業系ごみ排出量の将来予測の結果

	令和2年度 実績値	令和3年度推計値 (中間目標年度)	令和8年度推計値 (目標年度)
可燃ごみ [t/年]	12,816	15,374	15,374
粗大ごみ [t/年]	22	157	157
資源ごみ [t/年]	0	62	62
合計 [t/年]	12,838	15,593	15,593

注) 四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合がある。



## 2.2.4 集団回収量

集団回収量の将来予測の結果は、図 3-33 及び表 3-24 に示すとおりである。

集団回収量は、減少する見込みとなった。

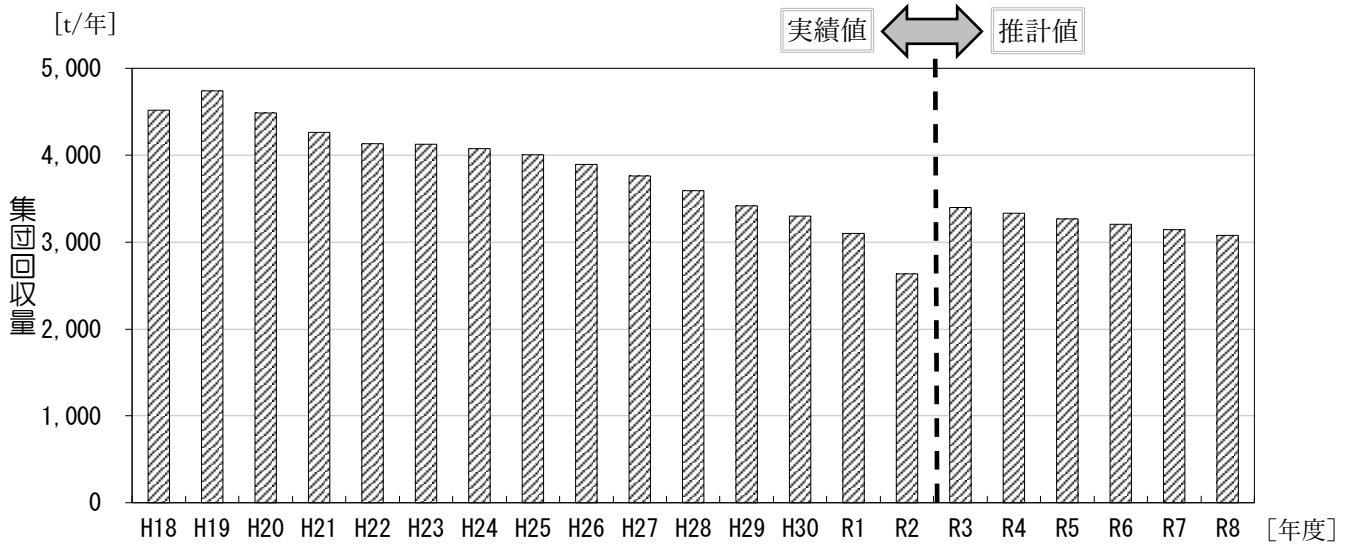


図 3-33 集団回収量の将来予測の結果

表 3-24 集団回収量の将来予測の結果

	令和2年度 実績値	令和3年度推計値 (中間目標年度)	令和8年度推計値 (目標年度)
集団回収量 [t/年]	2,634	3,398	3,077

## 2.2.5 ごみ総排出量

以上をふまえたごみ総排出量の将来予測の結果は、図 3-34 及び表 3-35 に示すとおりである。

1 人 1 日あたりのごみ排出量は増加するが、人口が減少するため、ごみ総排出量は減少することとなる。

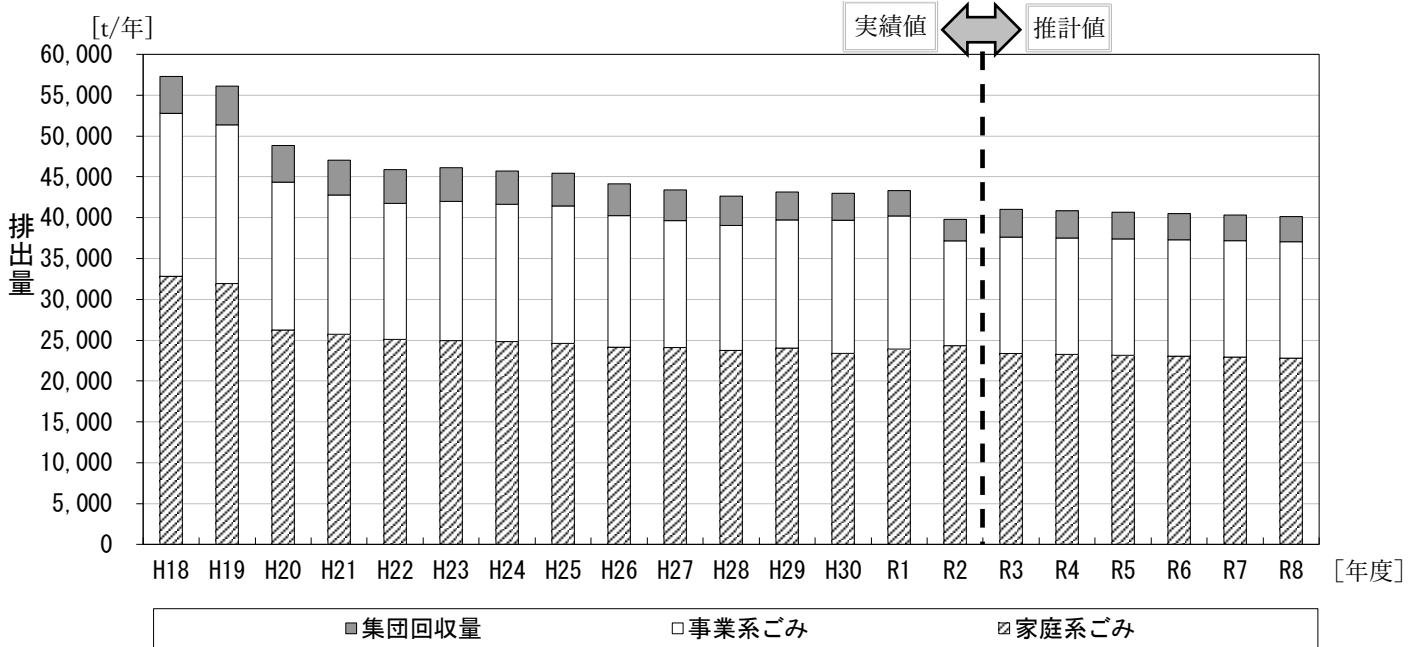


図 3-34 (1) ごみ総排出量の将来予測の結果 (排出形態別)

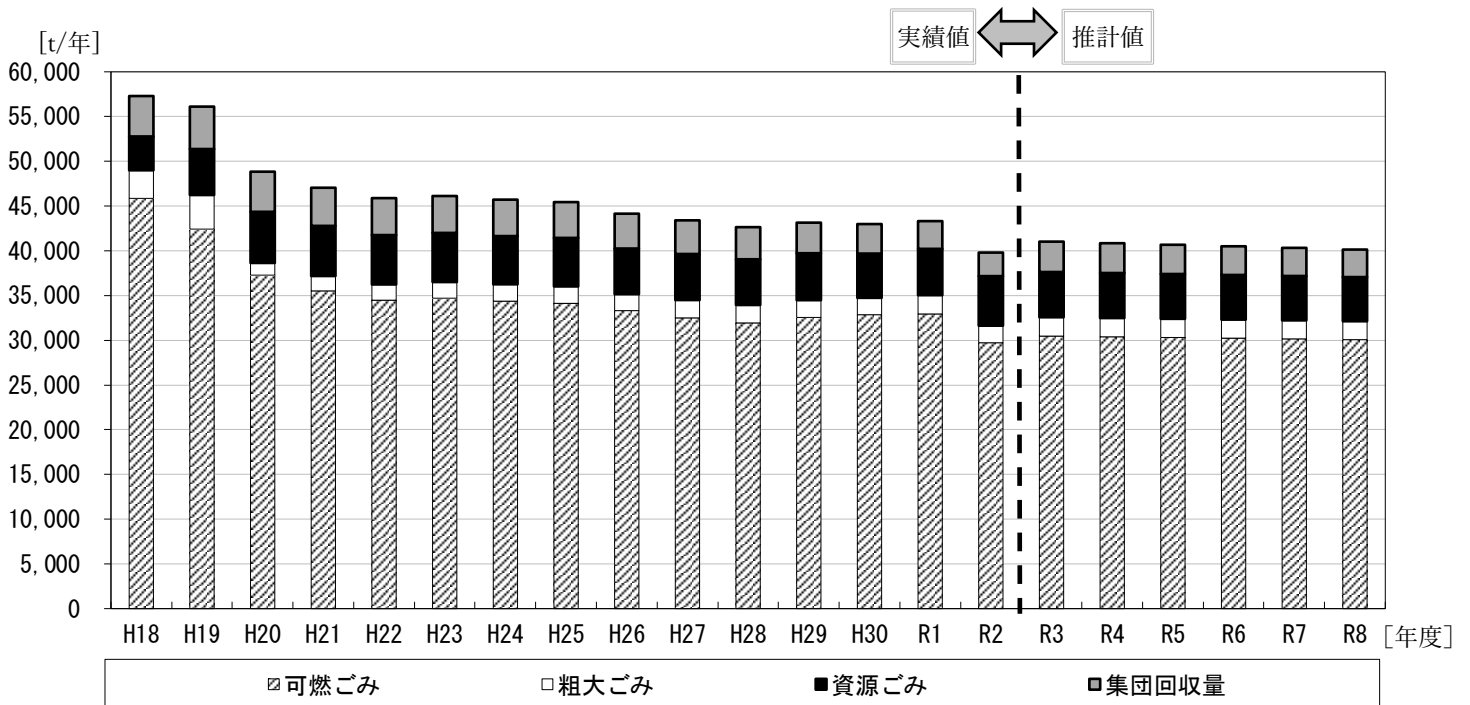


図 3-34 (2) ごみ総排出量の将来予測の結果 (ごみ種別)

表 3-25 ごみ総排出量の将来予測の結果（現状推計の場合）

		令和2年度 実績値	令和3年度推計値 (中間目標年度)	令和8年度推計値 (目標年度)
ごみ排出量 [t/年]	可燃ごみ	29,725	32,077	31,671
	粗大ごみ	1,905	2,026	2,071
	資源ごみ	5,535	5,036	4,895
ごみ排出量 [t/年]		37,164	39,139	38,637
集回収量 [t/年]		2,634	3,398	3,077
ごみ総排出量 [t/年]		39,798	42,537	41,714
人口 [人]		143,497	141,064	137,636
1人1日あたりのごみ排出量 [g/人・日]		710	760	769
1人1日あたりのごみ総排出量 [g/人・日]		760	826	830

注) 四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合がある。

### 3 ごみ処理の評価

#### 3.1 国の目標値を基準とした評価

ごみ処理に係る国の目標としては、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）」及び「第3次循環型社会形成推進基本計画」において、ごみ排出量等の削減目標が設定されている。それらの数値目標の達成状況を以下に整理した。

##### 3.1.2 国の基本方針

国の基本方針では、以下の3つの指標について数値目標が設定されており、環境省告示第七号（平成28年1月21日）において、下記のとおりとなっている。

- 指標①：ごみ総排出量 ⇒ 令和2年度までに平成24年度比で約12%減
- 指標②：リサイクル率 ⇒ 令和2年度までに約27%
- 指標③：最終処分量 ⇒ 令和2年度までに平成24年度比で約14%減

指標①～③の数値目標における本市の達成状況は、表3-26に示すとおりである。

ごみ総排出量は、令和2年度末の実績値において目標を達成したが、最終処分量は達成していない。

また、リサイクル率は、令和2年度に約21%となっており、目標を達成していない。

表3-26 国の基本方針の目標率における本市の達成状況

	基準年度の数値 (平成24年度)	目標	目標年度の数値(令和2年度)		令和2年度末 実績値
			目標値	当初推計値	
【指標①】 ごみ総排出量	45,711t/年	約12%減	40,226t/年	42,702t/年	39,798t/年 約13%減
【指標②その1】 リサイクル率	約21%	約27%	約27%	約22%	約21%
【指標③】 最終処分量	4,744t/年	約14%減	4,080t/年	4,384t/年	4,975t/年 約5%増

#### 【国の基本方針とは】

『廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月環境省告示第34号、平成22年12月20日全部変更、平成28年1月21日変更）』のこと。この基本方針では、廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な方向など（以下参照）を定めている。

- ◆廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
- ◆廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
- ◆廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
- ◆廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項
- ◆その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

### 3.1.3 第3次循環型社会形成推進基本計画

第3次循環型社会形成推進基本計画では、以下の3つの指標について数値目標が設定されている。

指標①：1人1日あたりのごみ排出量

⇒ 令和2年度までに平成12年度比で約25%減

指標②：資源ごみを除いた1人1日あたりの生活系ごみ排出量

⇒ 令和2年度までに平成12年度比で約25%減

指標③：事業系ごみ排出量

⇒ 令和2年度までに平成12年度比で約35%減

指標①～③の数値目標における本市の達成状況は、表3-27に示すとおりである。

1人1日あたりのごみ排出量、資源ごみを除いた1人1日あたりの生活系ごみ排出量及び事業系ごみの排出量は、目標年度である令和2年度の各目標値を満足する推計値となっていることから、目標値を達成している。

表3-27 第3次循環型社会形成推進基本計画の目標率における本市の達成状況の見込み

指標	基準年度の数値 (平成12年度)	目標	目標年度の数値(令和2年度)		令和2年度末 実績値
			目標値	当初推計値	
1人1日あたりのごみ排出量	1,103g/人・日	約25%減	827g/人・日	826g/人・日	760g/人・日 約31%減
資源ごみを除いた 1人1日あたりの 生活系ごみ排出量	498g/人・日	約25%減	374g/人・日	360g/人・日	358g/人・日 約28%減
事業系ごみ排出量	24,373t/年	約35%減	15,843t/年	15,593t/年	12,837t/年 約47%減

### 3.2 大阪府の目標値を基準とした評価

ごみ処理に係る府の目標としては、「大阪府循環型社会推進計画」（平成 28 年 6 月、大阪府）において、ごみ排出量等の削減目標が設定されている。それらの数値目標の達成状況を以下に整理した。

- 目標指標①：ごみ総排出量 ⇒令和 2 年度までに平成 26 年度比で約 12.6%減
- 目標指標②：リサイクル率 ⇒令和 2 年度までに平成 26 年度比で約 2%増
- 目標指標③：最終処分量 ⇒令和 2 年度までに平成 26 年度比で約 18.0%減
- 目標指標④：集団回収量等を除いた 1 人 1 日あたりの生活系ごみ排出量  
⇒令和 2 年度までに平成 26 年度比で約 12.6%減

指標①～④の数値目標における本市の達成状況は、表 3-28 に示すとおりである。

ごみ総排出量、最終処分量及び集団回収量等を除いた 1 人 1 日あたりの生活系ごみ排出量は、目標年度である令和 2 年度の各目標は達成していない。

表 3-28 大阪府循環型社会推進計画の目標率における本市の達成状況の見込み

指標	基準年度の数値 (平成 26 年度)	目標	目標年度の数値 (令和 2 年度)		令和 2 年度末 実績値
			目標値	当初推計値	
ごみ総排出量	44,142t/年	約 12.6%減	38,580t/年	42,702t/年	39,798t/年 約 10%減
リサイクル率	約 21%	約 2%増	約 23%以上	約 20%	約 21%
最終処分量	4,407 t/年	約 18.0%減	3,614t/年	4,384t/年	4,975t/年 約 13%増
集団回収量等を除いた 1 人 1 日あたりの生活系ごみ排出量	360g/人・日	約 12.6%減	315g/人・日	363g/人・日	358g/人・日 約 0.5%減

### 3.3 類似自治体の平均を基準とした評価

一般廃棄物処理システムについて、環境省のホームページで公開されている「一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて評価を実施した。

#### 3.3.1 類似自治体の平均を基準とした評価

評価には、表 3-29 に示す指標を用いた。

表 3-29 評価の指標

評価指標		算出式
循環型社会 形成	廃棄物の発生	人口 1 人 1 日あたりごみ 総排出量 [g/人・日]  ごみ総排出量 ÷ 365 ÷ 計画 収集人口 × 10 <sup>6</sup>
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF を除く) [t/t] 【リサイクル率のこと】  資源化量 ÷ ごみ総排出量
	最終処分	廃棄物のうち最終処分され る割合 [t/t] 【最終処分率のこと】  最終処分量 ÷ ごみ総排出量
経済性	費用対効果	人口 1 人あたり年間処理経 費 [円/人・年]  処理及び維持管理費 ÷ 計画 収集人口
		最終処分減量に要する費用 [円/t]  (処理及び維持管理費 - 最 終処分費) ÷ (ごみ総排出 量 - 最終処分量)

#### 3.3.2 評価の方法

評価は、評価指標を数値化し、類似自治体（総務省により提示されている類似自治体別市町村財政指数表の類型による類似自治体）の平均値と比較することにより実施した。類似自治体の平均との各指標をレーダーチャートで比較することにより、水準が明らかになる。

### 3.3.3 評価の結果

評価の結果は、図 3-35 及び表 3-30 に示すとおりである。

「人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量」、「人口 1 人あたり年間処理費」及び「最終処分減量に要する費用」は、類似自治体の平均を上回っている。すなわち、本市は類似自治体よりも人口 1 人 1 日あたりのごみ排出量、人口 1 人あたり年間処理費及び最終処分減量に要する費用が少なくなっている。

一方、「廃棄物からの資源回収率（RDF 除く）」、「廃棄物のうち最終処分される割合」は、類似自治体の平均を下回っている。すなわち、廃棄物からの資源回収率が低く、廃棄物のうち最終処分されるごみの量が多くなっている。

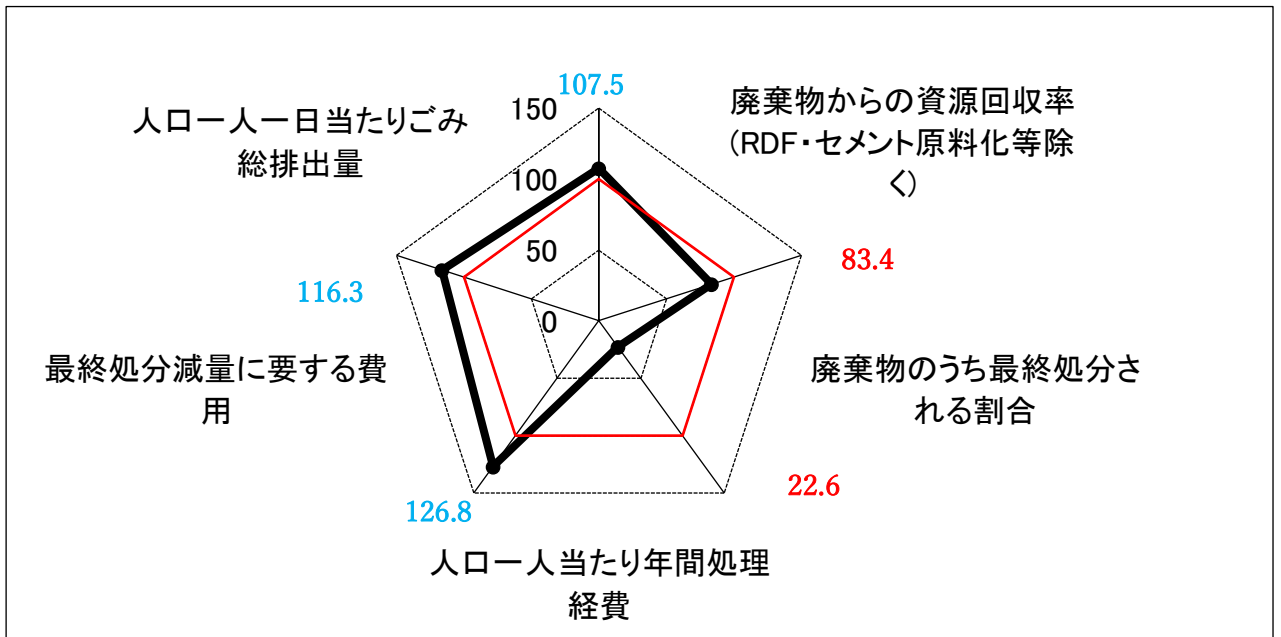


図 3-35 類似自治体の平均を基準とした評価の結果 (令和元年度実績)

注) 各評価指標を指数化して評価 (類似自治体平均を 100 (赤線で示す) として評価)

表 3-30 類似自治体の平均を基準とした評価の結果 (令和元年度実績)

	人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量 [kg/人・日]	廃棄物からの資源回収率 (RDF 除く) [t/t]	廃棄物のうち最終処分される割合 [t/t] 注2)	人口 1 人あたり年間処理経費 [円/人・年] 注3)	最終処分減量に要する費用 [円/t]
平均	0.89	0.235	0.063	13,823	42,292
最大	1.174	0.5	0.148	21,900	76,113
最小	0.609	0.104	0	7,216	18,366
本市	0.823	0.196	0.094	10,119	35,416
指数値 注1)	107.5	83.4	22.6	126.8	116.3

注 1) 類似自治体の平均値を 100 とした場合の本市の比較値

注 2) 焼却残渣のエコセメント化等を行っている類似自治体も含む (最終処分量が 0t となる類似自治体)。

注 3) 令和元年度の人口 1 人あたり年間処理経費は、本市と環境省の整理方法が異なることから表 3-17 と表 3-30 に示す値は一致しない。



## 【評価結果（レーダーチャート）の見方】

### ＜全般＞

指標毎に、抽出した類似自治体の平均値が 100 となっており、レーダーチャートでは、指数値が高くなるほど外側に広がり良好な状態を示している。

### ＜人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量＞

人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量は、少ないほど外側に広がる。本市の場合、100 以上となっているため、人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量は類似自治体平均よりも少ないといえる。

### ＜廃棄物からの資源回収率＞

廃棄物からの資源回収率（RDF 除く）は、高いほど外側に広がる。本市の場合、100 以上となっているため、廃棄物からの資源回収率は類似自治体平均よりも高いといえる。

### ＜廃棄物のうち最終処分される割合＞

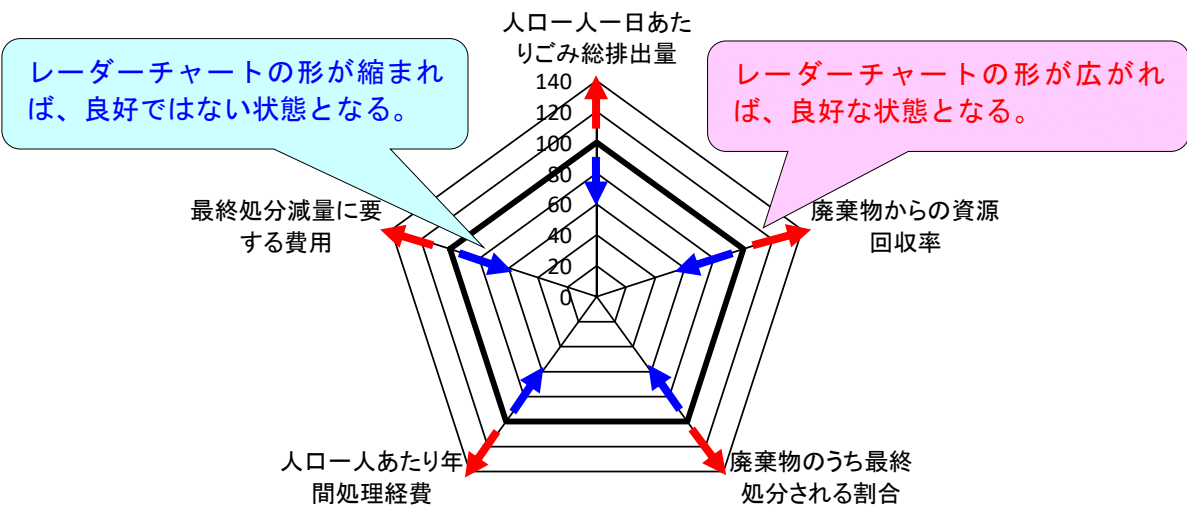
廃棄物のうち最終処分される割合は、少ないほど外側に広がる。本市の場合、100 以下となっているため、廃棄物のうち最終処分される割合は類似自治体平均よりも高いといえる。

### ＜人口 1 人あたり年間処理経費＞

人口 1 人あたり年間処理経費は、少ないほど外側に広がる。本市の場合、100 以上となっているため、人口 1 人あたり年間処理経費は類似自治体平均よりも低いといえる。

### ＜最終処分減量に要する費用＞

最終処分減量に要する費用は、少ないほど外側に広がる。本市の場合、100 以下となっているため、最終処分減量に要する費用は類似自治体平均よりも高いといえる。



## 4 ごみ処理に係る課題

### 4.1 排出抑制

令和元年度の1人1日あたりのごみ排出量は825.3g/人・日であり、全国平均（920.8g/人・日）、大阪府平均（955.3g/人・日）及び類似自治体の平均（890g/人・日）を下回っている。

国等の数値目標の達成状況については、第3次循環型社会形成推進基本計画に示されている1人1日あたりのごみ排出量、集団回収量及び資源ごみを除いた1人1日あたりの生活系ごみ排出量及び事業系ごみの総量の目標に対して、平成27年度時点で既に目標を達成している。

他の指標では、国の基本方針に目標として示されている令和2年度のごみ総排出量も達成している。

本市の生活系ごみの1人1日あたりの排出量は、類似自治体と比較しても少ない反面、事業系ごみの1人1日あたりの排出量は、類似自治体の中でも多くなっている。

したがって、現在の施策を継続しながら減量化を推進するとともに、特に、事業系の排出抑制につながる新たな施策を実施していく必要がある。

また、環境教育やごみに係る啓発の充実・拡大を図り、市民との協働により、ごみ排出量を削減する必要がある。

### 4.2 資源化

国の基本方針では、令和2年度までにリサイクル率を約27%に引き上げることが目標に掲げられている。しかし、令和2年度における本市のリサイクル率は約21%であり、事業系ごみの比率が高く、また、近年リサイクル率が横ばいで推移しており、目標は未達成であった。

本市では、プラスチック製容器包装、びん・ガラス、空き缶、ペットボトル、古紙・古布等の資源化回収を行っているものの、可燃ごみには、本来資源ごみとして回収されるはずの古紙・古布等が含まれている。

これらの資源ごみの分別について、環境教育やごみに係る啓発の充実・拡大を図り、市民との協働により、資源化量及びリサイクル率の向上を図る必要がある。

### 4.3 収集・運搬

本市は、戸別収集による燃やすごみ、プラスチック製容器包装、びん・ガラス、空き缶、ペットボトル、古紙・古布、粗大ごみの収集を行っている。今後も引き続き戸別収集による収集運搬を行っていく予定である。

なお、高齢化社会が進む昨今において、高齢者の市民への負担が少なくなる収集運搬体制を検討していく必要がある。

#### 4.4 中間処理

現在、本市で搬出される燃やすごみは令和2年度から大阪広域環境施設組合で焼却処理、粗ごみ及び大型ごみは、ストックヤードで選別後、民間処理施設で処理しており、今後も引き続き安定した処理体制を維持する。

また、ペットボトル等の資源ごみはストックヤードにおいて、一時保管し、民間事業者処理を委託している。

#### 4.5 最終処分

最終処分は、平成4年以降、大阪湾広域臨海環境整備センターへ埋立委託を行っている。最終処分量は、近年ゆるやかな減少傾向となっているものの、国の基本方針の目標値を将来推計結果（現状趨勢）は達成しない見込みとなっている。

したがって、ごみの発生・排出抑制及びリサイクルの推進を図ることで最終処分量を削減する必要がある。

#### 4.6 その他

環境保全や環境美化の観点から、ごみ不法投棄やポイ捨て防止策を強化する必要がある。また、特別管理一般廃棄物や処理困難物については、事業者責任、排出者責任のもとで、より適正な処理方法を確立する必要がある。さらに、地震及び風水害等の大規模災害時に一時的に発生する多量の廃棄物については、速やかに処理する体制を確保する必要がある。

## 5 ごみ処理に係る数値目標

### 5.1 将来目標の設定

ごみ処理に係る指標は、国の基本方針等及び現行計画の指標に基づき以下の3種とするが、基準年度より以前から本市は、ごみ減量化に取り組んできたため国・府の目標値を採用せず、平成28年度策定時に設定した独自の目標を引き続き目指します。以下、ごみ処理に係る数値目標は表3-31に示すとおりである。

表3-31 ごみ処理に係る数値目標

評価指標	実績値 (平成27年度)	中間目標年度 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	令和2年度末 実績値
《目標①》ごみ総排出量 [t/年]	43,402	41,363	40,705	39,798
《目標②》リサイクル率	21%	21%	21%	21%
《目標③》焼却処理量 [t/年]	34,366	32,558	32,110	31,604

#### 《目標①》ごみ総排出量

**ごみ総排出量は、目標年度において40,705t/年とする。**

(本市の現状)

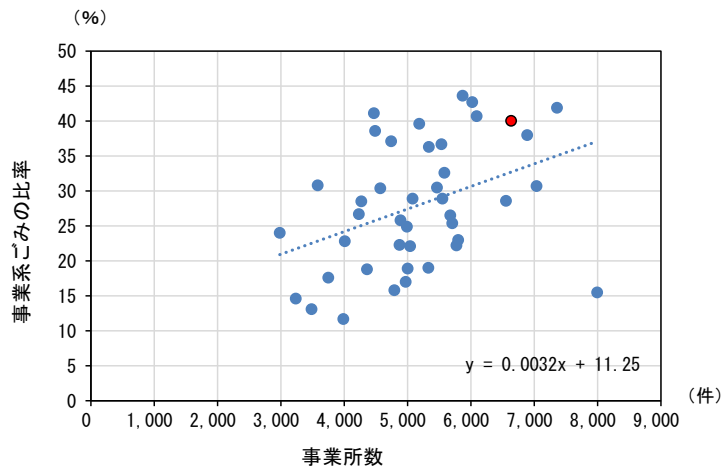
- ・生活系ごみ：可燃ごみの排出原単位は、類似自治体の中でも4番目に低く、これ以上の排出原単位の削減が困難な状況となっている。
- ・事業系ごみ：下図（●：本市）に示すとおり、本市は類似自治体の中でも事業所数が多い自治体となっている。今後、事業所数の大きな減少は現時点で想定できないことから、事業系ごみの比率は40%程度で推移するものと考えられ、事業系ごみの削減は困難な状況となることが想定される。

⇒本市の現状では、国の基本方針の目標値を達成することができない可能性が高いことから、達成可能な目標値の設定を行う。

#### （目標設定の考え方）

- ・生活系ごみの可燃ごみは、平成27年度実績値で横ばいに推移する。
- ・生活系の粗大ごみは粗大ごみに含まれる資源ごみの分別徹底を行い横ばい、資源ごみは粗大ごみに含まれる資源ごみを含み横ばいに推移する。
- ・事業系ごみは、平成27年度実績値で横ばいで推移する。

＜類似自治体における事業所数と事業系ごみの比率の関係（平成26年度）＞



## 《目標②》リサイクル率

### リサイクル率は、目標年度において 21%程度とする。

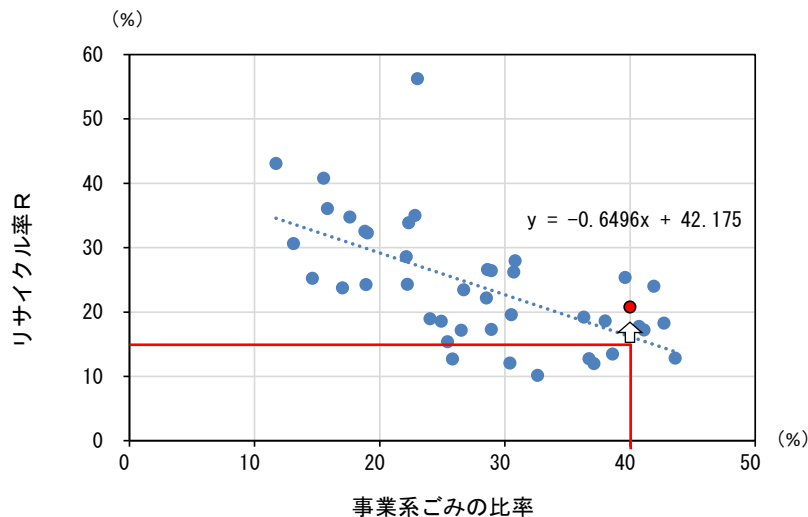
(本市の現状)

- ・近年のリサイクル率は 21%程度で推移している。
- ・市民向けアンケート調査結果より店頭回収の利用がある程度確認されていることから、市の収集以外のルートで資源ごみの資源化が行われているものと考えられる。

### (目標設定の考え方)

- ・下図（●：本市）に示すとおり、類似自治体における事業系ごみの比率とリサイクル率の関係においても、本市が目標とする 21%程度は低い目標とはなっていないことからリサイクル率は目標年度において、近年の実績値と同様に 21%を維持とする目標とする。

<類似自治体における事業系ごみの比率とリサイクル率の関係（平成 26 年度）>



### 《目標③》焼却処理量

**焼却処理量は、目標①のごみ減量効果によって得られるごみ総排出量の減少にともない、目標年度において 32,000t/年程度とする。(国の基本方針等では指標となっていない)**

(本市の現状)

- ・近年の焼却処理量は、31,600～35,000t/年程度となっている。

#### (目標設定の考え方)

- ・目標①のごみ減量効果によって得られるごみ総排出量の減少に伴い、焼却処理量も減少するものとする。
- ・焼却処理量は、国の基本方針等において指標になっていない項目である。しかし、本市は最終処分場を有しておらず、焼却処理量の削減が最終処分の委託量削減に寄与することから設定した。

ごみ処理に係る数値目標（年度別）は、表3-32に示すとおりである。

表 3-32 ごみ処理に係る数値目標（年度別）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
ごみの総排出量 [t/年]	43,068	42,336	41,605	41,493	41,363
リサイクル率	20.8	21.1	21.4	21.3	21.3
焼却処理量 [t/年]	34,114	33,419	32,722	32,645	32,558
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ごみの総排出量 [t/年]	41,239	41,109	40,982	40,855	40,705
リサイクル率	21.3	21.2	21.2	21.2	21.1
焼却処理量 [t/年]	32,472	32,384	32,298	32,210	32,110

## 6 基本方針

### 6.1 基本理念

将来にわたって本市の自然環境及び生活環境の保全を図り、年々多様化する廃棄物の処理を適正に行い資源化を推進するため、引き続き「**みんなの責任と協働で目指す循環型社会**」をごみ処理基本計画の基本理念とする。

### 6.2 基本方針

本市の特徴及びごみ処理の現状をふまえ、ごみ処理基本計画の基本方針を以下のとおり定める。

#### **基本方針 1 排出抑制の推進**

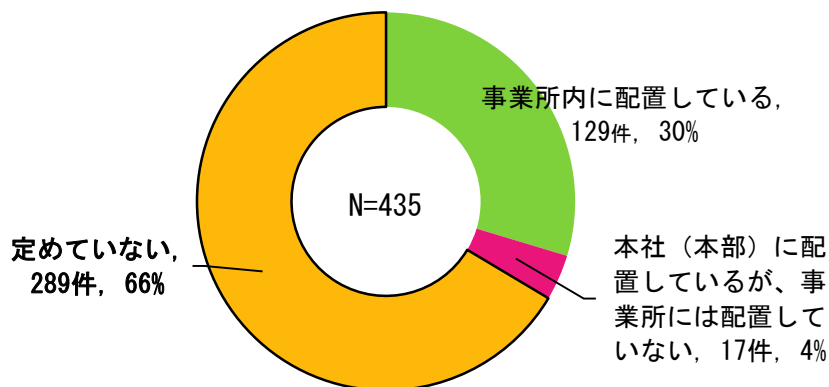
循環型社会を目指すためには3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））が不可欠であり、特に2R（リデュース・リユース）を一層進めることが求められている。

本市では、家庭や事業所で取り組みやすい減量化の方法などをまとめた冊子の作成や情報発信などによる啓発活動及び環境学習を推進する。特に、事業系ごみについては、類似自治体と比較しても排出量が多いことから、廃棄物処理責任を明確にし、分別の意識を高めることでごみの排出抑制を推進する。

なお、生活系ごみについては、類似自治体の中でも非常に排出量が低くなっていることから、これまで取り組んできた施策を継続して実施していくものとする。

#### 《事業所における廃棄物管理責任者の配置状況》

- 本計画策定に係る事業所向けアンケート調査結果より、有効回答 435 件のうち 66%の 289 件が「事業所において廃棄物管理責任者あるいは廃棄物処理担当者を定めていない」回答となっていた。
- ⇒事業所における一般廃棄物の処理に関して、責任者を定めていないことから一般廃棄物の減量・リサイクルに関する意識が低くなっている可能性がある。



※本計画作成に係る事業所向けアンケート調査結果より（平成 28 年度）

## 基本方針 2 資源化の推進

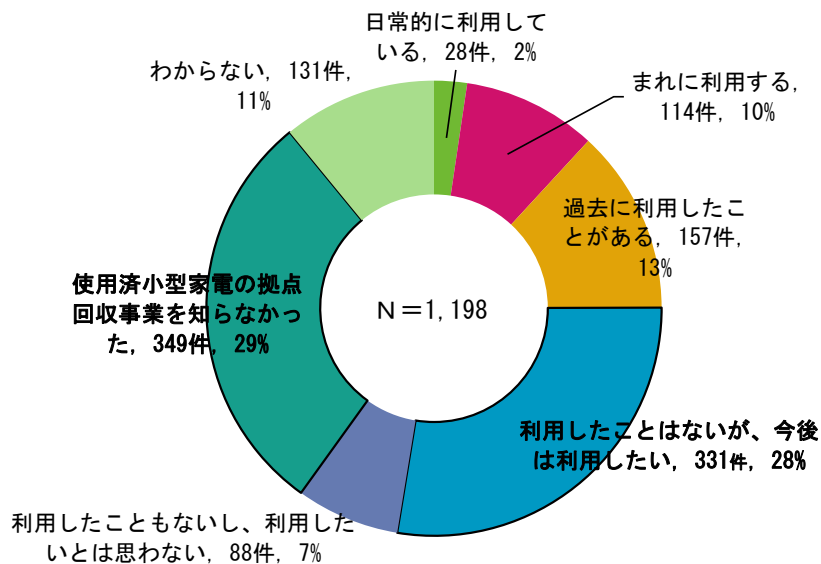
本市では、プラスチック製容器包装の分別区分の変更を行った平成 19 年度以降、約 21%のリサイクル率を横ばいで維持してきた。本市では、平成 27 年 11 月より使用済小型家電製品、平成 28 年 11 月より蛍光管及び乾電池の拠点回収事業を行っている。

しかし、本計画策定のために行ったアンケート調査では、未だ拠点回収事業を知らない市民も多かったことから、市の広報もりぐち、FM もりぐち、市のホームページ等を通じて継続的な広報活動を行っていく。

また、事業系ごみについては、リサイクルの方法がわからないことに起因して有価物の分別排出が徹底されていない可能性がある。事業系ごみについては、資源化の実施事例などの情報発信を行い、資源化に取り組みやすい仕組みづくりを推進していく。

### 《使用済小型家電の拠点回収事業の利用状況》

- ・本計画策定に係る市民向けアンケート調査結果より、有効回答 1,198 件のうち 29%の 349 件が「使用済小型家電の拠点回収事業を知らなかった」と回答した。また、「利用したことはない」と回答した割合は 64%の 768 件となっていた。
- ⇒本来、資源物として回収可能な使用済小型家電が粗ごみ等として排出されており、適正に資源化されていない。



※本計画作成に係る市民向けアンケート調査結果より（平成 28 年度）



### 基本方針 3 適正な処理・処分の推進

本市は、大阪広域環境施設組合に参画し、令和2年度から可燃ごみの共同処理を行っている。

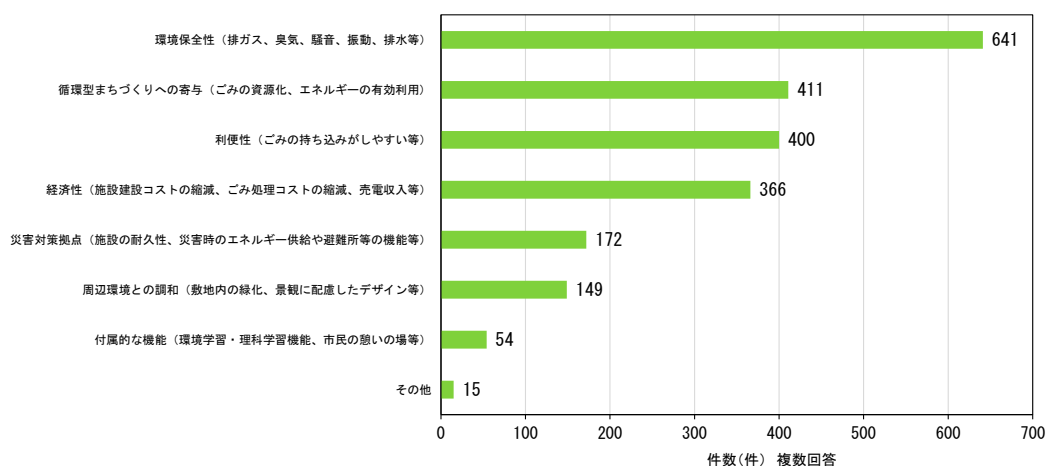
大阪広域環境施設組合では、7工場を工場等配置計画に従って、順次更新しており、長期に亘って安定的な処理体制を継続していく。

また、不法投棄等の不適正な処理を防止するため、警察と積極的な情報交換を行うとともに、センサーライトの設置や防犯カメラの活用など、不法投棄をされにくい環境づくりの啓発に取り組んでいく。

#### 《新施設への要望》

- 本計画策定に係る市民向けアンケート調査結果より、複数回答 2,208 件のうち 641 件が「環境保全性（排ガス、臭気、騒音、振動、排水等）」と回答した。次いで、「循環型まちづくりへの寄与（ごみの資源化、エネルギーの有効利用）」の回答割合が高かった。

⇒新施設の整備に関しては、関係機関・関係団体等との連携を行うとともに、市民からの理解を得ることが必要となる。



※本計画作成に係る市民向けアンケート調査結果より（平成 28 年度）

### 6.3 ごみの減量化・資源化に係る取組

本市では、表3-32の取組を実施し、ごみの減量化・資源化を図る。

2Rを推進するためには、商品の購入段階や家庭における減量化が重要になる。また、資源化に関しては、市民の利便性の向上が重要となることから、現行計画において実施している施策に加え新たな施策を行うものとする。

表 3-32 ごみの減量化・資源化に係る取組

基本方針	基本施策	取組番号	主な取り組み内容
排出抑制の推進	ごみの減量化に向けたわかりやすい情報の発信	1	使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用の推進
		2	マイバッグ持参や簡易包装の推進
		3	生ごみの減量化の推進
		4	事業系ごみの減量化に向けた情報発信・制度化・適正処理の監視
		5	店頭回収設置店の紹介
		6	資源ごみ引取り可能な民間事業所の紹介
	ごみの減量化に向けた意識の向上	7	搬入検査の実施
		8	環境教育・環境学習の充実
		9	事業系ごみ処理手数料の設定
		10	分別品目見直しに係る検討
		11	多量排出事業者への指導強化
資源化の推進	資源化に向けたわかりやすい情報の発信	12	分別の徹底
	資源化に向けた意識の向上	13	新たな情報発信ツールの導入
		14	ごみ減量化・リサイクルの取組への表彰制度などの導入
	資源化に向けた仕組みづくり	15	集団回収の推進
		16	協働する体制づくり
		17	拠点回収事業の拡充
18		高齢化社会に向けた収集運搬の検討	
19		より効率的な収集運搬計画の検討	
適正な処理・処分の推進	中間処理計画	20	新施設整備の検討
	最終処分計画	21	最終処分量の削減
	その他	22	不法投棄対策
		23	特別管理一般廃棄物の適正処理
		24	処理困難物の適正処理
25		災害廃棄物対策	

### 取組 1 使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用の推進

市民に対し、使い捨て製品の使用を抑制し詰替え製品を積極的に購入する等、ごみになるものを受け取らない生活、物を大切にする生活を心掛けるよう呼びかける。



### 取組 2 マイバッグ持参や簡易包装の推進

本市は、レジ袋削減に向けた取組を実施するよう販売店に働きかけていくとともに、市民に対し、レジ袋削減の必要性やマイバッグの持参などを呼びかける。

また、販売店に対し、過剰包装の自粛を呼びかけるとともに、市民に対しては、簡易包装の選択を呼びかけ、包装材の減量化に努める。

本計画に係る事業所アンケート結果は、下図に示すとおりである。



＜事業所におけるごみ減量・リサイクルに係る取組＞



### 取組 3 生ごみの減量化の推進

分別方法等の広報及びホームページへの掲載やごみカレンダーの作成を行うとともに、個別のごみ分別チラシ等を作成し、市民の方により分かりやすい形で分別排出に係る情報を提供する。また、家庭や事業所で実施することができる減量化方法についても、広報紙等を活用し、情報提供する。

また、家庭や事業所において水切りネット等を設置し、生ごみ等の水切りを行っていく。



## 取組 4 事業系ごみの減量化に向けた情報発信・制度化・適正処理の監視

### <情報発信>

事業系ごみについては、事業者自身が排出者責任に基づき適正に処理を行う義務がある。資源物の分別排出に関しては、事業者に対して手引きの配布、訪問説明、協力依頼及び指導を行う。資源化については、資源回収業者等の情報を提供し、再生資源業者等と連携した自主ルートによる資源化システムの構築やオフィス町内会など事業者同士が連携して資源化を進められるシステムの育成を目指す。

また、事業者団体等との会議開催を通じ、減量事例等の情報共有を行うとともに、分別排出などごみ減量意識の醸成を図る。

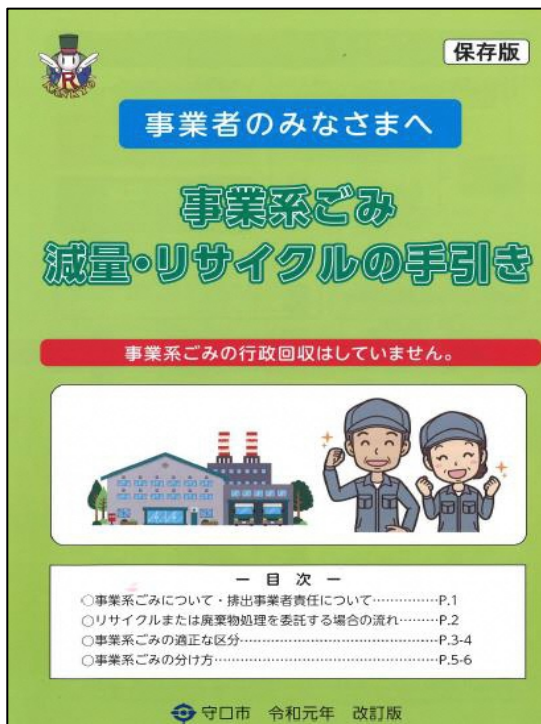
### <制度化>

制度としては、減量計画書提出の制度化などの改訂内容を含め、手引きの内容を継続して見直し、計画的な配布による周知啓発を行う。さらに、開発指導要綱に基づく分別資源保管スペースの確保などの指導徹底、廃棄物管理責任者の届け出などを求める制度設計を検討する。

### <適正処理の監視>

産業廃棄物や資源物の混入を防ぎ適正な処理を行うため、許可業者や直接搬入事業者に対し、持ち込まれる廃棄物の監視、指導等を徹底する。

### (事業所ごみ 減量・リサイクルの手引きの作成、発行)

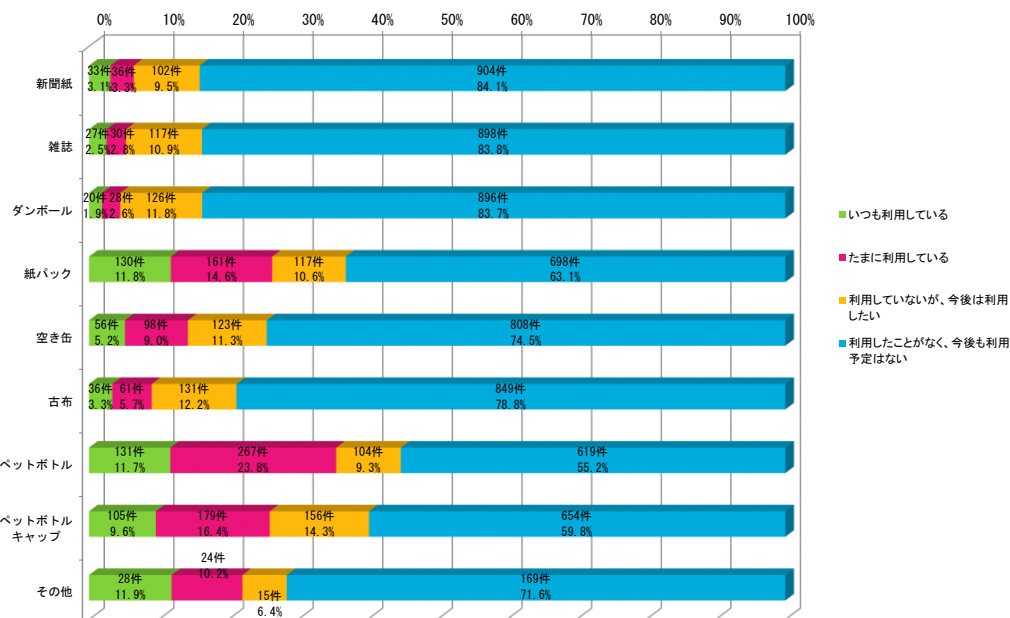


## 取組 5 店頭回収設置店の紹介

本市内で店頭回収事業を行っている事業者を積極的に紹介することにより、市民の利用を促し、資源ごみの資源化につなげる。なお、店頭回収設置店については、定期的に行政が回収量等の把握を行う。

本計画に係る市民アンケート結果は、下図に示すとおりである。

### ＜スーパー等での店頭回収利用状況＞



## 取組 6 資源ごみ引取り可能な民間事業所の紹介

本市内で資源ごみ引取り可能な民間事業所を紹介することにより、市民の利用を促し、資源ごみの資源化につなげる。

## 取組 7 搬入物検査の実施

適正な中間処理施設の稼働やごみの分別に対する意識を向上させることを目的に定期的に施設に搬入するごみ収集車両の搬入物検査を実施する。



## 取組 8 環境教育・環境学習の充実

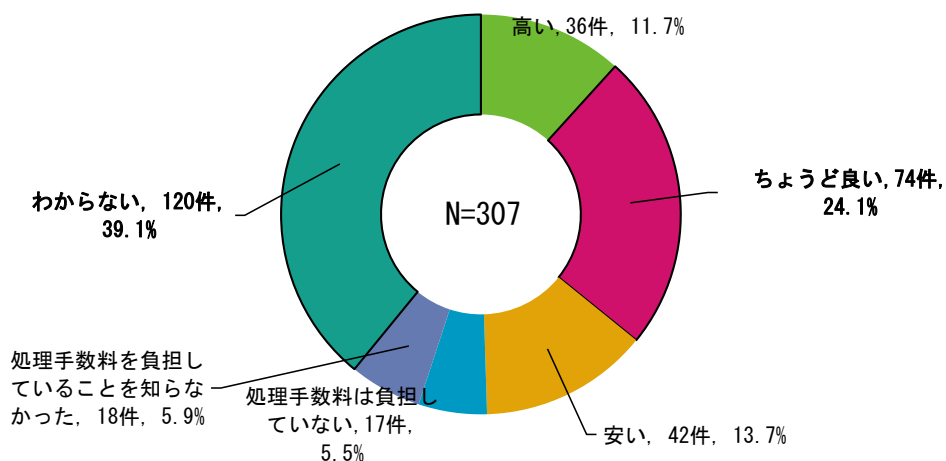
小学生を対象として作成している副読本の内容充実、また、環境学習の一環として、学校教育においてごみの減量・リサイクルについて学習する機会を取り入れ、子どもたちからごみや分別・リサイクルについての正しい知識を身につけることを目指し、教育委員会と連携した小学校・中学校などに対する出前講座、施設見学会など啓発活動の充実を図る。



## 取組 9 事業系ごみ処理手数料の設定

排出者責任に基づく事業系ごみの処理費用負担の在り方については、近隣自治体の動向把握と連携を図りながら、処理手数料の設定と改定について、検討を行っていく。

＜事業者向けアンケート結果＞処理手数料に対する意識について



## 取組 10 分別品目見直しに係る検討

本市では、更なるごみ減量化の取り組みや市民サービスの向上に向けて分別品目の見直しに係る検討を行っていく。

## 取組 11 多量排出事業者への指導強化

条例に基づく減量計画書の提出、廃棄物管理責任者の届け出の義務付けを検討する。

また、指導強化を進めるとともに、優良事業者への表彰制度の創設を検討するなど、表彰を通じて事業者に対する先進的な取り組み事例の公表や情報提供を行い、事業者の減量、適正処理に対する意識向上を図る。

## 取組 12 分別の徹底

本市では、平成 19 年度からプラスチック製容器包装の収集を開始している。

ごみ組成調査の結果からは、可燃ごみの中に資源化可能なプラスチック製容器包装や古紙・古布が多く含まれていることがわかっており、これらを適切に分別することにより、ごみの減量化、資源化が進み、目標に掲げているリサイクル率の達成が可能となる。広く市民、事業者へ呼びかけるとともに、様々な機会を利用して PR を行う。

「ごみの排出手引き（保存版）」及び「事業所ごみ減量の手引き」の配布、広報誌による啓発、出前講座などによる分別区分・方法の周知徹底・指導を行う。

収集の際に分別ができていない場合、「収集できませんシール」を貼付し取り残しを実施する。また、行政は必要に応じて排出者に対して指導を行うものとする。

「収集できませんシール」

広報誌の啓発：分かり易い情報提供（4 コマ漫画）

**収集できません！**

- ペットボトルのキャップ・ラベルはプラスチック製容器包装収集日に出してください。
- 料金が不足しています。正しい料金の処理券を貼ってください。
- 正しく分別し、決められた収集日に出してください。
- 4.5g以下の無色の透明・半透明袋を使用してください。
- その他（処理困難物・危険ごみ・大量排出・事業系ごみ）

守口市廃棄物対策課 電話：06-6991-3840

**収集できません！**

- 混ぜています。**  
可燃ごみ・プラスチック製容器包装・事業系ごみ  
粗大・缶・びん・ペットボトル・古紙・古布
- 45g以下の無色又は透明・半透明の袋で排出してください。**
- 収集日違います。**
- 3袋以上ありました。**

収集員  守口市廃棄物対策課 06-6991-3840

**レッツくりあ**

使用済小型家電ボックス回収の巻

市民の皆さんに大切なお知らせがあるんだ。

11月1日

回収ボックス設置場所

回収ボックス設置場所

市民説明会を開催

イベント回収を実施

水切りにご協力を

マイバッグを持ち歩きましょう

**回収ボックス設置場所**

守口市役所	京阪本線2-2-5
中央公民館	京阪本線2-14-1
藤屋公民館	伏見一丁 6-45
庭窪公民館分室	金甲町3-29-1
三維公民館	東浅町1-1-11
東部公民館	藤田町1-4-11
南部公民館	寺方町4-7-6
八雲南公民館	八雲町4-250-2
新公民館	美水町4-21-18
東公民館	大久保町5-35-14
北部公民館	院田町6-3
西部公民館	宮田川8-8
グリーンセンター	寺方駅通4-9-7

(平成27年11月1日現在)

**市民説明会を開催**

使用済小型家電回収についての説明会を開催します(下表)。当会場とも19:00~20:00を予定していますので、皆さんの参加をお待ちしています。

とき(11月)	ところ
10日(火)	西 部 公 民 館
11日(水)	中 央 公 民 館
12日(木)	南 部 公 民 館
12日(木)	東 部 公 民 館
13日(金)	三 維 公 民 館
13日(金)	北 部 公 民 館
17日(火)	新 公 民 館
18日(水)	八 雲 南 公 民 館
19日(木)	新 公 民 館 分 室
19日(木)	東 部 公 民 館
20日(金)	西 部 公 民 館

**イベント回収を実施**

11月19日(土)19:00~20:00  
市民説明会を開催します(下表)。当会場とも19:00~20:00を予定していますので、皆さんの参加をお待ちしています。

**水切りにご協力を**

生ごみには多くの水分が含まれるため、乾燥しにくい。さらなるごみ減量化に向けて、回収時に回収物の水分を減らすことが重要。回収時に水分を減らすことで、回収物の乾燥が促進され、燃焼時の燃焼効率が高まり、CO2削減に貢献します。

回収力をよりよく発揮しましょう。

**マイバッグを持ち歩きましょう**

さらなるごみ減量化に向けて、回収時に回収物の水分を減らすことが重要。回収時に水分を減らすことで、回収物の乾燥が促進され、燃焼時の燃焼効率が高まり、CO2削減に貢献します。

回収力をよりよく発揮しましょう。

マイバッグ 回収票  
06-6991-3840

## 取組 13 新たな情報発信ツールの導入

本市では、平成 28 年 2 月より「もりぐち KANKYO アプリ」を導入し、市民へのごみ出しカレンダーや分別辞典、小型家電リサイクル回収ボックスマップ等の情報を発信している。

令和 2 年度には「ごみの分別の手引き」を、令和 3 年度には「ごみの分別と出し方・収集日程表」を、対外国人向けに英語、中国語、韓国語で作成し、配布及びホームページに掲載している。

### ＜「もりぐち KANKYO アプリ」の選択画面＞

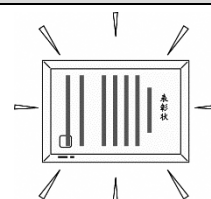
住居地域を登録すると、地区に合せたごみ収集日をカレンダーで確認できる。プッシュ通知を許可すれば、収集日前日（午後 6 時頃）にスマートフォンに通知がくる



出典：GooglePlay（もりぐち KANKYO アプリダウンロードページより）

## 取組 14 ごみ減量化・リサイクルの取組への表彰制度などの導入

本市では、ごみ減量化・リサイクルの取組を行っている事業者に対して表彰を行い、市のホームページなどでその事業者の PR を行っていく。





## 取組 15 集団回収の推進

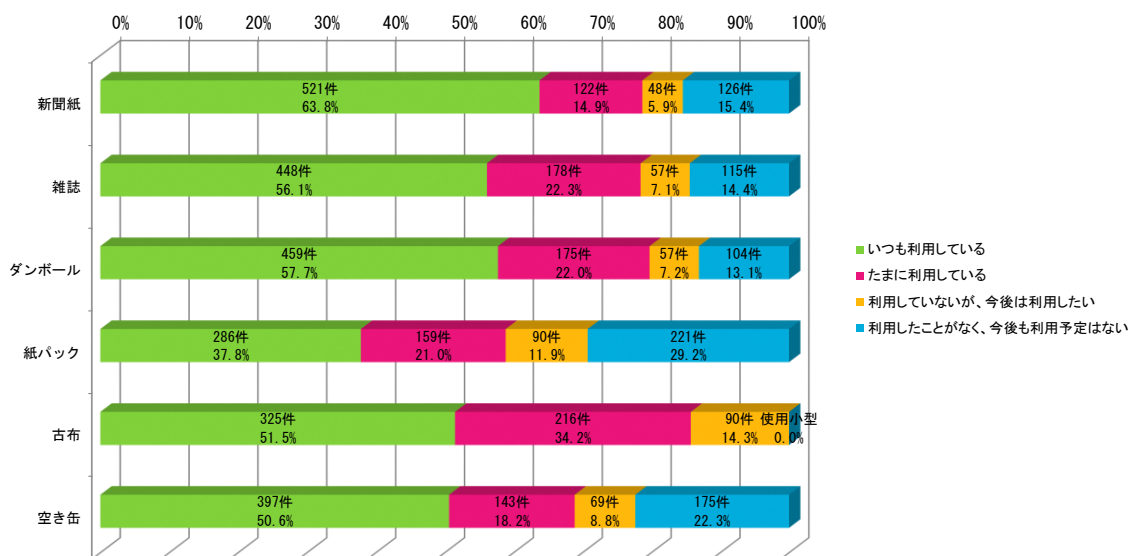


現在、各自治会や町内会、子供会等で行われている資源集団回収は、年々回収量が減少傾向にある。集団回収の強化は、リサイクル率の目標値達成に向けて不可欠であり、まだ集団回収に参加していない地域や市民に対して資源リサイクルの重要性や必要性を説明することにより参加を促す。また、再生資源集団回収実施団体に対する奨励金事業の拡充の検討、事業の周知を徹底し、さらなる回収、資源化を推進する。

また、廃棄物減量等推進員制度創設・利用による集団回収の普及啓発を検討する。

本計画に係る市民アンケート結果は、下図に示すとおりである。

### <集団回収の利用状況>



## 取組 16 協働する体制づくり

基本理念である『みんなの責任と協働で目指す 循環型社会』を実現するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの責任と役割を果たし、協働により取り組んでいく必要がある。

本市で活動している「青い地球とゴミを考える市民会議」と連携し、様々な取り組みを実施するとともに、ごみ問題に取り組む市民団体・事業者団体・消費者団体・NPO 等への活動支援及び連携により、市民及び市民団体や事業者とのネットワークを広げ、市民・事業者・行政それぞれの取り組みを促進していく。小売事業者については、レジ袋の削減、簡易包装の推進に関する協定の締結等による連携を目指す。

### 取組 17 拠点回収事業の拡充

本市では、平成 27 年度以降、使用済小型家電、蛍光管及び乾電池の拠点回収事業を市役所、守口市クリーンセンター及び各地域のコミュニティセンターにおいて行っている。

本計画策定に係るアンケート調査の結果、拠点回収事業をまだ知らない市民の割合も多かったことから、引き続き情報の発信を行っていく。

また、今後、品目及び拠点回収場所の拡充についても検討を行っていく。

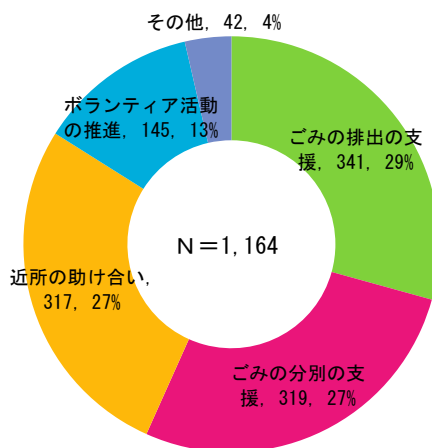


### 取組 18 高齢化社会に向けた収集運搬の検討

本計画策定に係るアンケート調査の結果、高齢化社会にむけたごみ排出に必要な支援として「排出」と「分別」に係る内容の回答が多く得られた。他近隣自治体においても高齢者に対するごみに係る支援を行っていることから、本市においても高齢者のごみ排出等に係る施策等の検討を行っていく。

本計画に係る市民アンケート結果は、下図に示すとおりである。

<高齢化社会に向けた行政支援の必要性>



### 取組 19 より効率的な収集運搬計画の検討

本市では、より効率的な収集運搬計画の検討を行っていく。



## 取組 20 新施設整備の検討

本市では、旧焼却施設の跡地活用について、今後検討を行っていく。

## 取組 21 最終処分量の削減

最終処分量の削減のためには焼却残渣の削減が必要である。焼却残渣の削減については、収集から中間処理に至るそれぞれの施策を確実にを行うことによって達成することができる。

また、最終処分量の削減に努めるとともに、フェニックスセンターへ最終処分を委託している自治体と連携して、国、大阪府などに対し、公共関与による広域的な最終処分場の確保を要望していく。

## 取組 22 不法投棄対策

分別排出と適正処理を促進させるため、不適正処理である不法投棄の防止に努める。今後も継続して、広報もりぐち、市ホームページなどで土地所有者や建物管理者等への不法投棄防止の啓発を行っていく。また、発生した不法投棄については、警察など関係機関と連携して、排出者への指導に努める。



## 取組 23 特別管理一般廃棄物の適正処理

本市では、PCB を使用した部品、ばいじん、燃えがら等、感染性一般廃棄物について適正に処理を行っていく。

## 取組 24 処理困難物の適正処理

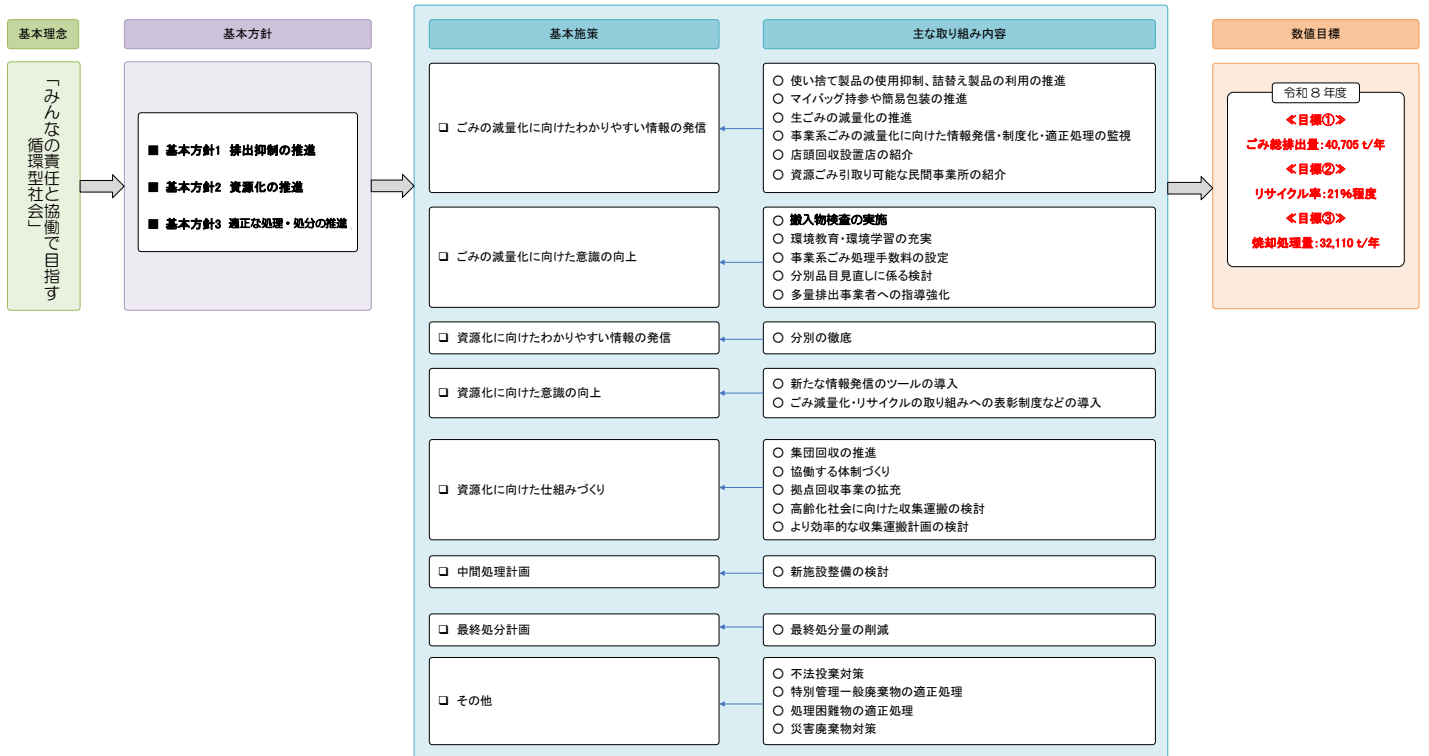
本市では、事業者による回収・取引を推進するとともに、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法等により処理を行っていく。また、個別物品については、新たな法整備等を考慮し、一般廃棄物処理実施計画において定める。

## 取組 25 災害廃棄物対策

震災等の大規模災害では、一時的に大量な廃棄物が発生するとともに、処理施設等への被害も想定され、平時の体制ではその処理が困難となることが予想される。よって、災害廃棄物の仮置場を選定しておくとともに、周辺の自治体や府との連携による応急体制の整備、市民や事業者に対する災害廃棄物の排出方法の周知等が必要である。また、今後整備する新施設等は、想定される大規模災害に耐え得るものとする。更に災害廃棄物を適正に処理するために必要な人員や車両・設備等は、必要により国、府等と協力して確保を図る。

以上の内容を踏まえた災害廃棄物処理計画を平成 30 年 3 月に策定した。

# 【施策体系】



**【目標達成時のごみ排出量等】**

施策の確実な実施により、目標を達成した場合のごみ総排出量等の推移は、図3-36～図3-37及び表3-33～表3-34に示すとおりである。

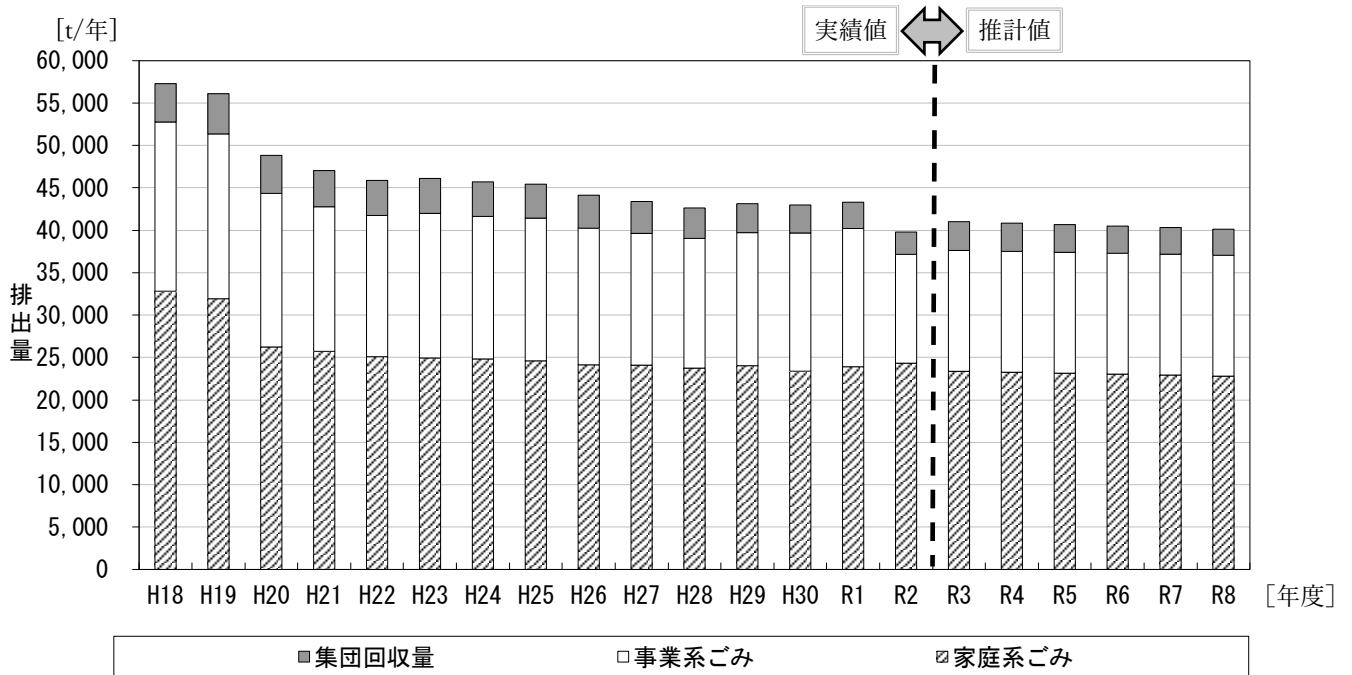


表3-33 ごみ総排出量の推移（目標達成時）

			令和2年度 実績値	令和3年度 推計値 (中間目標年度)	令和8年度 推計値 (目標年度)
ごみ排出 量 [t/ 年]	生活系	可燃ごみ [t/年]	16,909	16,682	16,277
		粗大ごみ [t/年]	1,883	1,802	1,758
		資源ごみ [t/年]	5,535	4,994	4,873
		合計 [t/年]	24,327	23,478	22,908
	事業系	可燃ごみ [t/年]	12,816	14,045	14,045
		粗大ごみ [t/年]	22	146	146
		資源ごみ [t/年]	0	62	62
		合計 [t/年]	12,838	14,253	14,253
	合計	可燃ごみ [t/年]	29,725	30,727	30,322
		粗大ごみ [t/年]	1,905	1,948	1,904
		資源ごみ [t/年]	5,535	5,056	4,935
		合計 [t/年]	37,164	37,731	37,161
集団回収量 [t/年]			2,634	3,632	3,544
ごみ総排出量 [t/年]			39,798	41,363	40,705

※四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合がある。

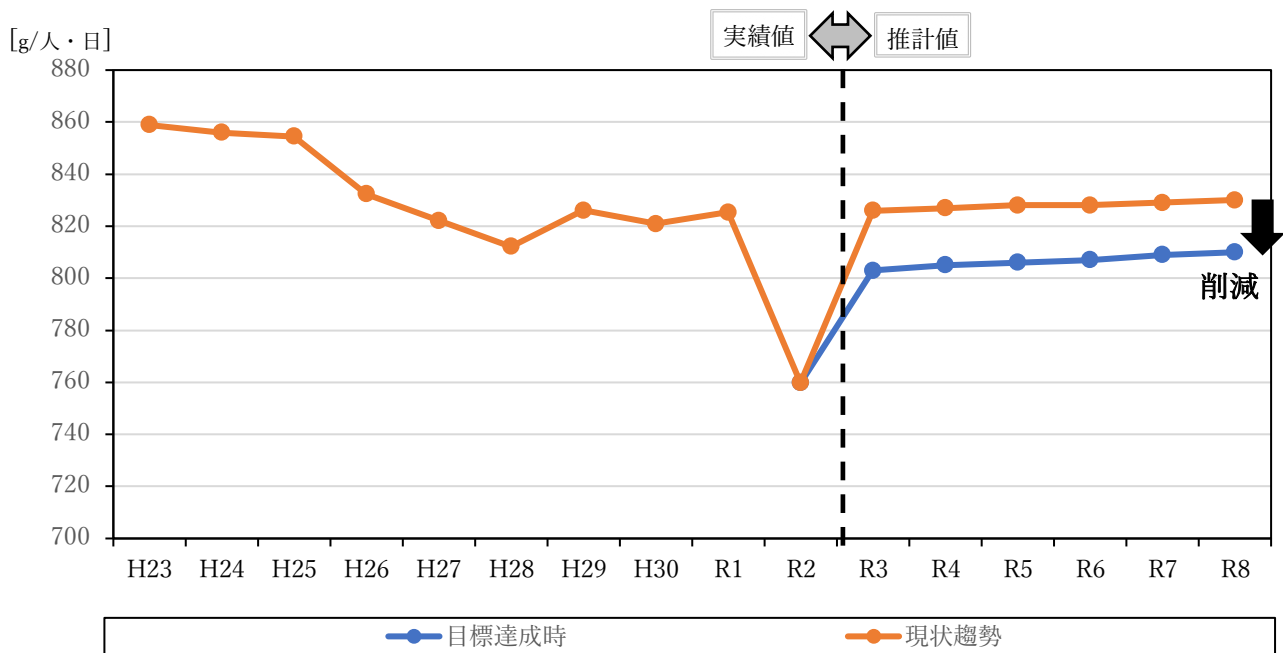


図 3-37 1 人 1 日あたりのごみ総排出量の推移（目標達成時）

表 3-34 1 人 1 日あたりのごみ総排出量の推移（目標達成時）

	令和 2 年度 実績値	令和 3 年度推計値 (中間目標年度)	令和 8 年度推計値 (目標年度)
目標達成時	760	803	810
現状趨勢		826	830

## 7 収集・運搬計画

### 7.1 計画収集区域

計画収集区域は、市内全域とする。

### 7.2 収集方式

収集方式は、表 3-35 に示すとおりである。収集形態については、民間委託を推進し、計画的に収集体制の充実に努めていく。

表 3-35 収集方式

ごみの区分	収集頻度	収集方式	収集形態
燃やすごみ	2回/週	各戸収集	委託
粗大ごみ	1回/週	各戸収集	委託
びん・ガラス	1回/週	各戸収集	委託
空き缶	1回/週	各戸収集	委託
古紙・古布	1回/週	各戸収集	委託
プラスチック製包装容器	1回/週	各戸収集	委託
ペットボトル	1回/週	各戸収集	委託
犬・猫等の動物の死体	随時	各戸収集	委託
多量排出ごみ	随時	各戸収集	委託
使用済小型家電	随時	拠点回収	委託
特定家庭用機器廃棄物	随時	各戸収集	委託
不法投棄ごみ	随時	—	委託
蛍光管・乾電池	随時	拠点回収	委託
事業所ごみ	随時	—	許可

### 7.3 その他

本市は戸別収集を基本としているが、収集車両が進入困難な箇所については拠点ごとの収集としている。しかしながら高齢化社会の進展に伴い、ごみステーションまでごみを出すことが困難な高齢者世帯増加すると見込まれることから、市内の狭隘な道路沿いにお住まいで、ごみ出しの困難な世帯等を対象に、各家庭の玄関先まで行きごみの収集を行うふれあい収集の実施や軽ダンプによる収集の導入など、収集方策について研究する。

## 8 中間処理計画

### 8.1 施設の整備計画等

本市のクリーンセンター第4号炉焼却施設は、令和2年4月に廃止し、跡地の活用を検討している。敷地の一部は、広域処理の責任を公平な負担のため、大阪市の資源ごみストックヤード用地として提供予定である。

## 9 最終処分計画

### 9.1 施設の整備計画等

現在、大阪広域環境施設組合の焼却工場で発生する焼却残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センターに埋立処分を委託している。本市内には、最終処分場を整備するための土地がないことから、今後も現状と同様に大阪湾広域臨海環境整備センターへ埋立処分を委託する。

このため、当分の期間は新たな最終処分場の整備に向けた検討を行う予定はない。



## 10 その他ごみ処理に関し必要な事項

### 10.1 特別管理一般廃棄物の適正処理

#### 10.1.1 ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用した部品

PCBを使用した部品として、廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジがあげられる。廃エアコンディショナー及び廃テレビジョン受信機については、家電リサイクル法にのっとり処理されている。また、廃電子レンジについては、今後も販売店等での引取りを促進し、適正処理の徹底を行うものとする。

#### 10.1.2 ばいじん

参画する大阪広域環境施設組合の焼却施設で発生するばいじんは、適正処理を行った後、最終処分場に埋立処分する。

#### 10.1.3 感染性一般廃棄物

医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）に従い、適正処理を推進する。

なお、在宅医療に伴い発生する感染性一般廃棄物については、医療関係機関等の協力により、適正処理を推進するとともに、その他の在宅医療廃棄物の処理方法についても市民への啓発を行う。

#### 10.1.4 水銀

本市では、平成28年度に水銀体温計・温度計・血圧計等のモデル回収を行った。今後、モデル回収の実績等を踏まえ、水銀関連製品の収集について検討を行っていく。現在、市民から水銀体温計などの処分の相談あった場合、廃棄物対策課へ持ち込むよう案内している。

### 10.2 処理困難物の適正処理

本市で取り扱いができないもの（処理困難物）は、最終処分場や参画する大阪広域環境施設組合の焼却施設への搬入はできない。これらの処理困難物は、販売店や専門業者に相談して適正に処理を行うことを市民や事業者へ指導する。

### 10.3 不適正処理対策

違法な不用品回収業者に対し、府及び関係団体等と連携しながら指導を行う。また、違法な不用品回収業者を利用して廃棄物の回収・処分を行わないよう市民に対し、周知徹底を行う。

#### 10.4 不法投棄対策

不法投棄は、依然として減少せず、また、投棄者の特定も困難であるが、ごみの不法投棄や不法焼却等の不適正な処分は、地域の環境保全対策上悪質な不正行為である。また、不法投棄の未然防止のため、平成 15 年度の廃棄物処理法の改正により、廃棄物の不法投棄をその未遂行為の段階から罰則を適用できるようになった。

本市では、不法投棄を防止するため以下の対策を検討する。

- 地域の町内会などと一体となった啓発活動により、看板等の設置に努める。
- 住民、団体などの協力を得て、不法投棄の情報提供及び早期発見に努める。
- 不法投棄に対して捜査権限を有する警察及び庁内関係部署との対策会議を設置し連携して積極的な情報交換及び対策の検討及び実施を行う。
- 庁内関係部署との情報共有化ミーティングを設置し、情報共有及び対策を行う。

#### 10.5 災害時の廃棄物処理に関する対策

災害時に本市から発生する廃棄物の処理について、以下の内容や「守口市地域防災計画」（令和 3 年 3 月改訂）をふまえて災害廃棄物処理計画を策定する。

##### 10.5.1 応急体制の整備

震災等の大規模災害では、一時的に大量の廃棄物が発生するとともに、処理施設等への被害も想定され、平時の体制ではその処理が困難となることが予想される。このため、計画的に災害廃棄物の仮置場を設置するとともに、周辺の市町村や府との連携による応急体制の整備を図るものとする。災害時の廃棄物処理の基本方針を以下に示す。

- 速やかに処理施設、関連施設の被害状況を把握し処理施設の確保及び応急復旧に努める。
- 倒壊家屋等のがれきやごみの発生量を把握し、収集体制を確保する。
- ごみの収集及び緊急処理体制を敷いて、市民に対して「ごみ排出」に関する広報を行う。

##### 10.5.2 中間処理施設の耐震化

今後、大阪広域環境施設組合で整備を行う新施設は、想定される地震に耐える施設とする。

##### 10.5.3 災害廃棄物の処理

災害等で生じた廃棄物を適正に処理するために必要な人員や車両・設備等は、必要により国、府等と協力して確保を図る。

## 第4章 生活排水処理基本計画

### 1 生活排水処理の現状

#### 1.1 生活排水の処理体系

令和3年度現在の生活排水の処理体系は、図4-1に示すとおりである。

本市で発生する生活雑排水のほとんどは、公共下水道で処理したのち河川等の公共用水域へ放流されている。

また、し尿については、公共下水道、合併処理浄化槽及びみなし浄化槽によって処理され、処理過程で発生する汚泥については、守口市下水終末処理場で処理を行っている。

汲み取りは、し尿を許可業者が収集・運搬し、守口市下水終末処理場で処理を行っている。

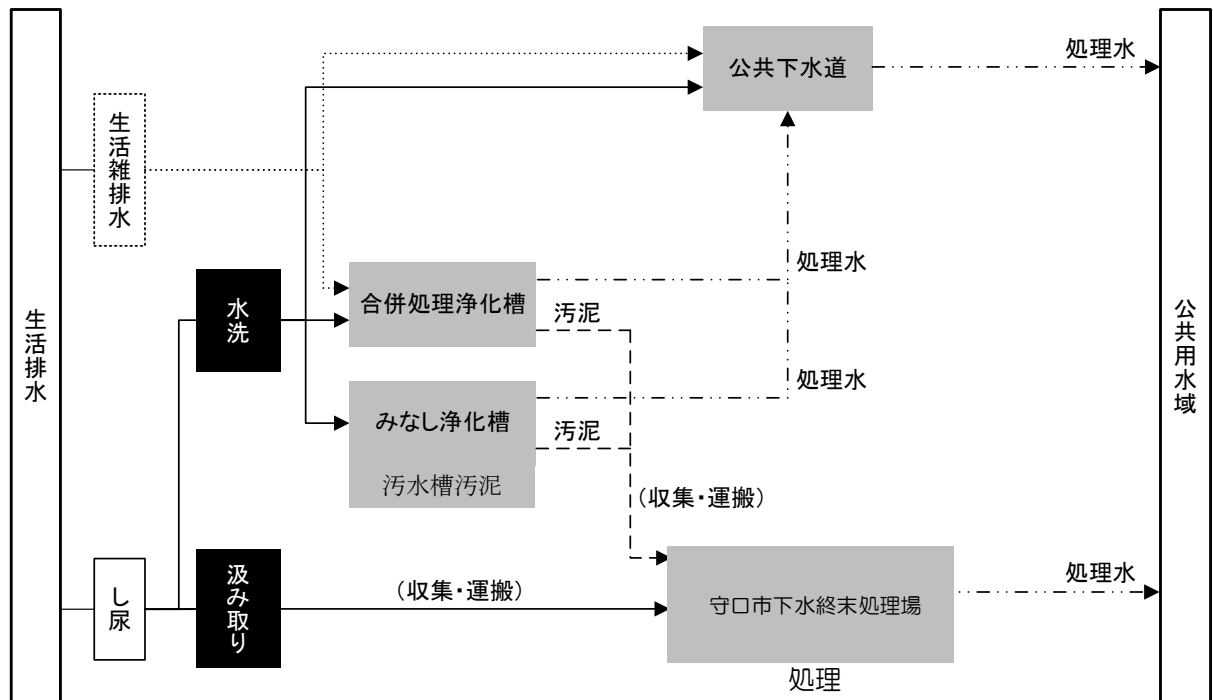


図4-1 生活排水の処理体系（令和3年度現在）

## 1.2 生活排水の処理形態別人口

処理形態別人口の推移は、図 4-2 及び表 4-1 に示すとおりである。

処理形態別人口は 99.9%が水洗化人口となっている。

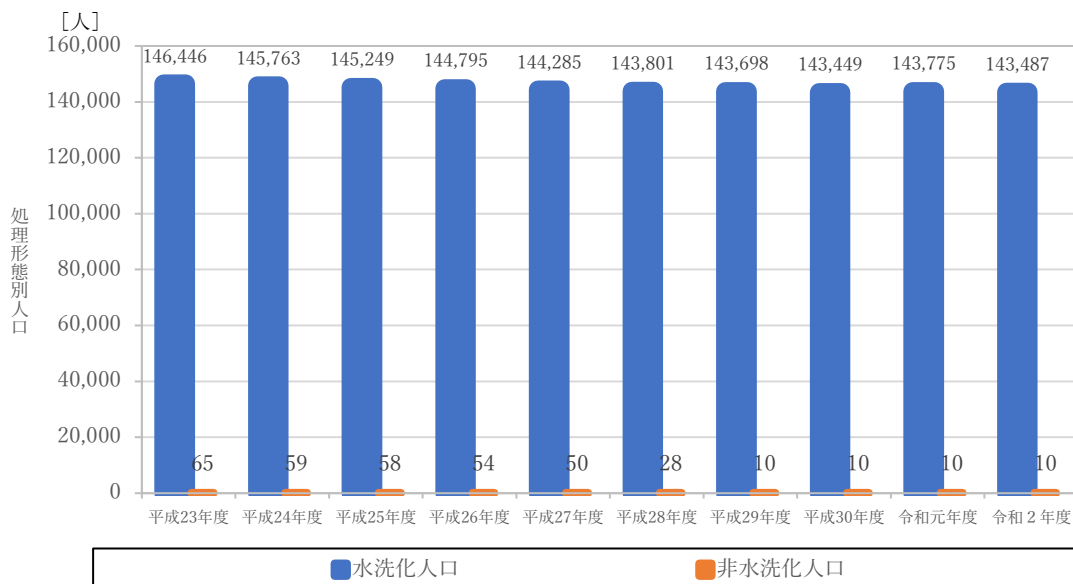


図 4-2 処理形態別人口の推移

表 4-1 処理形態別人口の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
公共下水道人口	146,497	145,804	145,289	144,831	144,317
水洗化人口計	146,446	145,763	145,249	144,795	144,285
計画収集人口	65	59	58	54	50
非水洗化人口計	65	59	58	54	50
総人口 [人] (水洗化人口+非水洗化人口)	146,511	145,822	145,307	144,849	144,335
水洗化率 [%] 注)	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
公共下水道人口	143,811	143,708	143,459	143,785	143,497
水洗化人口計	143,801	143,698	143,449	143,775	143,487
計画収集人口	28	10	10	10	10
非水洗化人口計	28	10	10	10	10
総人口 [人] (水洗化人口+非水洗化人口)	143,829	143,708	143,459	143,785	143,497
水洗化率 [%] 注)	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

出典：市資料

注) 水洗化率 [%] = 水洗化人口 ÷ 総人口 × 100

### 1.3 し尿等の排出量

し尿等の排出量の推移は、図 4-3 及び表 4-2 に示すとおりである。

し尿及び浄化槽（汚水槽）汚泥は増減を繰り返しながら推移している。

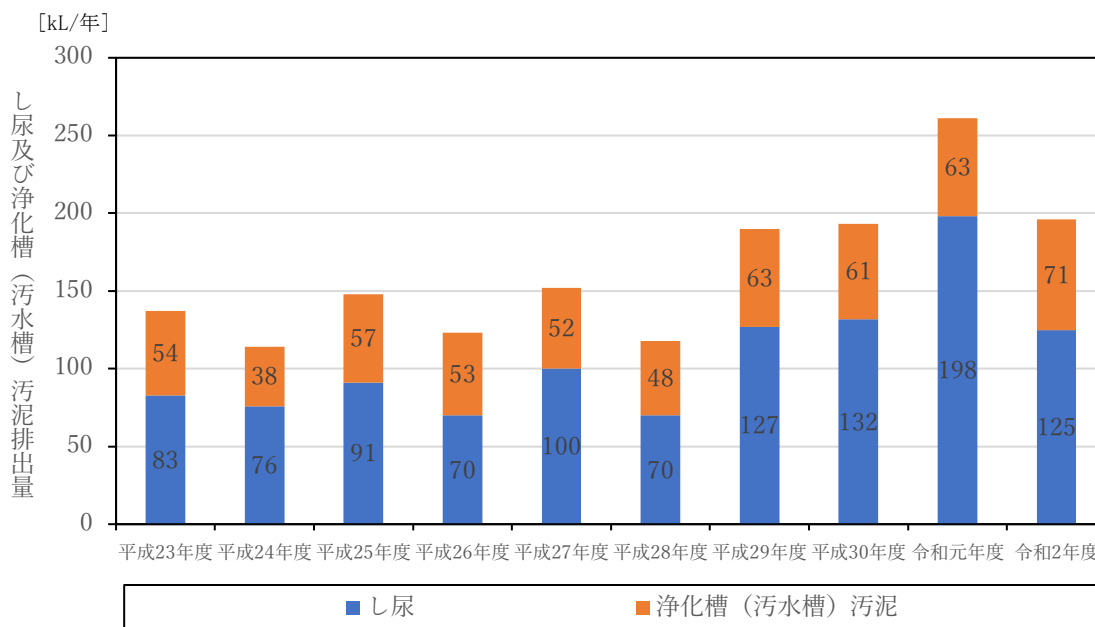


図 4-3 し尿等の排出量

表 4-2 し尿等の排出量

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
し尿 [kL/年]	83	76	91	70	100
浄化槽（汚水槽） 汚泥 [kL/年]	54	38	57	53	52
合計 [kL/年]	137	114	148	123	152

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
し尿 [kL/年]	70	127	132	198	125
浄化槽（汚水槽） 汚泥 [kL/年]	48	63	61	63	71
合計 [kL/年]	118	190	193	261	196

出典：一般廃棄物処理実態調査結果

#### 1.4 収集・運搬体制

し尿及び浄化槽（汚水槽）汚泥の収集・運搬は、許可業者により行っている。

#### 1.5 処理主体

処理施設毎の処理主体は、表 4-3 に示すとおりである。

表 4-3 生活排水等の処理主体（令和 3 年度現在）

排水等の種類	処理施設の種類	処理主体
生活雑排水	公共下水道	守口市、寝屋川北部流域下水道
	合併処理浄化槽	守口市、寝屋川北部流域下水道
	みなし浄化槽	守口市、寝屋川北部流域下水道
し尿及び浄化槽（汚水槽）汚泥	守口市下水終末処理場	守口市

#### 1.6 下水道整備状況

下水道等普及状況は、表 4-4 に示すとおりである。

守口処理区は、面積及び人口ともに普及率が 100%となっている。鴻池処理区は、面積の普及率が 96.42%、人口の普及率が 99.99%となっている。

全体でみると、面積の普及率が 98.28%、人口の普及率が 99.99%となっている。

面積の普及率、人口の普及率ともに 100%に近くなっており、今後も継続的に下水道整備を計画的に推進し、最終的には面積及び人口ともに普及率 100%を目指すものとする。

表 4-4 下水道等普及状況

区分		面積			人口			
		計画 (ha)	整備済 (ha)	普及率 (%)	計画 (人)	令和 3 年 3 月末 a (人)	現在利用 b (人)	普及率 b/a (%)
守口 処理区	守口排水区	286.099	286.099	100.00	41,000	43,773	43,773	100.00
	寺方排水区	135.516	135.516	100.00	12,500	12,877	12,877	100.00
	八雲排水区	183.288	183.288	100.00	13,510	13,863	13,863	100.00
	小計	604.903	604.903	100.00	67,010	70,513	70,513	100.00
鴻池 処理区	庭窪排水区	389.25	373.07	95.84	55,500	53,421	53,412	99.98
	菊水排水区	42.12	42.12	100.00	5,300	5,114	5,114	100.00
	大日排水区	50.89	46.99	92.34	9,500	4,709	4,709	100.00
	東寺方排水区	78	78	100.00	4,700	9,740	9,739	99.99
	小計	560.26	540.18	96.42	75,000	72,984	72,974	99.99
合計		1165.163	1145.083	98.28	142,010	143,497	143,487	99.99

注) 四捨五入の関係により割合が異なることがある。

## 2 生活排水処理の課題

本市では、市民のほぼ全てが公共下水道処理となっているものの、100%とはなっていない。

したがって、今後、市民・事業所に対する啓発を実施し、公共下水道処理への切り替えを推進していく必要がある。

## 3 生活排水処理計画

### 3.1 基本理念

生活排水による水質汚濁及び生態系への影響が生じることがないように、以下のとおり生活排水処理に係る基本理念を定める。

- ① **快適で清潔な生活環境づくりと公共用水域の自然環境を保全するため、地域特性等を十分考慮しながら啓発に努める。**
- ② **水環境の保全・改善に関する広報・啓発活動を積極的に行い、水質保全に対する市民意識の向上を図る。**

### 3.2 基本方針

本市の生活排水処理の現状をふまえ、生活排水処理の基本方針を以下のとおり定める。

#### **基本方針1 公共下水道への接続の推進**

河川の水質汚濁防止と生活環境の保全のために、公共下水道の整備区域内においては、管渠への接続を推進し、浄化槽から公共下水道への切り替えを推進する。

#### **基本方針2 生活排水対策の啓発**

生活排水処理対策が果たす役割及びその効果等について、市民の理解を深めるとともに、発生源（台所等）における汚濁負荷削減対策についても啓発を行う。

### 3.3 処理形態人口の見込み

#### 3.3.1 将来予測の手順

行政区域内人口は、「守口市人口ビジョン」（平成28年2月）に基づき設定した。計画収集人口は、今後の傾向が不透明であることから平成27年度の実績値を採用した。

下水道人口は、行政区域内人口から計画収集人口を差し引くことによって設定した。

#### 3.3.2 将来予測の結果

処理形態別人口の推移は、図4-4及び表4-5示すとおりである。

公共下水道人口は行政区域内人口の減少に伴い減少傾向、計画収集人口は横ばいで推移すると見込まれる。

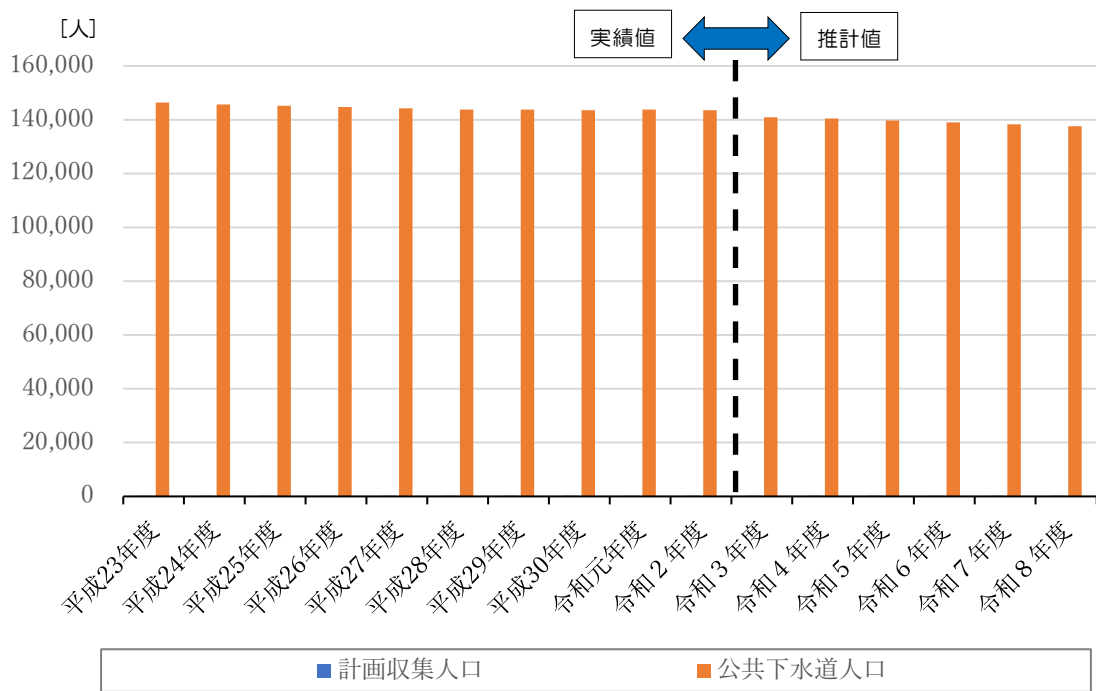


図 4-5 処理形態別人口の将来予測の結果

表 4-6 処理形態別人口の将来予測の結果

	令和 2 年度 実績値	令和 3 年度推計値 (中間目標年度)	令和 8 年度推計値 (目標年度)
公共下水道人口 [人]	143,487	141,014	137,586
計画収集人口 [人]	10	50	50
合計 [人]	143,497	141,064	137,636



### 3.4 処理主体

処理施設毎の処理主体は、表 4-7 のとおりである。

表 4-7 処理主体

排水等の種類	処理等施設の種類	処理主体
生活雑排水	公共下水道	守口市、寝屋川北部流域下水道
	合併処理浄化槽	守口市、寝屋川北部流域下水道
	みなし浄化槽	守口市、寝屋川北部流域下水道
し尿及び浄化槽汚泥	守口市下水終末処理場	守口市

## 4 収集・運搬計画

### 4.1 基本方針

市民サービスが低下することのないよう対応することを基本方針とする。

### 4.2 計画収集区域

計画収集区域は、市内全域とする。

### 4.3 収集形態

し尿等の収集形態は、現状と同様に許可収集とする。

## 5 中間処理計画

### 5.1 中間処理計画

本市のし尿及び浄化槽汚泥は、守口市下水終末処理場で処理する。

### 5.2 目標年度における収集量

目標年度（令和8年度）の収集量の見込みは、表4-8に示すとおりである。

目標年度（令和8年度）のし尿等の排出量は152kL/年が見込まれる。

表 4-8 収集量の見込み

	平成 27 年度 実績値	令和 3 年度推計値 (中間目標年度)	令和 8 年度推計値 (目標年度)
し尿 [kL/年]	100	100	100
浄化槽（汚水槽）汚泥 [kL/年]	52	52	52
合計 [kL/年]	152	152	152

## 6 災害時のし尿処理に係る計画

地震、台風及び集中豪雨等の大規模災害時のし尿処理に関しては、仮設トイレ、その他必要資材の確保・備蓄について検討するとともに、適正処理のため、収集運搬ルート  
の検討や周辺自治体の処理施設との連携体制を構築する。

## 7 その他し尿等の処理に関し必要な事項

市民に対し、生活排水処理に関して、以下について広報・啓発活動を行う。

- ・発生源の汚濁負荷削減対策として、市民一人ひとりの意識高揚を図るため、広報、チラシ、パンフレット等を配布する（発生源の汚濁負荷削減対策：調理くずや廃食用油の適正処理等）。
- ・子供向けの環境教育を推進する。
- ・自治会及び企業担当者向け研修会を開催する。

## 第5章 計画の進捗管理

計画の進行管理は、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的に一般廃棄物処理計画の点検、見直し、評価を実施する。

策定の趣旨や目的、目標について住民や事業者に説明を実施し、理解と協力を得るように努める。また、広報への掲載や広報活動、関係団体への情報提供等により、廃棄物処理業者、排出事業者、市民等に広く周知していく。

一般廃棄物処理基本計画にしたがって、区域内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬し、処分を実施する。

一般廃棄物処理システムの改善・進捗の評価の指標としてごみ処理に係る数値目標及び基本方針を用い、毎年、改善・進捗の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、その結果を市民に対し公表する。

一般廃棄物処理基本計画について、評価をふまえて概ね5年毎、または計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には見直しを実施する。

また、一般廃棄物処理実施計画において年度ごとの改善策その他の施策を定める。

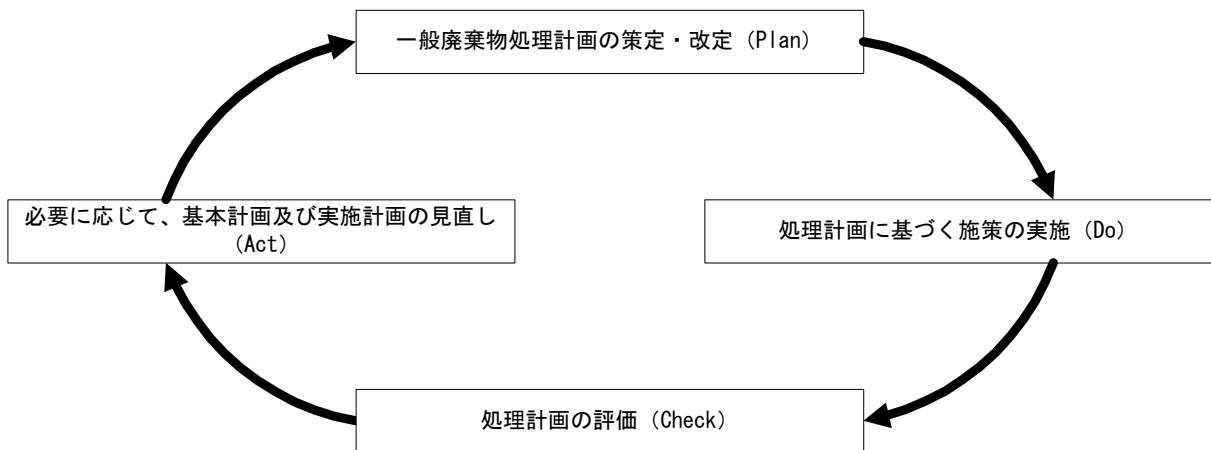


図6-1 一般廃棄物処理計画におけるPDCAサイクル

# 食品ロス削減推進計画



## 第1章 計画策定の背景

### 1 食品ロスの現状

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品のことであり、生産・製造、流通、販売、消費の各段階において、多様な形態で発生しています。国の推計（2019年度）によると、日本では年間2,510万トンの食品廃棄物等が排出され、このうち約23%にあたる約570万トンが食品ロスと試算されています。これは、国連世界食糧計画による世界の食料援助量（約420万トン）の1.4倍に相当します。また、食品ロスのうち、事業系食品ロスが約309万トン、家庭系食品ロスが約261万トンとなっています。

食品ロスに関する問題は、2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」では、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄の半減」がターゲットの1つとして盛り込まれる等、世界的にも大きな課題となっています。また、食品ロスによる食品廃棄物の焼却処理は、温室効果ガスを発生させることから、地球温暖化にもつながっています。



## 2 国の動向

国においては、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、総合的に食品ロス削減を推進するため、2019年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行されました。このなかで、食品ロスの削減を「国民運動」と位置付けています。また、2020年3月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減するとの目標が掲げられています。

### 食品ロス削減国民運動のキャラクター「ろすのん」

農林水産省は、食品ロス削減に取り組むため、食品ロス削減国民運動のシンボルマークとして、「ろすのん」を策定しました。外見の真ん中の赤丸は「お皿」を、下の二本線は「お箸」をイメージしています。



- ★名前の由来：食品ロスをなくす(non)という意味から命名
- ★口ぐせ：語尾に「のん」がつく
- ★好きな食べ物：刺身のつま、パセリ
- ★夢：食品ロスがなくなること
- ★好きな言葉：残り物には福がある

出典：農林水産省 HP

## 3 大阪府の動向

大阪府においては、食品ロスの削減の取組を総合的かつ計画的に推進するため、2021年3月に「大阪府食品ロス削減推進計画」が策定されました。そのなかで、府は事業者、府民、市町村と連携・協働して食品ロスの削減の取組を進めることが示されています。

### 〈大阪府食品ロス削減推進計画の概要〉

#### 【基本的な方向】

- ・府民の「もったいない」と「おいしさを追求する」心を大切にし、事業者、消費者、行政が一体となって、「もったいないやん！」食の都大阪でおいしくたべきろう」をスローガンに取組を進める。

#### 【計画の目標等】

- ・国の「基本方針」を踏まえ、府、市町村、事業者、消費者が連携・協働して取組を行い、2000年度比で2030年度までに食品ロス量の半減を目指す。
- ・食品ロス削減のための取組を行う府民の割合を90%とする。

#### 【基本的施策】

- ・ネットワーク懇談会等の検討の場で各立場からの意見交換により、流通の各段階の施策を具体化する取組を展開
- ・ネットワーク懇談会等の場を活用し、消費者と事業者のコミュニケーションを図り、消費者の認知度向上や行動変容を促す。

## 第2章 守口市における食品ロスの実態

### 1 家庭系食品ロス実態調査

2021年2月、本市は環境省の「市区町村食品ロス実態支援事業」を活用して、各家庭から排出される「燃やすごみ」の中に含まれる食品ロスの実態調査を実施しました。対象は200世帯程度を想定し、約400 kgの試料を調査しました。

### 2 「燃やすごみ」中の食品ロス量調査

各家庭から排出される「燃やすごみ」のうち、食品廃棄物の割合は23.4%でした。その食品廃棄物のうち、「手つかず食品」や「食べ残し」といった食品ロス量の割合は、35.1%でした。（図1）

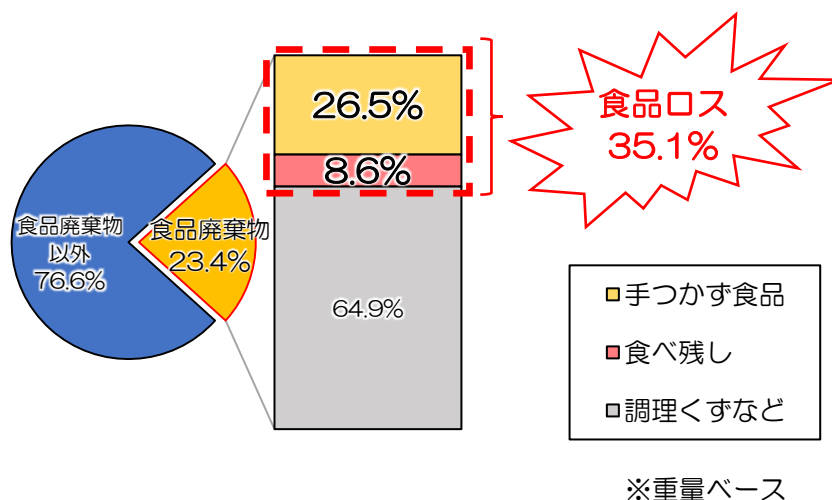


図1 食品廃棄物中における食品ロスの割合

### 3 食品ロス中の分類調査

食品ロスについて残存割合に着目し、「手つかず食品（100%残存）」「手つかず食品（50%以上残存）」「手つかず食品（50%未満残存）」「食べ残し」の4つに分類しました。（表1）

その結果、「手つかず食品（100%残存）」は38.9%、「手つかず食品（50%以上残存）」は19.2%、「手つかず食品（50%未満残存）」は17.5%、「食べ残し」は24.4%でした。（図2）

実際に分類した食品ロスについて、写真1から4に示します。

表1 家庭から排出される食品ロスの分類項目

分類	概要	具体例
手つかず食品	購入後全く手がつけられずに捨てられたもの (100%残存)	野菜、果物、卵、魚介類、肉類、パン類、菓子類、 麺類、缶詰・びん詰め、大豆製品(納豆、豆腐)、 乳製品(ヨーグルト)、調味料(マヨネーズ、ソース)等
	購入後ほとんど手がつけられずに捨てられたもの。概ね50%以上の原形を残すもの (50%以上残存)	上記と同様の品目で、概ね50%以上の原形を残すもの 例：袋に半分だけ残ったもやし、半分のりんご、 容器に半分だけ残ったドレッシング
	購入後一定程度手がつけられて捨てられたもの。概ね50%未満の原形を残すもの (50%未満残存)	上記と同様の品目で、概ね50%未満の原形を残すもの 例：袋に1/4だけ残ったもやし、1/4のりんご、 容器に1/4だけ残ったドレッシング
食べ残し	調理され又は生のまま食卓にのぼったもの	野菜、果物、卵、魚介類、肉類、パン類、菓子類、 麺类等

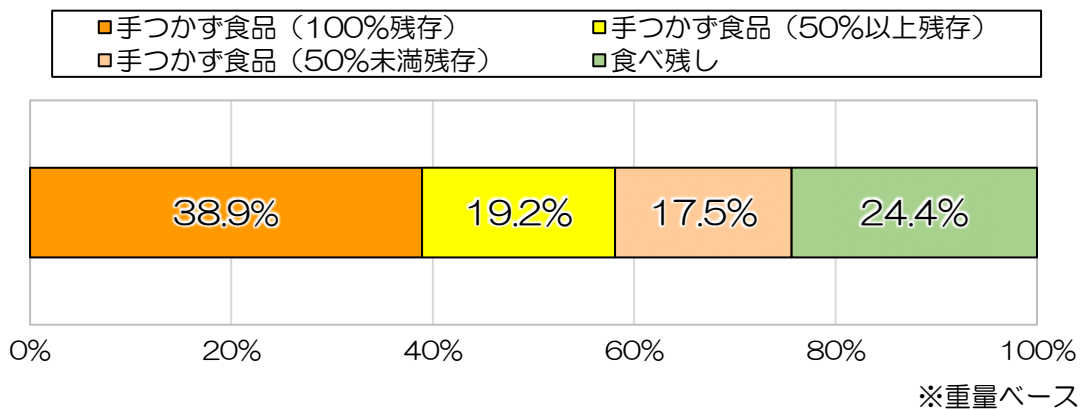


図2 食品ロスにおける直接廃棄、食べ残しの割合





写真1 手つかず食品（100%残存）



写真2 手つかず食品（50%以上残存）



写真3 手つかず食品（50%未満残存）



写真4 食べ残し



※写真は抜粋

### 食品ロスの内訳

実態調査において、食品ロスの内訳についても調査を行いました。その結果、半分以上残ったままの白菜等の「野菜」が31%と最も多く、食べきれなかったお米等の「食べ残し」が24%、未開封の小麦粉等の「穀類」が11%と続きました。

家庭から排出される食品ロスを削減するためには、これらの量を減らすことが重要となります。

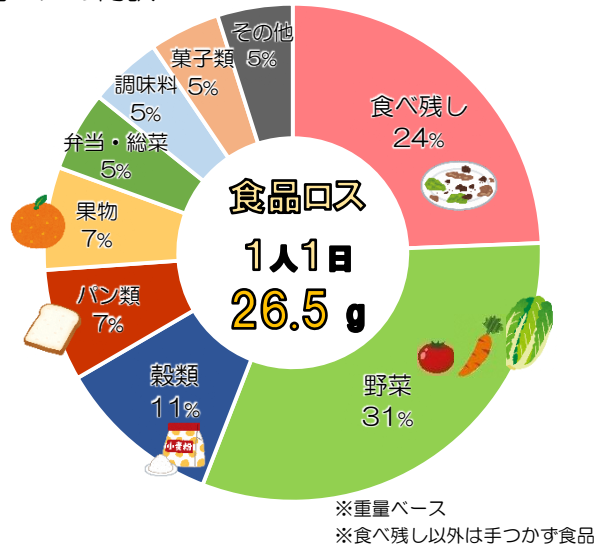
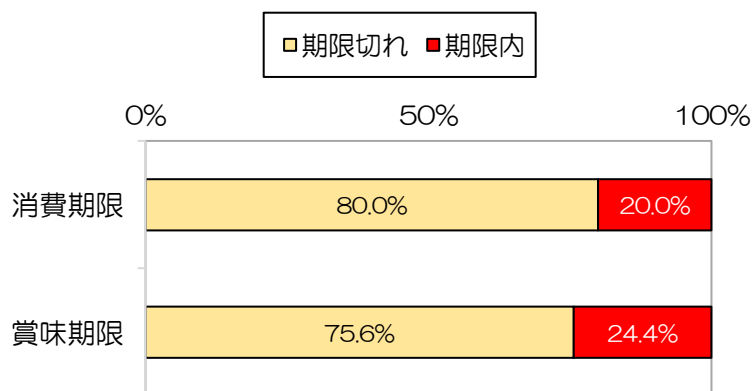


図 家庭から排出される食品ロスの内訳

#### 4 消費期限・賞味期限調査

食品ロスの中で消費期限又は賞味期限が表示されているものについて、期限内・期限切れのそれぞれの割合を調査しました。

その結果、消費期限について、「期限内」が20.0%、「期限切れ」が80.0%でした。賞味期限について、「期限内」が24.4%、「期限切れ」が75.6%でした。（図3）



※重量ベース

※各期限において、表示のあったものの総重量を100%とする

図3 表示のあった食品ロス中の「期限切れ」及び「期限内」の割合

## 「消費期限」と「賞味期限」

食品の期限表示は、「消費期限」と「賞味期限」の2種類があります。

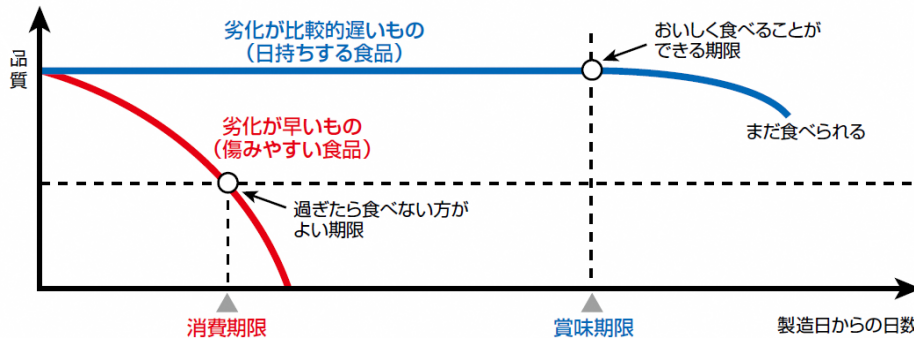
### 消費期限

- ◆いたみやすい食品に表示されていて、安全に食べられる期限のこと
- ◆期限を過ぎたら食べないことが望ましい

### 賞味期限

- ◆期間内であれば、おいしく食べられる期限のこと
- ◆期限を過ぎても、すぐに食べられないということではない

### 消費期限と賞味期限のイメージ



※消費期限や賞味期限は、未開封の状態、保存方法に表示されている方法で保存した場合の期限ですので、開封後や決められた方法で保存していない場合には、期限が過ぎる前であっても品質が劣化していることがあります。

出典：消費者庁パンフレット「知っておきたい食品の表示」

## 賞味期限調査の結果

実態調査において、賞味期限の記載があった手つかず食品のうち、「期限内」及び「期限切れから1週間以内」の食品は合計 59%であり、クッキーや小麦粉等、そのほとんどがまだ食べられそうな食品でした。余った食品は、レシピを工夫して使い切ったり、賞味期限が切れていても、本当に食べられないかどうか確認しましょう。一方「期限切れから1カ月を超える」食品は 25%でした。これらの食品ロスは、食品の管理不足が

原因と考えられるため、定期的に冷蔵庫や収納庫を整理することで減らしましょう。

また、残存割合に着目すると、「期限内」及び「期限切れから1週間以内」の食品のうち、約半分が全く手つかず（100%残存）の状態です。これらの食品ロスは、使い切れる量だけを購入したり、好みに合わない贈答品等はフードドライブを活用することで減らしましょう。

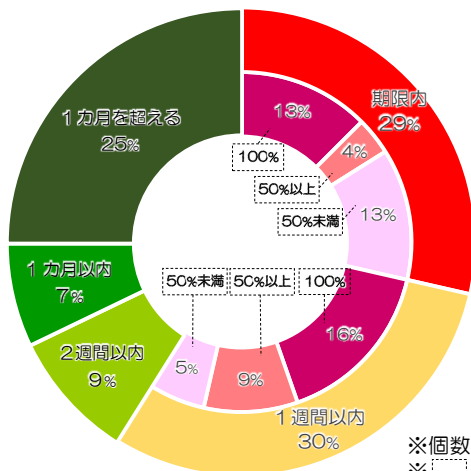


図 賞味期限調査の結果

※個数ベース  
 ※枠内の値は、手つかず食品の残存割合を示す  
 ※各値は小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計は 100%とはならない

### 第3章 計画の基本的事項

#### 1 計画の目的

本計画は、市民・事業者・行政が相互に連携・協力し、市民生活や事業活動等において食品ロス削減の取組を進めることを目的として策定するものです。

#### 2 計画の位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法第13条に基づく市町村食品ロス削減推進計画として策定します。

#### 3 計画の期間

計画期間は2021年度から2030年度までの10年間とし、基準年度は2000年度とします。

また、2026年度を中間目標年度とし、今後の社会情勢の変化、食品ロス削減推進法その他の制度の改正等を踏まえ、計画の見直しを行います。

#### 4 計画の対象範囲

本計画の対象は、本市から発生する食品ロスとします。

#### 5 計画の目標

2030年度までに、家庭系食品ロス量を2000年度比で半減することを目標とします。(表2、図4)

表2 食品ロスの削減目標

	基準年度 《2000年》	現状 《2020年》	中間目標年度 《2026年》	目標年度 《2030年度》
家庭系 食品ロス量 (t)	2,328	1,389	1,254	1,164
市民一人あたりの 食品ロス量 (g/日・人)	41.35	26.47	24.71	23.61

※基準年度は、2000年度の家庭系もやすごみ量に2020年度の組成調査の食品ロス発生率をかけることで推計

※目標年度の市民一人あたりの食品ロス量は、目標年度の食品ロス量及び2030年度の人口推計値から算出

※中間目標値は、2020年度の食品ロス量から2030年度の目標食品ロス量までの年平均削減量をもとに設定

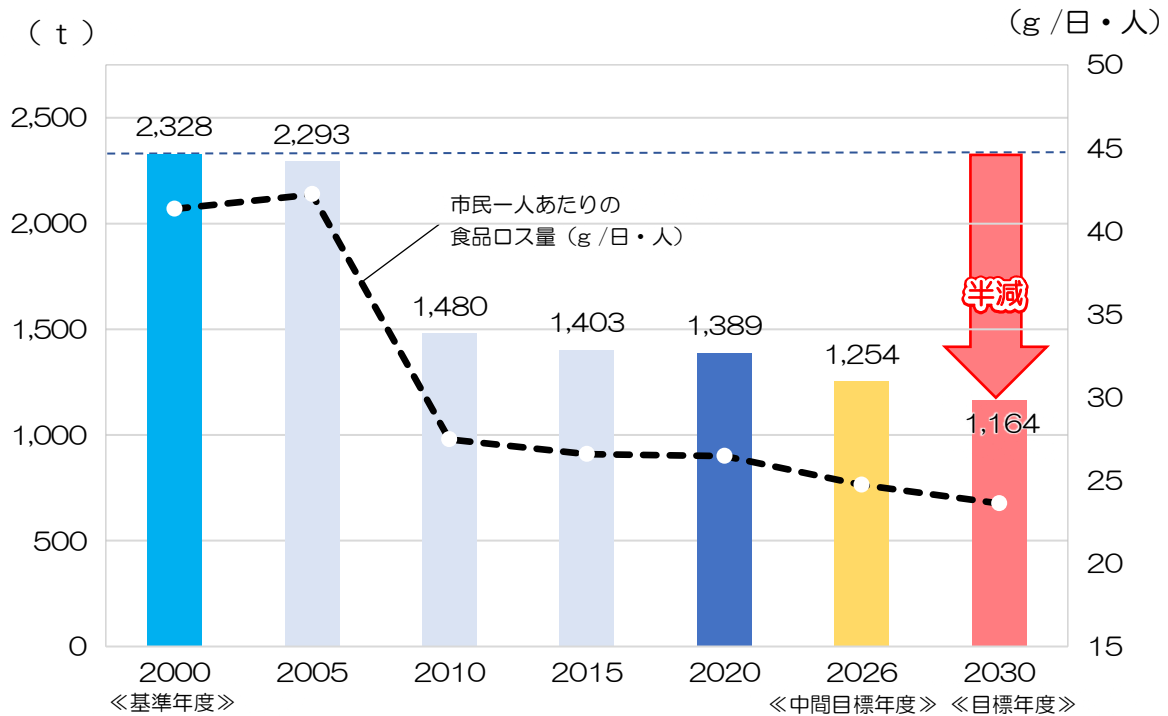
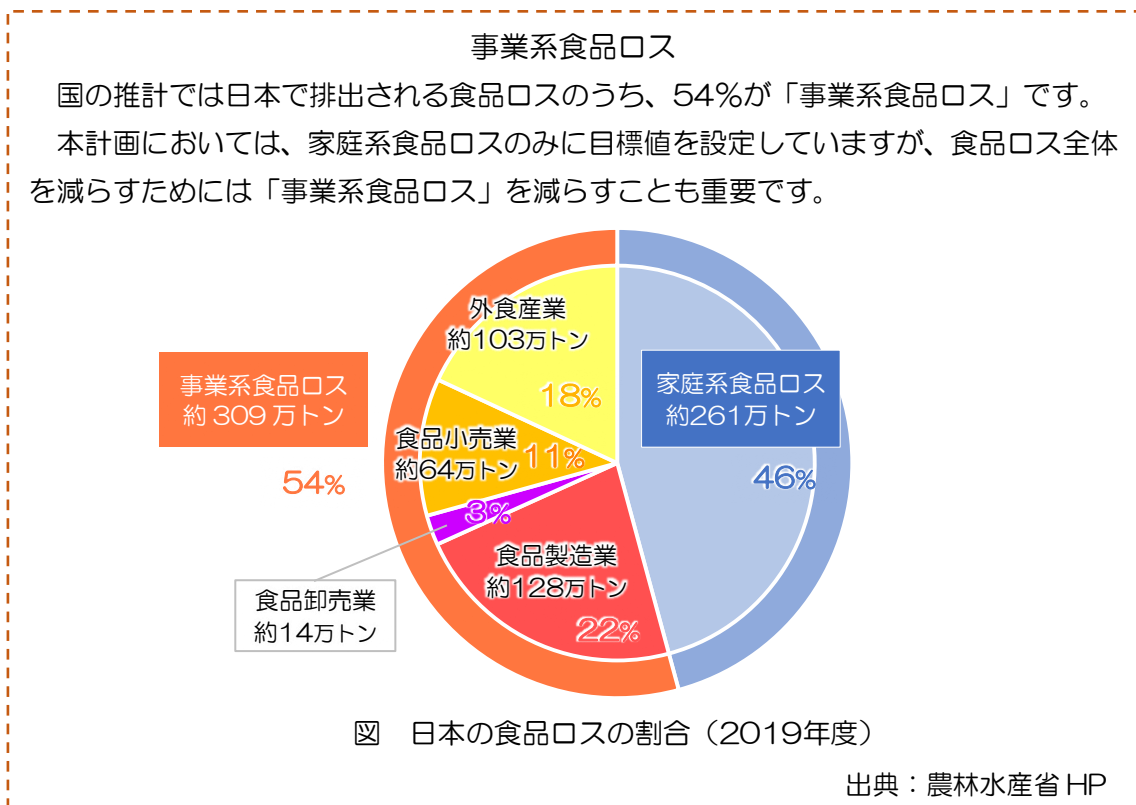


図4 食品ロス削減目標

※基準年度から2015年度までの食品ロス量及び一人あたりの食品ロス量は、2000年度の家庭系もやすごみ量に2020年度の組成調査の食品ロス発生率をかけることで推計



## 第4章 目標達成のための取組

### 1 取組の基本方針

食品ロスの削減を推進するためには、一人ひとりが意識を変えて、食品ロスを発生させないライフスタイルに変えていくことが重要です。そのためには、食品ロスに関する幅広い知識の普及・啓発を行い、食品ロスについて考える機会を創出し、食品ロスの削減に繋がる取組を推進します。

### 2 取組内容

#### (1) HP、広報誌、FM放送やSNS等を用いた情報提供と普及啓発

##### ① 消費者への取組

- ◆消費期限と賞味期限の違い等、期限表示の正しい知識の普及啓発
- ◆てまえどりの普及啓発
- ◆季節ごとの消費の機会に、予約購入や食べきり等に係る普及啓発
- ◆冷蔵庫の定期的な在庫管理や使いきれぬ量・食べられる量だけの購入といった「使う分だけ購入」の実践の呼び掛け等、手つかず食品の削減の普及啓発
- ◆無駄な食材を出しにくい調理方法や食材を長持ちさせる保存方法の普及啓発等、食材の有効活用の促進
- ◆会食や宴会における「3010運動」「宴会五箇条」の普及啓発

#### 「3010運動」と「宴会五箇条」

食品ロスの約20%は外食産業で発生しており、その多くが食べ残しです。外食時の「おいしい食べきり」は、飲食店における食品ロスの削減につながります。「おいしい食べきり」のために、宴会時は3010運動や宴会五箇条を実践しましょう。

##### 3010運動

注文の際  
適量を注文しましょう！

乾杯後30分は、  
席を立たず、料理を楽しみましょう！

お開き前10分は、  
自分の席に戻って、再度、料理を楽しみましょう！

##### 宴会五箇条

- ① まずは、適量注文
- ② 幹事から「おいしく食べきろう！」の声掛け
- ③ 開始30分、終了10分は、席を立たずにしっかり食べる「食べきりタイム！」
- ④ 食べきれない料理は仲間で分け合おう
- ⑤ それでも食べきれなかった料理は、お店に確認して持ち帰りましょう

出典：消費者庁、農林水産省、環境省 外食時のおいしく「食べきり」ガイド

## ② 事業者への取組

- ◆「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」の普及
- ◆会食や宴会における「3010運動」「宴会五箇条」の普及啓発
- ◆外食時の料理が残ってしまった場合に料理を持ち帰るドギーバッグの普及啓発
- ◆食品ロス削減に関する取組事例等の共有、周知

### おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度

大阪府では、積極的に食品ロス削減の取組を進める事業者と連携して、消費者への啓発活動をより効果的にすすめる「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」を創設しました（2018年度）。食品ロス削減に取り組む事業者について、広く他業種への働きかけを行い、パートナーシップ事業者の増加と効果的な消費者啓発を推進しています。



「おいしく食べきろう」ロゴマーク

## (2) 実態調査の実施と対策の推進

- ◆見直し年度、目標年度における食品ロス等の実態調査の実施
- ◆調査結果（食品ロスの内容、発生要因等の分析）に基づいた削減対策の実施

## (3) 効果的な削減方法等の情報収集及び提供

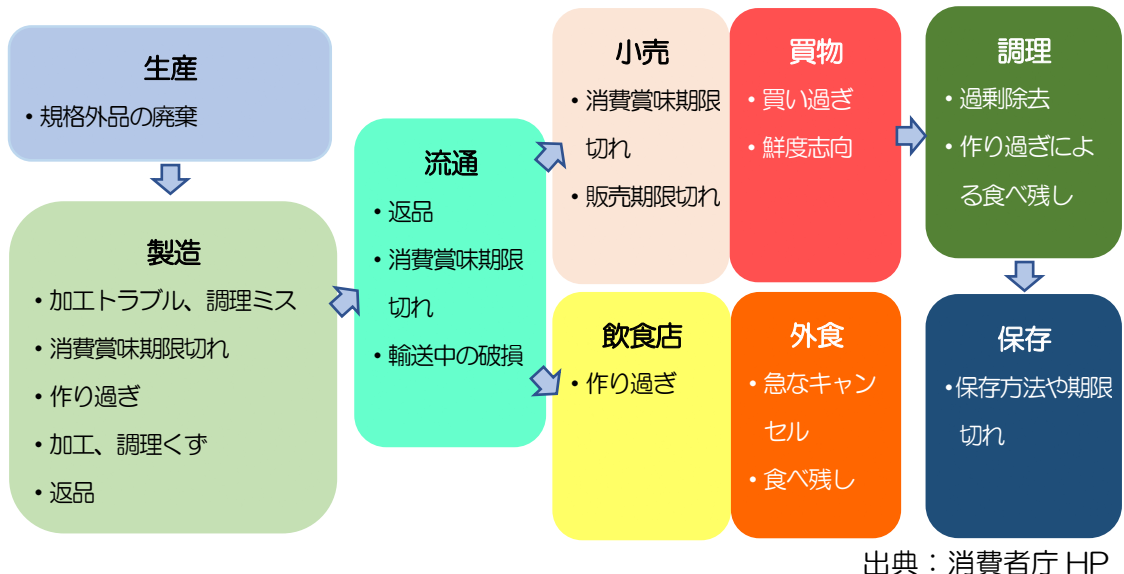
- ◆国や府、他自治体等の先進的な取組の情報収集及び周知
- ◆フードバンク活動団体等を通じたフードドライブ活動の周知・推進

## 3 各主体の役割

食品ロスは、消費者・事業者・行政それぞれが協働して削減に取り組む必要があります。食品ロスは、消費者と事業者の双方から発生しており、食品の製造から消費までの流れ（フードサプライチェーン）全体で取り組む必要があります。

### フードサプライチェーン中の食品ロス

食品ロスは、食品のライフサイクルのなかでも、生産・製造、流通、販売、消費といったあらゆる段階（サプライチェーン）で発生しています。主に、生産・製造段階では規格外品や見込み生産、流通段階では商習慣等による返品、販売段階では需要予測のズレ、消費段階では食べ残しや作り過ぎが食品ロスの発生の背景となっています。



#### (1) 消費者の役割

食品ロスの状況とその影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしのなかで自身が排出している食品ロスについて、適切に理解・把握します。その上で、食品ロスを削減するために自らができることを一人ひとりが考え、行動に移します。

また、食品ロス削減に取り組む事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援します。



## 家庭でできる食品ロス対策

食品ロス全体の約半分近くに当たる家庭系食品ロスを減らすために、日々の暮らしのなかでできることから取り組んでいきましょう！

### 食品の管理

- 買い物に行く前に冷蔵庫をチェックする
- 食品収納庫を減らす
- 保存方法をチェックする
- 備蓄食料等について、賞味期限を考えて古いものは日常生活で消費して、使った分を買って足すローリングストックを実践する



### 買い物時の工夫

- 使う分だけ買う
- 「てまえどり」を心掛ける
- 空腹で買い物しない



### 調理時の工夫

- 残っている食材から使う
- 食べきれぬ量だけつくる
- 余った食材や料理は、ほかの料理にリメイクする



## (2) 事業者の役割

### ① 食品製造業者

食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組めます。また、年月表示化等賞味期限の大括り化に取り組めます。

### ② 食品卸売・小売業者

食品小売業者サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しいルール（1/3ルール等）の緩和や需要予測の高度化、受発注リードタイムの調整等による適正発注の推進等の商習慣の見直しに取り組めます。また、小分け販売や少量販売等、市民が使い切りやすい工夫に取り組めます。

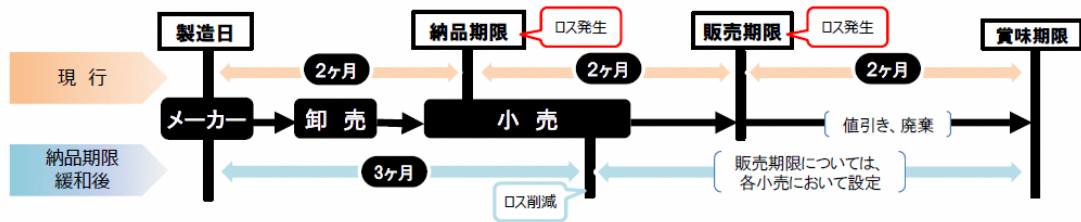
### ③ 外食産業者

天候や日取り（曜日）、消費者の特性等を考慮した仕入れ、提供等の工夫や、消費者が食べきれぬ量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニュー等）の導入に努めます。また、衛生上の注意事項を説明したうえで、可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨わかりやすい情報提供を行います。

### 3分の1ルール緩和

3分の1ルールとは、賞味期限を3分割し、最初の3分の1の期限までに食品製造事業者や卸売事業者が小売りに納品する食品業界独特の商習慣です。納品期限を3分の1から2分の1に見直した場合、食品製造業の未出荷廃棄の削減や物流センターからの納品期限切れ発生数量が減り、返品が削減されることが見込まれます。

※ 賞味期間6ヶ月の例



出典：農林水産省 HP

### (3) 行政（市）の役割

本市は自ら率先して食品ロスの削減に向けた取組を実践するとともに、市民、事業者、関係団体等の取組に対し、積極的な支援を実施します。また、取組を実施する消費者、事業者が増えるよう、食品ロス削減に関する普及啓発を行います。

### 4 計画の推進管理

計画を着実に推進するために、Plan、Do、Check、ActionのPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。また、進捗状況については、市ホームページや「もりぐちの環境」で広く市民・事業者公表します。

皆様のご協力をお願いいたします



---

# 用語集

---

— ア —

**RDF**

可燃ごみや廃プラスチック類等から作られる固形燃料のことをいう。

— イ —

**一般廃棄物**

産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物は家庭から排出されるものと事業所から排出されるものに分けられる。

**一般廃棄物処理計画**

一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる一般廃棄物処理基本計画と、基本計画に基づき、年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める一般廃棄物処理実施計画から構成されている。

— オ —

**大阪府循環型社会推進計画**

都道府県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の第 1 項に基づいて廃棄物の減量その他適正な処理に関する計画を定めることとされている。大阪府では、府域における生産・流通、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環に向けた取り組みを促進し、資源循環型の社会の構築を目指している。

**大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックスセンター）**

大阪湾広域臨海環境整備センター法（昭和 56 年法律第 76 号）に基づき昭和 57 年に設立され、近畿 2 府 4 県から発生する廃棄物（一般廃棄物及び産業廃棄物）を安定的に処理している。

**オフィス町内会**

オフィスから出る OA 用紙等の古紙類を資源化するために、複数のオフィスが共同で資源を回収する仕組みをいう。

— カ —

**各種リサイクル法**

資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法をいう。

**家電リサイクル法**

特定家庭用機器再商品化法の略称。一般家庭や事業所から排出されたエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の 4 品目から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律をいう。

### **合併処理浄化槽**

生活排水のうち、し尿と台所や風呂等の雑排水をあわせて処理ができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を「みなし処理浄化槽」といい、現在では単独処理浄化槽の新設は、浄化槽法で禁止されている。

— コ —

### **小型家電リサイクル法**

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の略称。デジタルカメラやゲーム機等に利用されている金属その他の有用なものの相当分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、再資源化を促進するために定められた法律をいう。

— サ —

### **3R**

廃棄物等の発生抑制（リデュース：資源を効率的に使用し製品を作り、又、長期に渡り使用する等により、廃棄物になる量を抑制すること）、再使用（リユース：使い捨てせず、繰り返し使用すること）、再生利用（リサイクル：資源として再び利用すること）の3つの頭文字をとり『3R』としている。

### **最終処分率**

ごみ等総量のうち、フェニックスセンターで埋立処分された廃棄物の割合をいう。

### **産業廃棄物**

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。

### **三成分**

水分・可燃分・灰分をいい、それぞれごみ中に含まれる水分・可燃分・缶、ビン、土砂等の不燃物をいう。

－ シ －

**事業系一般廃棄物**

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物に指定されていないものは、一般廃棄物に含まれ、事業系一般廃棄物と呼ばれている。

**自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）**

ごみを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために、自動車のリサイクルについて自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律である。

**し尿**

人体から排出される大便と小便の混合物のこと。

**集団回収**

自治会、PTA、老人会、子ども会やその他の地域団体が中心となって古紙類等4品目の資源を集め、これを回収業者に引き取ってもらうことにより資源化を推進する活動をいう。

**循環型社会**

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされている。

**焼却残渣**

可燃ごみを焼却した後に発生する残渣をいう。焼却残渣は焼却主灰と焼却飛灰に分けられ、本市ではともにフェニックスセンターへ埋立処分を委託している。

**食品リサイクル法**

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の略称。食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程において生じたクズなどの食品廃棄物の発生抑制と再生利用のために、食品関連事業者である食品メーカー、スーパー、八百屋、飲食店や旅館などが取り組むべき事項が規定されている。

－ テ －

**低位発熱量**

ごみの発熱量から、ごみに含まれる水分が気化する際に失われる熱量を除いた熱量であり、真発熱量ともいう。ごみ焼却施設の設計や運転管理に重要な指標となる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律はこうした廃棄物を環境大臣が「適正処理困難物」に指定できると定めている。

－ ト －

#### **特定家庭用機器廃棄物**

エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目がこれに該当し、家電リサイクル法でリサイクルが義務付けられている。

#### **特別管理一般廃棄物**

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他、人の健康または生活環境に係わる被害を生じるおそれのある性状を有するものとして政令で定められている廃棄物。

－ ニ －

#### **2R**

廃棄物等の発生抑制（リデュース：資源を効率的に使用し製品を作り、又、長期に渡り使用する等により、廃棄物になる量を抑制すること）、再使用（リユース：使い捨てせず、繰り返し使用すること）の2つの頭文字をとり『2R』としている。

－ ハ －

#### **ばいじん**

物が燃えた際に発生、飛散する微細な物質のことである。

－ ヒ －

#### **PCB**

PCBは、ポリ塩化ビフェニルの総称である。化学的に性状が安定で、燃えにくく、絶縁性が高いという特徴から、電気機器用の絶縁油、熱交換器の熱媒体、感圧複写紙等に広く利用されてきた。しかし、発がん性などの恐れから昭和47年にPCBの製造が禁止されている。

#### **PDCAサイクル**

Plan、Do、Check、Actionの頭文字を取ったもので、組織が環境方針及び環境負荷を削減する目的・目標を定め、その実現のための計画（Plan）を立て、それを具体的に実施（Do）する。その結果を点検（Check）し、さらに次のステップを目指して見直し（Action）を行うこと。

#### **一人一日あたりのごみ排出量**

年間排出量を人口及び年間日数で除した値であり、各自治体のごみの排出状況等の評価に用いられる。

#### **飛灰**

集じん器、ボイラ、ガス冷却塔等で捕集された細かい灰をいう。

### **飛灰処理物**

飛灰を薬剤等で処理したものである。

－ フ －

### **不法投棄**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条の「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」という条文に反して廃棄物を投棄する行為のことである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 25 条に罰則規定が設けられている。

－ ヨ －

### **容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）**

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施する、という役割分担を定めた法律である。

### **熔融**

焼却灰などを 1,200℃以上という高温で溶かし、これを固めてスラグ（黒いガラス粒状の物質）にする処理方法である。

### **熔融スラグ**

焼却灰または焼却灰と飛灰の混合灰を熔融したときの融液を冷却して得られる無機物。

－ リ －

### **リサイクル**

【Recycle：再生利用】、3R のひとつ。廃棄される物から再度利用できるものを資源として再び使用し、製品等を生産することを指す。具体的には、生産者や販売者が使用済みの製品、部品、容器などを回収して修理・洗浄等をしてから、再び製品や部品、容器として使う場合がある。

### **リデュース**

【Reduce：抑制】、3R のひとつ。生産段階で資源を有効利用することや、長期使用することで廃棄物になる量を削減するといった、廃棄物になる段階で発生抑制をすることを指す。

### **リユース**

【Reuse：再使用】、3R のひとつ。一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うことを指す。